

令和3年度

包括外部監査の結果報告書

自然環境に係る財務事務の執行について

令和4年2月

岩手県包括外部監査人

公認会計士 宮澤義典

目 次

第1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件	1
3	特定の事件を選定した理由	1
4	外部監査の対象期間	1
5	外部監査の方法	2
	(1) 監査着眼点	2
	(2) 実施した主な監査手続	2
6	外部監査の実施期間	2
7	包括外部監査人補助者の資格及び氏名	2
8	利害関係	2
第2	監査対象の概要	3
1	組織	3
2	歳出決算額の推移	5
第3	外部監査の結果及び意見	6
I	個別検出事項	6
1	事業評価	7
	(1) 人件費の考慮	7
	(2) 事業目的と成果指標の整合性	9
	(3) 事業費と成果指標の整合性	12
	(4) 効果測定の実施	13
	(5) 目標設定水準の充分性	14
	(6) 単位当たりコストの考慮	16
	(7) 評価結果の合理的根拠	18
	(8) 大規模事業評価の実施方法	20
	(9) 内部統制基本方針とリスク評価の整合性	22
2	契約	25
	(1) 損失補償契約	26
	(2) PFI 導入検討の充分性	28
	(3) 無利子貸付	32
	(4) 無償貸付け	34
	(5) 県の事業リスク負担の明確化	35
	(6) 委託管理の充分性	37
	(7) 自治体間の連携方策の検討余地	38

3	補助金	42
	(1) 収益事業に対する補助	42
	(2) 事業効果の検証の十分性	44
	(3) 県と協議会との契約関係	46
4	出資法人管理	48
	(1) 代替性評価の十分性	48
	(2) 職員派遣の必要性	51
	(3) 派遣職員の人件費負担	52
	(4) 無償による業務支援	53
	(5) 無償取引の情報開示	54
	(6) 引当金の計上方法	56
	(7) 減価償却費の計上方法	58
	(8) 支配法人との取引開示	60
5	監査結果の措置	62
	(1) 改善措置の十分性	62
II	成果を重視する行政の推進と県民への説明責任	64
1	現状の問題認識	64
2	県が取り組むべき課題	65
	(1) 行政活動を目的化せず、効果（成果）の検証を	65
	(2) 的確なリスク評価と対応	66
	添付資料 1. 政策評価	67
	添付資料 2. 事務事業評価	83
	添付資料 3. 公共関与型産業廃棄物最終処分場整備事業 事前評価調書	84
	添付資料 4. 内部統制基本方針	93
	添付資料 5. 内部統制評価報告書	94
	添付資料 6. 個別施設計画（旧松尾鉱山鉱害防止施設）	95
	添付資料 7. シカ・イノシシ捕獲数の推移	95
	添付資料 8. 事業団の運営評価結果	98
	添付資料 9. 事業団の長期収支計画	104
	添付資料 10. 令和 2 年度包括外部監査結果の措置計画	105

報告書中の表は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合等があります。また、金額の注記がないものについては、税込額を記載しています。

包括外部監査の結果報告書

「自然環境に係る財務事務の執行について」

岩手県包括外部監査人 公認会計士 宮澤義典

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下同じ。）第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

自然環境に係る財務事務の執行について

監査対象機関は、以下のとおりである。

環境生活部環境生活企画室

環境保全課

資源循環推進課

自然保護課

廃棄物特別対策室

一般財団法人クリーンいわて事業団（以下「事業団」という。）

3 特定の事件を選定した理由

岩手県（以下「県」という。）では、良好な自然環境の保全や循環型地域社会の形成、再生可能エネルギーの導入をはじめとする地球温暖化対策などを進めることにより、自然に恵まれていることを実感できる岩手の実現に向けた取組を展開している。

一方、地球温暖化対策の国際的関心の高まりや国が掲げる「グリーン社会の実現」に向けた施策等の外部環境変化を踏まえ、県の取組内容の見直しが必要になることも考えられる。

よって、自然環境に係る財務事務の執行について、包括外部監査人の立場から検討を加えることは、今後の行政運営にとって有意義と認識し、本年度の包括外部監査の特定の事件として選定した。

4 外部監査の対象期間

令和2年度とするが、必要に応じて過年度及び令和3年度の一部についても監査対象に含めている。

5 外部監査の方法

(1) 監査着眼点

- ① 事業評価は適切か
- ② 委託等の契約は適切か
- ③ 補助金等の事務手続は適切か
- ④ 出資法人管理は適切か

(2) 実施した主な監査手続

実施した主な監査手続は次のとおりである。なお、監査手続の適用に当たっては効率的な監査を実施するという観点から、重要と判断したものに限定し、原則として試査¹により行った。

- ① 予備調査
 - 監査対象業務の関連資料を入手し、分析・質問することにより、当該業務の現状と課題を把握した。
- ② 本監査
 - 予備調査の結果に基づき、「(1) 監査着眼点」について経済性、効率性及び有効性（3E）並びに合規性の観点から検討を行った。検討に際しては、関連資料を閲覧し、必要に応じて関係部署に対する質問を行った。
 - 青森県・岩手県境不法投棄事案の現場を視察した。

6 外部監査の実施期間

令和3年4月1日から令和4年2月7日まで

7 包括外部監査人補助者の資格及び氏名

公認会計士	井口立和
公認会計士	張敬典

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

¹ 試査とは、特定の監査手続の実施に際して監査対象となる母集団からその一部の項目を抽出し、それに対して監査手続を実施することをいう。

第2 監査対象の概要

1 組織

監査対象は、環境生活部の県民くらしの安全課及び若者女性協働推進室を除く5室課とした。分掌事務と現員は以下のとおりである。

室課	担当	分掌事務	現員(名)
環境生活企画室	企画及び管理	(1)部の総括に関する事。 (2)部内各課等の連絡に関する事。 (3)部内他室及び課の主管に属しない事。	24
	企画	(1)環境生活行政の企画及び調整に関する事。 (2)部内の予算に関する事。 (3)環境審議会に関する事	
	管理	(1)部内の事務管理、人事、経理及び物品の管理に関する事。 (2)部内の事務に係る叙位、叙勲及び褒章（紺綬褒章を除く。）に関する事。 (3)食肉衛生検査所、環境保健研究センター及び県民生活センターに関する事。	
	温暖化・エネルギー対策	(1)地球温暖化対策に関する事。 (2)環境マネジメントシステムに関する事。 (3)エネルギーの開発及び確保に関する調査及び調整に関する事（他課等の主管に属するものを除く。）。 (4)電源開発に関する調査及び調整に関する事。 (5)発電用施設周辺地域の整備に関する事。 (6)地熱熱水の開発及び利用並びにその調整に関する事（他課等の主管に属するものを除く。）。 (7)国家石油備蓄基地に関する事。	
	ジオパーク推進	(1)三陸ジオパークの推進に関する事。	
環境保全課	鉱業・水資源	(1)鉱業権設定の出願に係る協議に関する事。 (2)採石業に関する事。 (3)砂利採取業に関する事（河川課の主管に属するものを除く。）。 (4)鉱害の防止に関する事。 (5)水資源の開発に関する総合的な企画及び利用の調整に関する事。	18
	環境調整	(1)大気汚染、水質汚濁、騒音その他の公害の防止に関する事。 (2)化学物質対策に関する事。 (3)公害紛争の処理に関する事。	
	環境影響評価・土地利用	(1)環境影響評価に関する事。 (2)国土利用計画に関する事。 (3)土地利用基本計画に関する事。 (4)土地取引の規制に関する事。 (5)遊休土地に関する事。 (6)土地利用に係る助言、勧告及び調整に関する事。 (7)地価調査に関する事。 (8)不動産鑑定業者の登録及び指導監督に関する事。 (9)不動産鑑定士等の団体に対する監督、助言及び勧告に関する事。 (10)国土利用計画審議会、土地利用審査会及び環境影響評価技術審査会に関する事。	

室課	担当	分掌事務	現員(名)
資源循環推進課	廃棄物対策	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関すること（廃棄物特別対策室の主管に属するものを除く。）。 (2) 廃棄物の不適正処理の監視指導に関すること（廃棄物特別対策室の主管に属するものを除く。）。 (3) 公共関与による廃棄物処理施設に関すること（新たな公共関与による廃棄物処理施設の整備に係るものを除く。）。	18
	資源循環	(1) 循環型社会の形成に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。 (2) 海岸漂着物等の処理等の総括に関すること。 (3) 浄化槽に関すること（建設技術振興課及び下水環境課の主管に属するものを除く。）。 (4) 使用済自動車の再資源化等に関すること。 (5) 産業廃棄物処理施設に係る許可等に関すること。	
自然保護課	野生生物	(1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関すること。 (2) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存及び希少野生動植物の保護に関すること。	12
	自然公園	(1) 自然環境の保全に関すること。 (2) 自然公園に関すること。 (3) 温泉に関すること。	
廃棄物特別対策室	再生・整備	(1) 二戸市上斗米地区における産業廃棄物の不法投棄対策に係る調査追及に関すること。 (2) 二戸市上斗米地区における産業廃棄物の不法投棄対策に係る再生・整備に関すること。	10
	廃棄物施設整備	(1) 新たな公共関与による廃棄物処理施設の整備に関すること。	
		計	82

出所：分掌事務は岩手県知事部局行政組織規則（平成 13 年岩手県規則第 46 号）、現員は各室課作成資料

（注1） 現員は令和 3 年 4 月 1 日現在を表す。

2 歳出決算額の推移

今回の包括外部監査の対象である環境生活部 5 室課に係る歳出決算額の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	監査対象	備考
報酬	101,619	101,389	146,623		
給料	1,132,361	1,159,687	1,204,900		環境生活部（監査対象外の室課を含む）に係るもの
職員手当等	717,669	729,326	763,638		
共済費	403,879	407,972	422,590		
賃金	30,448	29,434	-		
報償費	3,148	3,098	3,429		
旅費	21,769	19,232	17,052		
交際費	204	219	2,384		
需用費	33,442	35,167	38,740		
役務費	10,200	10,099	10,785		
委託料	1,127,354	1,320,964	1,414,571	●	
使用料及び賃借料	3,385	3,748	9,426		
工事請負費	239,112	295,454	592,421	●	
備品購入費	299	59,337	4,075		
負担金、補助金及び交付金	372,852	333,591	558,389	●	
貸付金	1,768,748	1,485,321	1,797,685	●	
補償、補填及び賠償金	24,621	20,499	108,747		
償還金、利子及び割引料	203,845	316,657	264,136		
出資金	7,810	-	-		
積立金	10,688	25,823	27,309		
公課費	94	34	159		
繰出金	734	1,077	2,138		
計	6,214,289	6,358,141	7,389,207		

出所：監査対象各室課作成資料をもとに包括外部監査人が作成

第3 外部監査の結果及び意見

I 個別検出事項

今回の監査の過程で発見された個別検出事項については、「指摘」と「意見」に分けており、以下の判断基準によって区分したものである。

区分	根拠規定	監査上の判断基準
指摘	監査の結果(地方自治法第 252 条の 37 第 5 項)	違法 (法令、条例、規則等の違反) 不当 (違法ではないが、①行為の目的が、その法令等の予定するものとは別のものである ②法令等の運用の仕方が不十分である、又は不適切である ③社会通念上、適切でないもの)
意見	監査の結果に添えて提出する意見 (地方自治法第 252 条の 38 第 2 項)	違法または不当なもの以外で、包括外部監査人が個別検出事項として記載することが適当と判断したもの

個別検出事項を監査着眼点に基づく監査上の論点ごとに整理して記載したのは、今回の監査対象の範囲外においても県が財務事務の点検を行う場合の参考になると判断したことによる。

1 事業評価

県が実施している事業評価の区分と今回の監査対象を整理すると以下のとおりである。

区分	事業評価の目的	自然環境に係るもの (令和2年度)	監査対象
政策評価	県政の総合的な計画の課題等を検証し、その結果を次の政策等に適切に反映させることにより、効果的かつ効率的な行政を推進するとともに、県民の視点に立った成果重視の行政運営を図ること	添付資料1. 政策評価	—
事務事業評価	政策評価の対象と連動し、構成事業の「活動内容指標」と「成果指標」の状況を評価した上で、事業の必要性や有効性等を考慮し「今後の方向」を取りまとめること	添付資料2. 事務事業評価	同左
公共事業評価	道路、河川、農業農村整備等の社会資本整備を目的とする事業の効率化及び重点化を図るとともに、その実施過程の透明性の向上を図ること	該当なし	—
大規模事業評価	大規模施設整備事業（総事業費が25億円以上）を対象に、より一層詳細で慎重な評価を行うことで、県民への説明責任を果たすとともに、事業の効果的・効率的な推進に資すること	該当なし	添付資料3. 公共関与型産業廃棄物最終処分場整備事業事前評価調書

(1) 人件費の考慮

事務事業評価の対象は、一般会計に属する経費のうち、主要経費に該当する事務事業であって、政策的な性格を有するものとして政策企画部長が指定したものとされている（事務事業評価実施要領第3）。

事務事業評価の評価対象事業費と歳出決算額を比較した結果は以下のとおりである。

		金額（千円）
評価対象事業費（合計額）		4,433,873
歳出決算額		7,389,207
差異		2,955,334
差異の内訳	職員人件費	2,537,751
	その他	417,583

出所：各室課作成資料をもとに包括外部監査人が作成

また、資源循環推進課を対象に、評価対象事業費と職員人件費の関係を整理すると以下のとおりである。

(単位：千円)

事業名	R2 決算額	資源循環推進課の職員人件費		
		職員数 (人)	金額	決算額に含まれる人件費
循環型地域社会形成推進事業費	111,661	6	12,825	コーディネーター、PCB 廃棄物適正処理指導員、 事務補助員
海岸漂着物等地域対策推進事業費	15,728			
産業廃棄物処理モデル事業推進費	21			事業団への派遣職員 1 名 (注)
廃棄物処理モデル施設整備費	2,658			
廃棄物適正処理監視等推進費	36,631			産廃 G メン 11 名 23,043 千円 (振興局職員)
(評価対象事業費に含まれない職員人件費)		19	98,675	
合計	166,699	25	111,500	

出所：資源循環推進課作成資料をもとに包括外部監査人が作成

(注) 個別事業と業務従事の対応が明確な職員であるが、評価対象事業費に反映されていない。

一方、県は事務事業評価の結果を予算調整に反映することや、民間委託等の積極的な推進を掲げている。

第1 全般的事項 (中略) 12 政策評価及び事務事業評価の結果を予算調整に反映し、予算調整事務の合理化を図ること。 第2 歳入歳出に関する事項 (中略) 2歳出 (中略) (8) 事務・事業のうち民間委託等により実施することが効果的であると認められるものについては、適切な管理の下に民間委託等を積極的に推進すること。
--

出所：令和2年度予算要求・調整要領（令和元年10月4日 岩手県）

【現状の問題点（意見）】

職員人件費の多くが事務事業評価の対象に含まれていないため、その妥当性が問題となる。この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- 県の評価制度は、「いわて県民計画（2019-2028）」の進捗状況を測るための評価であり、次年度の政策への反映を目的としていることから、政策的経費に係る事業を対象としている。職員人件費は一般行政経費であるため、事務事業評価の対象に含めていない。
- 評価結果は、主要な施策の成果を説明する書類（地方自治法第233条第5項）としての位置付けもあることから、決算資料の事項別明細書に記載されている事業費と異なっている。

しまい、整合が図られなくなるため、予算事業別に評価することが適切と考えている。

- ▶ 人件費の評価への活用については、業務を担当する人員が一つの業務のみを担当するものではなく、行政経営上判断された人員を活用して複数の業務を兼務している。職員は、主要事業のほか、廃棄物処理施設設置や廃棄物処理業に係る許認可事務など様々な事務に携わっていることから、主要事業への業務従事の割合等を算出し、携わる人員の正確な予算を算出することは極めて困難である。また、担当する職員が変わったことによる給与の違いによって、政策目標に照らした当該事業の効果の良否を判断することは適切とは言えないなど課題が多く、いわて県民計画の進捗状況を把握するための現在の政策評価システムには馴染まない。なお、人員等の妥当性については政策評価システムではなく、行政経営上評価されるものと認識している。

しかし、以下の状況を考慮すると、職員人件費を考慮せず、評価対象事業に係る効率性や有効性評価が十分に実施可能といえるか疑問である。

- ▶ 個別事業と業務従事の対応が明確な職員であっても、評価対象事業費に含まれない人件費があること。また、評価対象事業費と人件費総額との乖離が大きいこと
- ▶ 個別事業に専従ではなくとも、業務従事に応じた事業別人件費計算は可能と考えられる。資源循環推進課の例では、評価対象事業費（合計）166,699千円に対して、これに含まれない職員人件費は98,675千円であり、評価対象事業費の約6割に相当すること
- ▶ 県が掲げる民間委託等を積極的に推進するためには、事務事業別の行政コスト（職員人件費を含む）を的確に把握することが有効であること

【解決の方向性】

現行の事務事業評価の対象外になっている重要な経費（職員人件費を含む）のうち、当該重要な経費の占める割合が大きい事業については、これを考慮のうえ評価対象事業に係る効率性や有効性評価を行う。

(2) 事業目的と成果指標の整合性

事務事業評価において、各評価対象事業に設定された活動内容指標や成果指標は「添付資料2. 事務事業評価」を参照されたい。

県は行政経営プランにおける取組として「成果を重視する行政の推進」を掲げている。

(2) 政策評価の質の向上

現状と課題

- ・ 政策評価の結果を次の施策や事業に適切に反映させることにより、効果的かつ効率的な行政を推進するとともに、県民の視点に立って成果を重視する行政経営に取り組んでいく必要があります。
- ・ 県が行う内部評価とは異なる視点を評価に反映させることにより、政策評価の客観性を一層高め、その質の向上を図っていく必要があります。

出所：行政経営プラン

【現状の問題点（意見）】

県が掲げる「成果を重視する行政の推進」の観点から、評価対象事業に設定された成果指標の妥当性が問題となる。

この点につき、県の説明によると以下の点から設定している成果指標は適切である、とのことである。

- 県で実施している事務事業評価においては、活動指標をアウトプット、成果指標を初期アウトカムで設定しており、上位施策の評価との連動を踏まえて成果指標として設定していること
 (注) 事務事業の性質上、活動内容指標と成果指標の設定が難しいものについては、いずれか一方のみを設定することを認めている。
- イベントや研修会等においては、開催回数というアウトプットに対して、どれほどの人員が参加したのかという初期アウトカムを成果指標として設定し、その結果得られる中間アウトカムが県の具体的推進方策指標として設定していること
- 具体的推進方策指標（中間アウトカム）と事務事業の成果指標（初期アウトカム）を個別に設定することが難しい場合については、具体的推進方策指標と同じ指標を設定しており、通常行われる方法であること
- 事務事業評価で設定している成果指標が各評価対象事業の成果を的確に表している点は事務事業評価を所掌する政策企画課の確認を受けていること

しかし、以下の事業について、より適切な成果指標の設定が可能と考えることから、包括外部監査人の所見を記載する。

番号	成果指標名	指標設定の考え方（県の説明）	左記に対する包括外部監査人の所見
658	ニホンジカの捕獲数	第5次シカ管理計画（平成29年3月岩手県）において、シカの個体数低減を図るため、毎年の捕獲目標を10,000頭以上としている。 推定個体数は、あくまでも一定の条件下において推計された結果であり、成果指標として適切とは言えない。捕獲数が計画で目標に掲げる個体数調整に資するものであることから、成果指標と考えている。 なお、市町村ごとの被害額は公表していない。	第5次シカ管理計画では以下の基本目標が掲げられている。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ シカの推定個体数を半減（令和5年度末まで） ➤ 農林業被害の早急な軽減と自然植生被害の抑制 ➤ モニタリング調査を継続することによる県独自の個体数推定の算出 当該目標を踏まえれば、推定個体数や被害軽減が成果指標として合理的ではないか。
	イノシシの捕獲頭数	当県では捕獲数が少なく、生息地域にも偏りがあることから、県内の推定個体数が把握できていないため、捕獲頭数を成果指標とした。 なお、市町村ごとの被害額は公表していない。	「生息数の抑制及び、被害の抑制を図る」（第2次イノシシ管理計画（平成29年3月岩手県））ことが基本目標であるから、被害軽減が成果指標として合理的ではないか。

番号	成果指標名	指標設定の考え方（県の説明）	左記に対する包括外部監査人の所見
677	エコショップ いわて認定 店舗数	エコショップいわて認定店認定制度では、エコショップ事業者自体のごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組むことを促進するとともに、県と市町村が協働して、認定店と連携した県民への3Rの普及啓発を行うことが重要であることから、認定店舗数が本件事業の成果指標として妥当である。	3R促進という事業目的を考慮すれば、廃棄物の発生抑制に関連する指標として、「エコショップいわて認定店等における店頭資源回収量」等が成果指標として合理的ではないか。
	事業者等の 3R推進の取 組に対する 支援実施件 数	岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業は、事業者等が3R推進の取組に要する事業費を補助する制度である。事業者の支援には複数のメニューがあり、必ずしも廃棄物の減量化量だけで評価できるものではないため、支援実施件数が成果指標として妥当である。	多くの支援事案において「産業廃棄物等の発生抑制等の達成目標」が掲げられているため、本件事業による廃棄物の減量化量が成果指標として合理的ではないか。
678	海ごみゼロウ イーク期間 中に河川・海 岸の清掃活 動を行う団 体数	海岸漂着物対策においては、海外漂着物の発生抑制が重要な要素を占めており、県民等の参画による清掃活動の維持・増加が必要と考えている。海岸漂着物の発生抑制に係る普及啓発の状況を表す「清掃活動を行う団体数」が成果指標として妥当である。	海岸漂着物等の回収・処理やその原因となる廃棄物の発生抑制が事業目的と考えられるため、これらと整合する指標が成果指標として合理的ではないか。
687	融資件数	当該事業は金融機関への融資支援を行うことで設備導入を促進することを目的として、金融機関の融資原資の一部を預託するものであるから、活動としては有利な融資制度を含めた啓発を行うことであり、その結果、事業者が受ける融資件数（＝促進された数）を成果指標としている。	本件事業の貸付要綱では「再生可能エネルギーの利用及び省エネルギー活動を促進すること」を目的としているため、当該貸付事業を通じた設備導入によるCO2削減効果等が成果指標として合理的ではないか。
688	市町村・民間 防災拠点等 施設再生可 能エネル ギー等導入 促進事業費 補助件数	当該事業の目的は、再生可能エネルギー等の地域資源を活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入等を支援するものである。技術支援等により市町村が設備導入を計画している防災拠点へ確実に設備設置が実施されるように目標を定めているため、補助件数が成果指標として妥当である。	本件事業の事業計画である「再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業計画書（全体計画書）」において、県は以下の成果指標を掲げている。 <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設数 ・再エネ発電量等 ・再エネ発電設備の定格出力 ・二酸化炭素削減量 ・目標に対する導入割合 事務事業評価に掲げる左記指標のみで成果指標として十分といえるか疑問であり、上記を踏まえた指標設定が合理的ではないか。

番号	成果指標名	指標設定の考え方（県の説明）	左記に対する包括外部監査人の所見
689	勉強会の参加者数	水素の利活用や水素関連製品の普及促進のためには、まず、水素利活用等への理解促進や水素導入への機運醸成が必要であると考えており、理解促進等を図る手段（活動）として勉強会を開催し、その参加者（＝理解が進んだ者）数を成果指標としている。	水素の利活用や水素関連製品の普及促進が事業目的と考えられる。仮に短期間で成果を表せない性質の事業であれば、活動内容指標のみで評価すればよいのではないかと。

【解決の方向性】

事務事業評価の目標設定において、より適切な成果指標を設定し、県の行政経営プランにおける取組「成果を重視する行政の推進」の実効性を向上させる。

(3) 事業費と成果指標の整合性

三陸ジオパーク活用強化事業費に係る成果指標の状況（令和2年度）は以下のとおりである。

番号	事業名	決算額	成果指標	目標値	実績値
675	三陸ジオパーク活用強化事業費	31,667	三陸ジオパーク学習会・講演会等の参加者数	500人	1,648人
			三陸ジオパークシンポジウムの参加者数	250人	0人 (中止)
			三陸ジオだよりの受信者数	5,400人	4,320人

出所：各室課作成資料をもとに包括外部監査人が作成

また、当該決算額の主な内訳は以下のとおりである。

	金額（千円）
看板（ウェルカムボード）設置費	24,056
三陸ジオパーク推進協議会への負担金 （同協議会において学習会・講演会の開催や三陸ジオだよりの発行等を実施）	6,000
その他	1,611
合計	31,667

出所：環境生活企画室作成資料

【現状の問題点（意見）】

事業費の過半が看板（ウェルカムボード）設置費である一方、三陸ジオパーク学習会・講演会等の参加者数などの成果指標が設定されているため、事務事業評価の対象である事業費と成果指標の整合性が問題となる。

この点につき、県の説明によると、以下を根拠に当該事業に係る成果指標の設定は適切である、とのことである。

- 当該事業は、三陸ジオパークを活用した地域振興を図ることを目的とした普及啓発事業

である。看板（ウェルカムボード）は交流人口拡大のみならず、多くの住民等への三陸ジオパークの普及啓発を目的に設置したものであり、三陸ジオパークに関心を持った住民等が学習会や講演会、シンポジウム等に参加し、さらに理解を深めていくことを目指した事業であること

- 看板（ウェルカムボード）設置は平成 28 年度から令和 2 年度にかけて実施した事業であり、継続的なものではないこと
- 政策評価の具体的推進方策指標として「主要ジオサイトの観光入込客数」を設定している。事務事業評価の指標設定は、事業費の内訳の多寡によって設定するものではなく、事業の目的に照らして設定するものであること

しかし、三陸ジオパークを活用し、三陸の復興、津波防災等の国内外への情報発信や来訪者の受入態勢整備を推進するという当該事業の目的を考慮すれば、事業費と成果指標が不整合の印象は否めない。

【解決の方向性】

より一層透明性を高めるため、事業費の主要な内容に応じた成果指標を設定する。

(4)効果測定の実施

個別検出事項「1（2）事業目的と成果指標の整合性」に記載した事業に関し、包括外部監査人が合理的と考える成果指標に係る効果測定の様子は以下のとおりである。

番号	事業名	合理的と考えられる成果指標 (包括外部監査人の所見)	左記に係る効果測定の様子は(県の説明)
658	指定管理鳥獣捕獲等事業費	推定個体数(シカ・イノシシ)	シカ:約 10 万頭(指標設定時は約 4 万頭(国推定)) イノシシ:推定実績なし(現状での推定は困難)
		被害軽減	左記データを把握している。
677	循環型地域社会形成推進事業費	エコショップいわて認定店等における店頭資源回収量	左記データを把握している。
		廃棄物の減量化量	左記データを把握していない。
678	海岸漂着物等地域推進事業費	海岸漂着物等の回収・処理等に関する指標	開始後間もない事業のため、左記関連データの把握まで至っていない。
687	再生可能エネルギー利用発電設備導入促進資金貸付金	当該貸付事業を通じた設備導入による CO2 削減効果	太陽光発電設備の導入による CO2 削減量を推計しているが、省エネルギー施設等については算定が困難な場合があるため、左記データを把握していない。
689	水素利活用による再生可能エネルギー推進事業費	令和 2 年度においては、明確な成果指標はないと考えられる	

【現状の問題点（意見）】

包括外部監査人が合理的と考える成果指標に対し、効果測定が行われていない事業が検出された。当該事業に係る効果を測定せず、評価対象事業に係る効率性や有効性の評価が可能とは考え難い。

■循環型地域社会形成推進事業費

岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業の個別支援先から、定期的の実績報告を受けているが、本件事業全体に係る廃棄物の減量化量の測定は困難である、とのことである。

しかし、多くの支援案件で「産業廃棄物等の発生抑制等の達成目標」が掲げられているため、事業全体に係る廃棄物の減量化量の測定は可能と考えられる。

■再生可能エネルギー利用発電設備導入促進資金貸付金

県の説明によると、当該事業は金融機関への融資支援による設備導入の促進を目的に、金融機関の融資原資の一部を金融機関に預託するものである。このため、設備導入の進捗状況を測るため、県は金融機関が受けた融資件数（設備導入が促進された件数）を成果指標として設定しているが、当該貸付事業を通じた設備導入によるCO2削減効果の測定は太陽光発電設備に係る融資額及び発電設備の出力を基礎とした推計計算のみ実施している、とのことである。

しかし、個別検出事項「1（3）事業目的と成果指標の整合性」に記載のとおり、本件事業の貸付要綱では「再生可能エネルギーの利用及び省エネルギー活動を促進すること」を目的としているため、当該貸付事業を通じた設備導入によるCO2削減効果が成果指標として合理的である。県は当該貸付事業を通じた設備導入状況を把握していないため、太陽光発電設備に係る融資額を基礎とした推計計算のみで、事業目的の達成度を把握できているとは言い難い。

【解決の方向性】

効果測定が困難な事業については、当該事業に係る効率性や有効性の評価が困難であることを踏まえ、事業のあり方自体の見直しを含めて検討する。

(5) 目標設定水準の十分性

県の事務事業評価では、評価対象事業ごとに設定した成果指標の目標値と実績値の比較により達成度を判定している。

達成度	目標達成率	達成率の算出方法
A	100%以上	<通常指標、維持指標の場合>
B	80%以上 100%未満	達成率＝実績値／目標値×100
C	60%以上 80%未満	<マイナス指標の場合>
D	60%未満	達成率＝目標値／実績値×100

出所：政策評価レポート 2021（令和3年11月 岩手県）

今回監査対象とした事業のうち、2事業を例に目標値設定の考え方を示すと以下のとおりである。

番号	事業名	成果指標	目標値	目標値設定の考え方	実績推移
673	環境学習交流センター管理運営費	環境学習交流センター利用者数	42,000人	センターの主たる利用者である児童、生徒の数が減少傾向にある中で、目標設定時の過去5年（平成25～29年度）実績の平均値を目指したもの	H28：45,905人 H29：43,048人 H30：45,010人 R1：49,789人 R2：30,511人
675	三陸ジオパーク活用強化事業費	主要ジオサイトの観光入込客数（注）	1,115千人	観光入込客数が減少傾向にある中、目標設定時の現状（H29実績値）維持を目指したもの	H28：1,126千人 H29：1,115千人 H30：1,139千人 R1：1,203千人 R2：1,011千人

出所：環境生活企画室作成資料

（注）便宜上、具体的推進方策指標を記載した。

【現状の問題点（意見）】

目標値と実績値の対比で事業評価が行われるため、評価対象事業に係る効率性や有効性の評価の実効性の観点から、目標設定水準の十分性が問題となる。

この点につき、以下の事業については、より適切な水準の設定が可能ではないかと考える。

■環境学習交流センター管理運営費

県は以下のような指標を掲げ、地球温暖化対策に係る基盤的施策の推進に取り組んでいる。

指標	単位	現状値 (2019)	2022	2025
地球温暖化防止への対応をしている県民の割合	%	77.5	79.0	80.0
地球温暖化等に関する学習参加者数（累計）	人	2,803	5,700	15,000

出所：第2次岩手県地域温暖化対策実行計画（令和3年3月 岩手県）

県の説明によると、以下の点から目標設定の水準は適切である、とのことである。

- ▶ 環境学習交流センター利用者数のうち、実利用者（広報誌・ニューズレターの配布等を除く）の3割程度を占める児童・生徒が減少傾向にある中で過去実績平均を維持することは、新たな利用者獲得と同等と考えられること
- ▶ 地球温暖化等に関する学習参加者数は、気候変動シンポジウム等の県が主催する地球温暖化等に係るイベント参加者であり、環境学習交流センター利用者とは性質が異なるため、単純に比較することは困難であること

しかし、県が掲げる基本目標（2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で41%削減）の達成に向けて、基盤的施策の1つと位置付けられている環境学習交流センターは環境学習の推進の役割を担っていることを考慮すれば、目指す姿なども踏まえた目標水準の設定が重要と考える。

■三陸ジオパーク活用強化事業費

県の説明によると、以下の点から目標設定水準は十分である、とのことである。

- 当該成果指標の目標値は、平成 25 年から平成 29 年にかけて、主要ジオサイトの観光入込客数が減少傾向にある現状を踏まえ、事業の取組により歯止めをかけようと、設定当時の実績値（平成 29 年：1,115 千人）を基に設定したものである。
- また、道路などインフラ整備が進捗する一方、人口減少が続く三陸や本県を取り巻く状況等を踏まえると、目標設定水準は十分であると考ええる。

しかし、以下の点を考慮すると、より適切な目標水準を設定する必要があると考ええる。

- みちのく岩手観光立県第 3 期基本計画（平成 31 年 3 月策定）では、「本県の観光入込客数（実人数）は、横ばいで推移すると見込んでおり」と述べつつも、岩手県全体の観光入込客数の増加（2017 年（現状値）1,260.7 万人回、2023 年（目標）1,272.3 万人回）を見込んでいること
- 目標設定した平成 29 年以降、道路インフラ整備により、主要ジオサイトの観光入込客数の増加を期待できる環境が整備されていると考えられること

【解決の方向性】

事業評価の目標値の水準設定に当たっては、現状維持を目指すことが適当ではない場合もあり得るため、事業目的や事業を取り巻く環境変化、関連する県計画などにも留意する。

(6)単位当たりコストの考慮

事務事業評価は評価対象事業の効果的・効率的な事業推進を目的とするため、事業の効率性・有効性を評価するためには、単位当たりコスト、すなわち、アウトプットまたはアウトカムを生み出すためにどれだけのインプットが必要とされたか、を考慮することが重要と考えられる。

	インプット	アウトプット	アウトカム
内容	経営資源（ヒト、モノ、カネ）	行政活動	事業効果（成果）
県の事務事業評価における関連項目	事業費（予算額、決算額等）	活動内容指標	成果指標

県の説明によると、以下の点から効率性と有効性を適切に評価している、とのことである。

- 単位当たりコストは、事業費を指標の目標値あるいは実績値で割ることで算出可能であるから、県の事務事業評価においては、前年度との投入コストの比較や活動内容指標及び成果指標を評価することにより、効率性と有効性を適切に評価している。
- 単位当たりコストを評価する場合、単位当たりコストが悪くなる要因は、事業費が前年度より増額すること、指標の達成状況が悪くなることなどであり、そうした要因は現在行っている前年度との事業費の比較や事業目的に係る指標の達成状況から分析可能である。

➤ したがって、単位当たりコストを算出しても、現行評価以上の新たな要素が得られないことから、現行評価制度において効率性と有効性の評価は適切に行われていると考えている。今回の監査対象事業のうち、4事業を例に単位当たりコストの状況を示すと以下のとおりである。

番号	事業名	R2当初予算額（千円）	単位当たりコストの考慮状況
673	環境学習交流センター管理運営費	25,615	一律的な単位当たりコストの設定はそぐわないもの。
677	循環型地域社会形成推進事業費	130,684	岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業では「産業廃棄物等の発生抑制等の達成目標」や「費用対効果」等を考慮のうえ支援対象の補助事業者を決定している。
686	再生可能エネルギー導入促進事業費	36,493	「1kwあたり2万円」の補助率を設定している。
688	防災拠点等再生可能エネルギー導入事業費	392,473	全体計画書に掲げる成果目標の1つに「補助金所要額効果1,489千円/t-CO2」を設定している。

出所：各室課作成資料をもとに包括外部監査人が作成

【現状の問題点（意見）】

単位当たりコストを考慮していない事業が検出された。単位当たりコストを考慮せず、評価対象事業に係る効率性や有効性を評価した根拠が不明確である。

■環境学習交流センター管理運営費

事務事業評価に掲げる成果指標である環境学習交流センター利用者数をもとに包括外部監査人が試算した単位当たりコストは以下のとおりである。

	事業費（千円）		環境学習交流センター利用者（人）		包括外部監査人が試算した単位当たりコスト（円）	
	R1	R2	R1	R2	R1	R2
計画	24,801	25,615	42,000	42,000	591	610
実績	24,775	26,487	49,789	30,511	498	868

（注）事業費について、計画は当初予算額、実績は決算額で試算した。事業費には、環境学習交流センターに係る減価償却費相当額が含まれていないため、行政コストを表すものではない。

本件事業の単位当たりコストとして「環境学習交流センター利用者1人当たりコスト」が考えられるが、以下の点から、単位当たりコストを考慮する必要性に乏しいとは考え難い。

- 単位当たりコスト実績が前年比で1.7倍になっていること
- 令和3年度事務事業評価調書において「環境学習交流センター利用者数については、コロナ禍の影響を踏まえ、目標値を下方修正する方向で検討中」とされていること

【解決の方向性】

評価対象事業に係る効率性・有効性の評価の実効性を向上させるため、単位当たりコストを考慮した目標設定（活動内容指標、成果指標）を検討する。地球温暖化対策関係の事業については、国の行政事業レビュー同様、「1トン当たりCO2削減コスト」を単位当たりコストの横断的な指標とすることが合理的と考える。

(7) 評価結果の合理的根拠

県の事務事業評価では、「活動内容指標」及び「成果指標」の状況を評価（a、b、c）した上で、必要性、有効性等を考慮して、今後の方向（拡充、継続、廃止など）を決定している。

	区分	内容
評価結果	a	全ての指標の達成度が100%以上
	b	全ての指標の達成度が80%以上（aを除く）
	c	いずれかの指標の達成度が80%未満
今後の方向	拡充	○ 事業の対象範囲・地域の拡大（例：補助対象の拡大、補助単価・割合の増、地域限定から全県対象へ）、新たな事業内容の追加などを行うもの（一部新規等） ※ 事業費の増加だけで判断するものではないこと
	継続	○ 事業内容に変更がなく、単に事業費が増額又は減額となるもの、また、事業は継続するが、事業箇所要望がないなどの理由で令和3年度予算に計上しないもの ○ 事業手法の変更など、「拡充」、「縮減」、「廃止・休止」、「終了」に該当しない程度の変更にとどまるもの ○ あらかじめ年度別計画を立てており、年度ごとに事業内容が異なるもの（例：初年度にシステム開発を行い、2年目以降はシステムの管理・運営を行う事業など）
	縮減	○ 事業の対象範囲・地域の縮小（例：補助対象の縮小、積算方法の変更による補助額の減額、成果が上がっている地区の除外・民間主導への移行）、事業内容の一部廃止などを行うもの ○ 予算積算単価の引き下げ及びシーリングにより事業費を縮減するものは除く ○ 事業の全部・一部を民間へ委託しようとするもの ○ 事業の一部を他の事業に統合し、当該事業を縮減するもの
	廃止・休止	○ 事業目標の達成、他事業との優先度を検討した結果、事業効果が上がらない等の理由により廃止（休止）するもの ○ 事業の実施を一定期間継続して休止するもの ○ 現在の事業内容では効果が上がらない等の理由により抜本的な見直しを行い、新規事業を立ち上げて対応しようとするもの（単に事業の名称を変更する場合は、「継続」とする） ○ 当該事業を他の事業に完全に統合し、当該事業を廃止するもの
	終了	○ 期限到来により終了するもの（令和2年度終了事業）

出所：政策評価レポート2020（令和2年11月 岩手県）

今回の監査対象事業のうち、2事業を例に評価結果を示すと以下のとおりである。

事業名	評価結果		今後の方向	
	活動指標	成果指標	区分	説明
指定管理鳥獣捕獲等事業費（シカ・イノシシ捕獲対策）	a	a	継続	生息数が増加、生息域が拡大し、自然生態系や農作物等への被害が深刻化しているシカ及びイノシシについて、モニタリング調査による実態把握や捕獲に継続して取り組みます。
再生可能エネルギー利用発電設備導入促進資金貸付金	a	a	継続	再生可能エネルギーの導入を促進する上で必要な取組であるため引き続き実施します。

出所：政策評価レポート2020（令和2年11月 岩手県）

【現状の問題点（意見）】

「1事業評価」に係る個別検出事項を踏まえ、評価結果・説明の合理的根拠が不明確な評価対象事業が検出された。

■指定管理鳥獣捕獲等事業費（シカ・イノシシ捕獲対策）

個別検出事項「1（2）事業目的と成果指標の整合性」に記載のとおり、当該事業の目的は個体数の適正化や被害軽減である。県は捕獲数の目標値達成に着目した評価結果を示しているが、以下の点を考慮すると事業の実態を反映した評価結果といえるか疑問である。

- 現行事業計画では、シカの推定個体数は平成24年度末時点で約4万頭、これを受けた捕獲目標を約2万頭（推定個体数を令和5年度までに半減）としている。しかし、近年の生息状況調査等の結果等を使用して算出した推定個体数は、平成30年秋時点で10.7万頭（令和3年7月14日公表）であることが判明し、結果的に大幅な乖離が生じていること
- 被害状況が増加して推移していること

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
シカ	農業被害額（百万円）	188	212	227
	列車との衝突事故（件）	442	547	795
イノシシ	農業被害額（百万円）	15	18	27

出所：自然保護課作成資料

■再生可能エネルギー利用発電設備導入促進資金貸付金

個別検出事項「1（4）効果測定の実施」に記載のとおり、包括外部監査人が合理的と考える成果指標に対しての効果測定が行われていない。「再生可能エネルギーの導入を促進する上で必要な取組である」との説明の合理的根拠は希薄である。

【解決の方向性】

より実態に即した成果指標の設定を検討し、評価対象事業に係る効率性・有効性の評価を行う。課題が認められる評価対象事業については、事業見直しの要否を検討のうえ、評価結果に反映させる。

(8)大規模事業評価の実施方法

公共関与型産業廃棄物最終処分場整備事業に係る大規模事業評価の概要については「添付資料 3. 公共関与型産業廃棄物最終処分場整備事業 事前評価調書」を参照されたい。

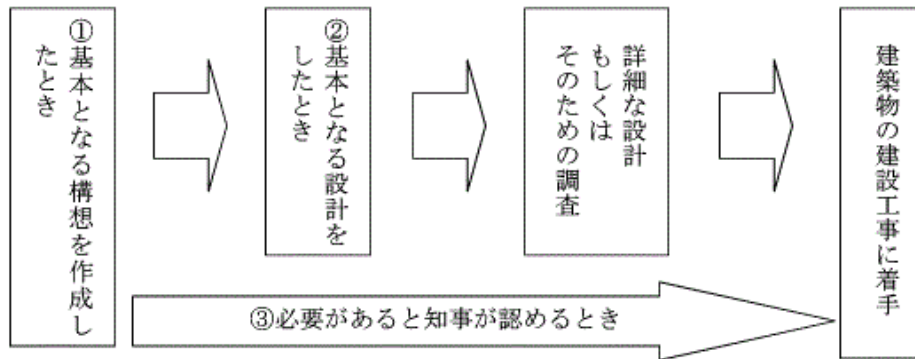
大規模事業評価の事前評価は原則として、基本構想作成後と基本設計後にそれぞれ評価を実施することとされている。

大規模事業の評価の時期と評価項目

事前評価（大規模公共事業・大規模施設整備事業）

事前評価は次表のとおり段階を踏んで評価することとしている。

評 価 の 時 期	評 価 項 目
① 基本となる構想を作成したとき	・事業の必要性等の検証
② 基本となる設計をしたとき	・事業の規模や費用、効率性等の検証
③ ①に掲げる時期後、事業の詳細な設計若しくはそのための調査をするまで又は建築物の建築工事に着手するまでの間で、社会経済情勢の急激な変化等特別な事情により事前評価を実施する必要があると知事が認めるとき	〔 評価実施時期により以下の項目とする 〕 ・事業の必要性等の検証 ・事業の規模や費用、効率性等の検証



出所：大規模事業評価の流れ（政策企画課作成資料）

大規模事業評価の時期や方法等に係る関連規定は以下のとおりである。

<p>(大規模事業評価の時期)</p> <p>第14条 大規模事業評価のうち事前評価の時期は、次のとおりとする。ただし、第1号に掲げる時期と第2号に掲げる時期が近接していること等によりそれぞれに評価を行うことが適当でないと認められる場合にあつては、第1号及び第2号に掲げる時期の評価を併せて行うことができる。</p> <p>(1) 対象となる事業の箇所ごとに、基本となる構想を作成した時（事業の目的、必要性、内容及び効果が明らかになった時をいう。）</p> <p>(2) 対象となる事業の箇所ごとに、基本となる設計をした時（事業の規模、費用及び効率性が明らかになった時をいう。）</p>

(大規模事業評価の方法)

第16条 大規模事業評価のうち事前評価の方法は、その対象となる事業の箇所ごとに、第14条第1項第2号に掲げる時期前に行う評価にあつては当該事業の必要性を検証することによるものとし、同号に掲げる時期以後に行う評価にあつては当該事業の規模、費用等を検証することにより、当該事業を実施することが適切であるかどうかを判定することによるものとする。

出所：知事が行う政策等の評価に関する規則

(2) 代替手段との優位性

施設の整備の立案にあたって検討した他の手段との比較結果と当該施設整備の優位性について記載すること。代替手段としては主に次のようなものが考えられる。

- ・ 県有の既存施設の活用、転用
- ・ 民間等の類似施設の活用
- ・ ソフト事業の活用など

出所：大規模施設整備事業 事前評価調書（基本構想作成後）（様式1の2）記載要領

【現状の問題点（意見）】

公共関与型産業廃棄物最終処分場整備事業に係る大規模事業評価では「基本設計後」の事前評価のみで、「基本構想作成後」の事前評価が行われていないため、大規模事業評価の実施方法に係る以下の適切性が問題となる。

- 例外的取扱いである「基本設計後」のみの事前評価
- 「基本構想作成後」の評価項目の1つである「施設計画の妥当性(代替手段との優位性)」に係る事前評価

この点につき、県の説明によると、以下の根拠により大規模事業評価は適切に実施している、とのことである。

- 平成27年3月に公共関与型の最終処分場設置に係る最終候補地を決定した段階においては、廃棄物の排出元からの距離や必要と思われる廃棄物量などの選定条件に基づいて位置を決めたものであり、事業主体や施設全体の規模、総事業費等が決まっていなかった。
- しかし、東日本大震災津波の災害廃棄物処理等による現行施設の残余容量の減少に伴い、速やかな事業執行の観点から、適切な事業計画を定め、事業を推進するためには、PFI方式では期限内の事業執行が困難であったことから、実績を有する事業団方式以外の選択肢はなく、同年9月に事業団方式により実施主体を選定した。
- その時点では、どのような形で県が関与するか定まっていなかったため、大規模事業評価の対象となる要件を満たすか否かを判断できない状態であった。本事業は、公共関与であつて、県が設置する事業ではないことから、事業団が自らの予算で設置する場合については、評価の対象にはなり得ないものであり、その関与の度合いによって評価上の判断を行う必要があつたものである。
- 当該事業は、あくまでも公共関与型の施設設置であり、事業主体である事業団の意向も十分に踏まえる必要があることから、設置する施設の規模や内容を精査した上で、県予算による支援も含めた県の関わり方を整理する必要があつた。そのため、平成29年3月に事業団は事業団の基本構想に当たる基本計画と基本設計において施設の規模や総事業費

等を取りまとめ、これに基づいて、事業に対する県の関わり方も整理された。その結果を受けて、当該事業が大規模事業評価の基準に該当すると判断し、評価を実施したものであり、こうした事業の性質上、県の基本方針段階では大規模事業評価への該当性が判断できなかった。

- 基本設計後の評価においては、基本構想後よりも詳細な評価であり、大規模事業評価上必要な評価はすべて行われている。
- 以上のような大規模事業評価の実施手続に問題がない点は、大規模事業評価を所掌する政策企画課の確認を受けている。

しかし、以下の点を考慮すると、大規模事業評価の実施方法を適切と判断する根拠が不明確である。

- 本件事業に係る事業構想は最終候補地や事業主体が決定した平成27年までに明確になっていた可能性が考えられる。実際、平成28年度には県から事業団への資金貸付（貸付額190,839千円）がなされているため、例外的取扱いである基本設計後のみの事前評価を認める根拠が明らかでないこと
- 大規模施設整備事業事前評価調書（基本構想作成後）の様式に示されている「施設計画の妥当性（2）代替手段との優位性」が明らかでないこと

【解決の方向性】

例外的取扱いである「基本設計後」のみの事前評価の適否判断に留意し、大規模事業評価の実効性を確保する。本件事業については、個別検出事項「2（2）PFI導入検討の充分性」に記載のとおり、本件事業の代替案であるPFI方式との比較検討が不十分である点も考慮すれば、最終候補地や事業主体が決定した平成27年までに「基本構想作成後」の事前評価を実施するのが適当であったと考える。

また、大規模事業評価の事前評価において「基本構想作成後」を実施しない場合、重要な項目については「基本設計後」の事前評価時に併せて検討対象とする。

(9) 内部統制基本方針とリスク評価の整合性

地方自治法の改正（令和2年4月）による内部統制制度の導入に伴い、県は毎年度内部統制の整備状況及び運用状況を評価のうえ、内部統制評価報告書を作成し、監査委員の審査を付して議会に報告書を提出することとされた。内部統制には4つの目的があるとされている。

1 地方公共団体における内部統制

内部統制とは、基本的に、①業務の効率的かつ効果的な遂行、②財務報告等の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全の4つの目的が達成されないリスクを一定の水準以下に抑えることを確保するために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスをいい、①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング（監視活動）及び⑥ICT（情報通信技術）への対応の6つの基本的要素から構成される。この定義を踏まえると、地方公共団体における内部統制とは、住民の福祉の増進を図

ることを基本とする組織目的が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である長自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保することであると考えられる。地方公共団体においては、既に団体ごとの特性に応じて様々な形で事務の適正な執行の確保に努めており、一定の内部統制が存在していると考えられるが、内部統制の基本的な枠組みに基づき、既存の取組を整理し、必要に応じて改善又は是正を図ることで、地方公共団体の組織目的をより確実に達成することが可能となる。

(1) 内部統制の4つの目的

①業務の効率的かつ効果的な遂行

業務の効率的かつ効果的な遂行とは、業務の目的の達成に向け、効率的かつ効果的にその業務を遂行することをいう。

地方公共団体においては、その事務を処理するに当たっては最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、常にその組織及び運営の合理化に努める（法第2条第14項及び第15項）という法の趣旨を踏まえつつ、担当職員の個人的な経験や能力に過度に依存することなく、組織として一定の水準を保ちつつ滞りなく業務を遂行できるようにすることで、業務の目的達成を図ることが重要である。

②財務報告等の信頼性の確保

(省略)

③業務に関わる法令等の遵守

(省略)

④資産の保全

(省略)

出所: 地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン(平成31年3月 総務省)

また、内部統制の対象事務である「財務に関する事務」については以下の説明がなされている。

財務に関する事務（法第150条第1項第1号又は第2項第1号）：法第199条第1項にいう「財務に関する事務」と同義であって、法第2編第9章中に規定されている財務に関する事務をいい、予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産管理等の事務の全てを包含する。

出所: 地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン(平成31年3月 総務省)

内部統制制度を踏まえ、内部統制評価の基礎となる内部統制基本方針において、県は内部統制の目的の1つである業務の効率的かつ効果的な遂行について、「業務目的の達成に向け、効率的かつ効果的に業務を遂行するため、リスクの分析や自律的なチェック機能、業務プロセスの可視化に取り組みます」との取組方針を示している。内部統制基本方針については「添付資料4. 内部統制基本方針」を参照されたい。

また、県の令和2年度に係る内部統制評価報告書では、一部の事務における不備の記載はあるものの、「内部統制は概ね有効に運用されていたと考えます」との評価結果が示されている。内部統制評価報告書については「添付資料5. 内部統制評価報告書」を参照されたい。

【現状の問題点（意見）】

「1 事業評価」の個別検出事項については、業務の効果的かつ効率的な遂行を基本方針に掲げる内部統制制度の充実強化を図ることが必要と考える。県は内部統制基本方針の中で、業務の効率的かつ効果的な遂行に関する取組方向を示していることから、「効率性・有効性に乏しい予算執行が実施されるリスク」への対応に係る評価手続の妥当性が問題となる。

この点につき、県の説明によると、以下の点から内部統制評価は適切に実施している、とのことである。

- 県内部統制の取組は、担当職員の個人的な経験や能力に過度に依存することなく、組織として一定の水準を保ちつつ滞りなく業務を遂行できるよう取り組んでいるものである。そのため、基本方針に掲げる目的が達成されるよう、これを阻害するリスク等への対応を図っているものであること
- リスクの分析や自律的なチェック機能、業務プロセスの可視化等に取り組んでおり、これらの取組を通じ、県民に信頼される行政運営の確保や業務の効率的かつ効果的な実施などを期待するものであること。そのため、内部統制の有効性等の評価は、これら取組の確保状況等についての所属ごとの自己点検結果を踏まえ、実施しているものであること
- 前述のガイドラインに例示されている評価項目を踏まえた内部統制評価を実施しているため、「効率性・有効性に乏しい予算執行が実施されるリスク」に係る内部統制については特段の対応、評価は実施していないこと

しかし、以下の点を考慮すると、県の内部統制基本方針に掲げる「業務目的の達成に向け、効率的かつ効果的に業務を遂行するため、リスクの分析や自律的なチェック機能、業務プロセスの可視化に取り組みます」とリスク評価に不整合が生じていないか懸念される。

- リスク評価は個々の自治体の実情に応じて実施するものであるため、必ずしもガイドラインに例示された評価項目のみによる内部統制のリスク評価が十分とは限らないこと
- 県の行政経営プランに掲げられている「成果を重視する行政の推進」や「監査委員による監査機能の強化」の内容を踏まえると、効率性・有効性に乏しい予算執行が実施されるリスクを内部統制評価の対象とする優先度は高いと考えられること

【解決の方向性】

内部統制評価の基礎となる内部統制基本方針と十分に整合するよう、内部統制評価の充実強化を図る。

2 契約

監査対象事業に関連する契約の概要は、以下のとおりである。

■委託料

所管室課	委託業務名	契約方法	受託者	委託料の金額（千円）	監査対象
環境生活企画室	令和2年度環境学習交流センター管理運営及び地球温暖化防止活動推進センター業務	随意契約	特定非営利活動法人環境パートナーシップいわて	34,259	
環境保全課	旧松尾鉦山新中和処理施設維持管理業務委託	特命随意契約	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	645,099	●
自然保護課	令和2年度指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）捕獲等業務委託	特命随意契約	（公社）岩手県猟友会	138,531	●
廃棄物特別対策室	令和2年度岩手・青森県境不法投棄現場汚染水処理業務	一般競争	日本国土開発(株)	238,636	●
	令和2年度岩手・青森県境不法投棄現場跡地整形業務	随意契約	日本国土開発(株)	63,747	
	その他			294,297	
	合計			1,414,571	

出所：監査対象室課作成資料

■工事請負費

所管室課	工事名	契約方法	請負者	工事請負費の金額（千円）	監査対象
環境生活企画室	三陸ジオパークウェルカムボード設置工事	条件付一般競争入札	(有)フジミ工建	24,055	
環境保全課	旧松尾鉦山坑道（3m坑）暗渠排水管敷設及び分岐坑道埋戻し工事	条件付一般競争入札	梨子建設(株)	364,119	●
	旧松尾鉦山新中和処理施設原水受槽ほか耐震補強（建築）工事	条件付一般競争入札	東照建設(株)	53,182	●
自然保護課	三陸復興国立公園崎山地区ほか歩道（木橋）再整備工事	条件付一般競争入札	(有)フジミ工建	25,100	
	三陸復興国立公園田老道路（歩道）法面再整備工事	条件付一般競争入札	(株)みちのくリアライズ	43,201	
	栗駒国定公園経塚山歩道橋（仮設用道路）工事	随意契約	マルケイ建設(株)	31,807	
	その他			50,953	
	合計			592,421	

出所：監査対象室課作成資料

■貸付金

所管室課	資金名	貸付先	貸付額（千円）	監査対象
環境生活 企画室	再生可能エネルギー利用発 電設備導入促進資金	9 金融機関	1, 115, 450	●
廃棄物特 別対策室	施設整備資金	事業団	682, 234	●
	合計		1, 797, 685	

出所：監査対象室課作成資料

(1)損失補償契約

県は事業団及びその借入先との3者間で、事業団の借入金返済が不能となり、借入先が損失を被った場合に県がその損失を補償する契約（損失補償契約）を締結している。当該損失補償契約の状況（令和2年度末現在）は以下のとおりである。

相手先	損失補償対象額 （千円）	対象借入の契約内容
日本政策投資銀行	136, 800	借入総額 1, 828, 000 千円、利率 1. 96～2. 38% 借入期間（平成 18 年度～令和 4 年 1 月）
合計	136, 800	

出所：事業団作成資料

法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（以下、「財政援助制限法」という。）では、政府または地方公共団体は会社その他の法人の債務について保証契約をすることができない（同法第3条）と規定されている。これは、政府または地方公共団体が法人の債務を保証することを原則禁止するとしたものであり、国会ないし地方議会の議決に基づけば保証契約の締結を許容するものではないと解されている。法人等に対する必要な金融上の支援は補助金の形式によるのみを行い、政府または地方公共団体の不確定な債務がむやみに増加することを防止し、もって財政の健全化を図ることを1つの重要な目的としていたものと考えられている。

また、損失補償契約については、「特別な理由があるとき以外は、第三セクター等の資金調達に関する損失補償は行うべきではなく、他の手段による方法を検討するべきである。」（第三セクター等の抜本的改革等に関する指針（総務省自治財政局長通知 平成 21 年 6 月 23 日））とされている。

【現状の問題点（意見）】

当該損失補償契約は債務保証と同様の外観を有するため、当該契約の適切性が問題となる。

この点につき、県の説明によると、当該契約は「損失補償契約」であり、財政援助制限法が禁止している債務保証ではないため、以下の点も考慮すれば適切なものである、とのことである。

- 「法人に対する地方公共団体の損失補償について」（昭和 29 年 5 月 12 日付け行政課長回答）にあるとおり、「損失補償については、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第 3 条の規制するところではないものと解する」とされている。
- 本損失補償契約は、債務負担行為を設定して締結したものであり、議会の議決を経ていること。
これについて、事業団が県主導により設立・運営されていること、産業廃棄物の処理は県の所管事務であること、事業団に担保材料がなく、金融機関から、県による損失補償が融資条件とされたことなどから、公益上の必要に基づき実施しているものであること。
なお、最高裁平成 23 年 10 月 27 日判決においても、同様の考え方をもって損失補償契約が財政援助制限法第 3 条の規定の類推適用を行うことは相当ではないと判示されていること。
- 債務保証契約は、債務不履行となった場合直ちに金融機関が債務に係る請求をできる（不履行債務即時補填合意）こととなるが、本契約は、借入金の履行期限から 6 カ月経過してなお弁済がなされなかったとき（回収不能確定時補填合意）となっているなど、内容が異なること。なお、当該内容は、東京高裁平成 24 年 3 月 21 日判決において、債務保証契約と損失補償契約との相違点として判示されていること。

しかし、当該「損失補償契約」の条項を見る限り、以下の点で債務保証との相違が分かりにくい規定になっている。

包括外部監査人が考える債務保証と損失補償の相違点	本損失補償契約に対する包括外部監査人の所見
債務保証は主たる債務を前提としているのに対し、損失補償は純然たる二者間の契約であり、別に前提となる債務を必要としないこと	当事業団の借入（債務）を前提とした 3 者間の契約であり、債務保証との相違が認められない。
債務保証は弁済期が来れば代位弁済するのに対し、損失補償は損失が生じて初めて補償することになっていること	返済期限から 6 ヶ月以上弁済を受けることができなかった額を損失補償の額としているが、6 ヶ月の期間をもって「損失が生じた」とは必ずしも判断できない。

県が締結している契約は、財政援助制限法が禁止する保証契約と同一視されるおそれがあるものと考えられる。

【解決の方向性】

事業収益を有する事業には多様な事業形態がある点を踏まえ、県の財政的負担を限定する手法（PFI を含む）を含めて代替評価を実施する。

なお、県の説明によると、令和 4 年 1 月に損失補償対象の借入が完済され、本件損失補償契約は解消された、とのことである。

(2)PFI 導入検討の十分性

新たな公共関与型産業廃棄物最終処分場の運営主体について、県では以下の提言や方針が示されている。

(5) 運営主体

全国的には第三セクター方式や公設公営方式が多く、本県でも公共関与による最終処分場の整備に当たっては、先ず、財団法人設立による第三セクター方式を採用している。

都道府県が公共関与による産業廃棄物処理施設を整備する場合、現行の国庫補助制度では、1県1施設に限り交付金が受けられるとされている。本県では「いわてクリーンセンター」のⅡ期処分場を整備した際に交付金を受けているため、次期最終処分場整備にあたっては、原則として国庫補助を見込めない状況にあり、現状では国庫補助制度を活用して建設費の地元負担を低減することが困難となっている。

また、「いわて第2クリーンセンター」整備時（焼却）の検討においては、PFI方式による整備が県の負担が最も安価となると試算され、PFI方式で運営されている実績もあることから、建設費用や年間処理量が試算可能となる用地確定後にPFI方式の導入可能性調査を実施し、第三セクター方式や公設公営方式と比較検討する必要がある。

なお、最終処分場の建設・運営をPFI方式で行った例は、市町村等の一般廃棄物最終処分場の数件のみで、産業廃棄物管理型最終処分場での事業実績は国内にない状況となっている。PFI方式での最終処分場の運営については、公共関与とはいえ独立採算制を基本とすることから、導入に当たっては事業採算を確保する観点からの十分な検討が必要である。併せて、最終処分場が埋立終了後も廃止するまでの間に、水処理施設等の維持管理が必要であることや、廃止後の適切な跡地利用など事業終了後も一定の管理を必要とすることから、PFI方式などの民間の活力を生かす場合には、公共関与の考え方、すなわち県と事業者の役割分担を明らかにしておくことが必要となると考えられる。

おって、最終処分場は地域経済の持続的発展はもとより、災害対応などの危機管理面でも必要不可欠な社会的インフラであることから、既存国庫補助制度の採択要件の緩和、更には放射能対策に伴う割増経費に対する国・東京電力の負担を求めるなど地元負担の軽減に寄与するため、県には建設に向けた環境整備を国等に働きかけていくことを期待したい。

出所：産業廃棄物最終処分場整備基本方針への提言書（平成25年2月産業廃棄物処理施設整備基本方針検討委員会）

(5) 運営主体

全国的には第三セクター方式や公設公営方式が多く、本県でも公共関与による最終処分場の整備にあたっては、先ず、財団法人設立による第三セクター方式を採用している。

都道府県が公共関与による産業廃棄物処理施設を整備する場合、現行の国庫補助制度では、1県1施設に限り交付金が受けられるが、本県では「いわてクリーンセンター」のⅡ期処分場を整備した際に交付金を受けているため、次期最終処分場整備にあたっては、原則として国庫補助を見込めない状況にあり、現状では国庫補助制度を活用して建設費の地元負担を低減することが困難となっている。

しかし、最終処分場は地域経済の持続的発展はもとより、災害対応等の危機管理面でも必要

不可欠な社会的インフラであることから、既存国庫補助制度の採択要件の緩和、更には放射能対策に伴う割増経費に対する国・東京電力の負担を求めるなど、建設に向けた環境整備を働きかけていくこととする。

事業方式については、本基本方針に基づく適切な運営を行うとともに、地元理解に基づき迅速かつ円滑な整備を進める観点から、公共関与を前提として検討し早急に決定することとする。これと併せて、運営主体についてもなるべく早期に確定することとする。

出所：産業廃棄物最終処分場整備基本方針（平成 25 年 3 月岩手県）

県では平成 14 年に「岩手県における PFI 導入のための指針」を作成し、PFI 導入の考え方を示している。

5 岩手県におけるPFI導入の考え方

岩手県は、平成11年2月に策定された「岩手県行政システム改革大綱」において、「財政運営の健全化を目指して様々な社会資本整備方針の導入可能性の検討を行うことや県と民間の役割分担を明確化すること」を掲げており、本来、公共の責任において行うべき事務・事業であっても、民間活力を導入することなどにより、公共サービスの向上やコストの縮減が図られ、より効率的・効果的な執行が期待できるものについては、従来の直営による実施にこだわることなく、さまざまな事業手法の中から最適な方法を選択し、その導入を図っていく必要があります。

しかし、PFIの導入を目指すあまり、導入すること自体が目的化し、PFI手法を無理に適用したり、他の事業に優先して実施することは、必要のない事業を実施することになりかねず、十分留意する必要があります。

以上のことを踏まえて、岩手県においては、今後、次の基本的な方針によりPFIの適切な導入を図っていきます。

- (1) 岩手県が行うPFIの適用が見込まれる公共施設等の整備に当たっては、原則として事業の発案段階において、その必要性、緊急性や、民間との役割分担のあり方等について十分検討した上で、VFMの達成などPFIの導入の可能性について検討する。
- (2) 検討結果については、その結果いかんにかかわらず、岩手県におけるPFI導入に係るデータとして蓄積し、全庁及び民間においても活用できる情報データベースの機能を図る。

出所：岩手県における PFI 導入のための指針（平成 14 年 3 月）

また、第三セクター等の資金調達については自立的な資金調達を基本とするべきであるとの考え方が示されている。

- (6) 第三セクター等の資金調達については、地方公共団体の財政健全化と当該第三セクター等の自主的な経営の観点から、地方公共団体の信用に依存するのではなく、第三セクター等が行う事業自体の収益性に着目した資金調達（プロジェクト・ファイナンスの考え方に立った資金調達）を始めとする自立的な資金調達を基本とするべきである。（以下省略）

出所：第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について（平成 26 年 8 月 5 日総務省自治財政局長）

【現状の問題点（意見）】

県では平成 27 年 9 月に事業団を事業主体として決定しているが、代替手法の 1 つと考えられる PFI 方式との比較検討が行われているかどうか問題となる。

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- PFI 方式の導入に関する経緯について、県内の産業廃棄物を受け入れる管理型最終処分場は、実質的に「いわてクリーンセンター」のみであり、事業主体の検討時、東日本大震災津波による災害廃棄物の最終処分への受入や、放射性物質に汚染された廃棄物の埋立に対応するための覆土量の増加等により、埋立終了時期が災害発生前に比べて早まっている状況であるため、県における産業廃棄物の適正処理の観点から次期最終処分場の整備を早急に進める必要があった。
- PFI 方式は導入可能性調査から事業者選定までに約 2 年の期間を要するが、第三セクター方式は、当該期間を短縮することが可能となるが、県では、当時、いわてクリーンセンターから次期最終処分場への円滑な事業継承が急務であったことから、前記埋立終了時が早まっている状況等を踏まえるとともに、約 20 年以上にわたり管理型最終処分場を運営してきた唯一の法人である事業団に対し、次期最終処分場の整備・運営を要請することとし、第三セクター方式を採用した。
- 候補地決定前に事業主体を決めざるを得ない状況あり、本件整備スケジュールにおいて PFI 方式を検討することが不可能であった。
- PFI 方式と比較し、コスト面での不利や課題はある可能性はあったが、時間的制約を考慮し、事業団を運営主体として決定した。

しかし、当初の整備スケジュールと比較し、実際のスケジュールは遅れたことからその間、PFI 導入のための指針に基づく十分な検討が可能であったと考えられる。

基本方針(平成 25 年 3 月)		実際のスケジュール	
平成 25 年度	市町村協議、候補地選考、事業方式・主体検討、住民説明基本計画、候補地決定、測量		
平成 26 年度		平成 27 年 3 月	最終候補地を決定
平成 27 年度	用地交渉 環境影響評価、実施設計	平成 27 年 9 月	事業主体を事業団に決定
平成 28 年度		平成 29 年 3 月	整備基本計画策定、基本設計
平成 29 年度		平成 29 年 9 月	実施設計着手、大規模事業評価、測量
平成 30 年度	建設工事	平成 30 年 4 月	用地交渉着手、環境影響評価実施
令和元年度			
令和 2 年度		令和 2 年 10 月	実施設計完了、事業団が用地取得完了、許認可の取得完了
令和 3 年度	建設工事竣工、供用開始	令和 3 年 5 月	着工式
令和 4 年度			
令和 5 年度			
令和 6 年度		令和 6 年 10 月	建設工事竣工、供用開始

出所：廃棄物特別対策室作成資料

【解決の方向性】

「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（平成 27 年 12 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定）を受けて、県の PFI 優先検討規程が整備されたことを踏まえ、代替評価の検討及び情報開示を行う。

はじめに

国及び地方公共団体の財政は極めて厳しい状況にあり、財政の健全化とともに、効率的かつ透明性のある行財政運営が継続的課題となっている。このような状況下にあっても、多様化、高度化する住民ニーズに的確に対応し、また度重なる災害への対策も含めた社会資本の整備が求められている。

国では民間資金等の活用による公共施設等の整備を目指し、平成 11 年に PFI 法を制定し、その後数度の改正を経て、民間事業者のプロジェクトへの参入機会を更に拡大させてきたところであり、全国で様々な PFI 事業が展開され始めている。

更に「経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)2015」「同(2016)」「経済・財政アクション・プログラム 2016」において、多様な PPP/PFI 手法導入の優先的検討の枠組みの構築・運用、地域プラットフォームの形成・活用、PPP/PFI アクションプランの推進が盛り込まれた。これを踏まえ、平成 27 年 12 月に民間資金等活用事業推進会議において、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」が決定され、人口 20 万人以上の地方公共団体に対し、優先的検討規程を定めるよう要請された。

PPP/PFI 手法導入の目的を整理すると

- ① 新たな事業機会の創出や民間投資の喚起
- ② 効率的かつ効果的な公共施設等の整備等
- ③ 国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供
- ④ 上記をもって地域経済の健全な発展に寄与

の 4 点であり、もって経済財政一体改革へ貢献することにある。

このような動きの中、岩手県では平成 12 年に「PFI 研究会」を立上げ、平成 14 年に「岩手県における PFI 導入のための指針(以下 旧指針)」を作成、平成 16 年には指定管理者制度を開始し、平成 17 年には全国に先駆けて第 2 クリーンセンター建設を PFI 事業にて実施するなど、民間活力導入に積極的に取り組んできたところである。

今般、優先的検討規程策定の要請を受け、岩手県公共施設等総合管理計画推進会議の下にワーキンググループを設置し検討を進め、「旧指針」に新たな内容を盛り込み、「岩手県 PPP/PFI 手法導入指針」として改訂するものである。

今後の事業の実施にあたり、多様な PPP/PFI 手法を優先的に検討することにより官民の役割分担を見直し、効率的かつ効果的な施設の整備等の実現、さらには多くの分野において民間投資の喚起や新たな事業機会を創出し、もって県民経済の健全な発展に寄与することを目的としてこの指針が活用されることを期待する。

平成 30 年 3 月

出所：岩手県 PPP/PFI 手法導入指針（平成 30 年 3 月岩手県）

(3)無利子貸付

県は、次期最終処分場の整備に当たり、事業団に対する資金貸付を行っている。当該貸付に係る契約の状況（令和2年度末現在）は以下のとおりである。

貸付年度	貸付期間	利率	貸付額（千円）
平成28年度	22年	無利子	190,839
平成29年度	21年	無利子	33,696
	20年	0.48%	155,928
平成30年度	20年	無利子	49,575
	20年	0.09%	382,348
令和元年度	19年	無利子	26,776
	20年	0.405%	263,932
令和2年度	18年	無利子	7,349
	20年	0.467%	674,886
合計			1,785,329
うち無利子			308,236

出所：事業団作成資料

当該貸付金は最終処分場の供用開始後の事業収益（廃棄物処理委託料）からの回収が予定されている。事業団の長期収支計画については「添付資料9. 事業団の長期収支計画」を参照されたい。

貸付金について以下の解説がなされている。

金銭の消費貸借契約によって、他人に金銭が貸し付けられるが、このことは、地方公共団体も行いうところである。

すなわち、地方公共団体は、直接あるいは間接に地域住民の福祉増進を図るため現金の貸付けを行うことがある。そして、通常、法令又は条例等にその具体的な要件を定めて、貸付けが行われている。この貸付けに当たっては、行政目的の見地から、無利子又は市中金利に比べて低利であり、またその償還期間も長期としている。

法令に根拠をおく貸付金の例としては、農業近代化資金助成法による農業近代化資金、母子及び父子並びに寡婦福祉による福祉資金の貸付け等があり、また、地方公共団体が独自に育英資金、交通事故被害者に対する一時貸付金の制度を創設しているのが通例である。

この貸付金は、補助金が法第132条の2の規定により、公益上必要がある場合に補助をすることができるという制限があるのに対し、特にそのような制限はないが、地方公共団体の存在意義から考えて条理上の限度はあるところである。

貸付金は契約によってその具体的な事務が進められるもので、条件に従って返還された金は諸収入に計上されることになる。

地方公共団体が財政的援助として貸付けを行っているものに対しては、監査委員は、その出納その他の事務の執行状況を監査することができるものである（自治法第199条第7項）。

出所：地方財務実務提要

また、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる（地方自治法第 232 条の 2）が、この公益上の必要性については以下の判示がなされている。

地方公共団体の長は、地方自治の本旨の理念に沿って、住民の福祉の増進を図るために地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う地方公共団体の執行機関として、住民の多様な意見及び利益を勘案し、補助の要否についての決定を行うものであり、その決定は、事柄の性質上、諸般の事情を総合的に考慮した上での政策的判断を要するものであるから、公益上の必要性に関する判断に当たっては、寄附又は補助の要否を決定する地方公共団体の長に一定の裁量権があるものと解される。他方で、法が地方公共団体による補助金の交付について公益上の必要性という要件を課した趣旨は、恣意的な補助金の交付によって当該地方公共団体の財政秩序を乱すことを防止することにあると解される以上、地方公共団体の長の裁量権の範囲には一定の客観的限界があり、当該地方公共団体の長による公益上の必要性に関する判断に裁量権の逸脱又は濫用があったと認められる場合には、当該補助金の交付は違法と評価されることになるものと解するのが相当である。そして、地方公共団体の長が特定の事業について補助金の交付をする際に行った公益上の必要性に関する判断に裁量権の逸脱又は濫用があったか否かは、当該補助金交付の目的、趣旨、効用及び経緯、補助の対象となる事業の目的、性質及び状況、当該地方公共団体の財政の規模及び状況、議会の対応、地方財政に係る諸規範等の諸般の事情を総合的に考慮した上で検討することが必要であると解される。

出所：平成 9（行ウ）22 損害賠償等請求事件（平成 14 年 3 月 13 日 岡山地方裁判所）

【現状の問題点（意見）】

無利子貸付は貸付先に対する利息相当額の補助と同等の経済効果を有するものであるから、寄附又は補助と同様、公益上の必要性が認められるかどうかの問題となる。

この点につき、県の説明によると、無利子貸付は以下の経緯によるものであり、公益上の必要性が認められ、貸付条件として適切である、とのことである。

- 平成 27 年度、事業団は、県からの要請に基づき、いわてクリーンセンターの後継となる次期最終処分場整備の実施主体となることを承諾した。事業団から県に事業団運営に配慮した資金的支援を行うよう要請があったことから、県では、貸付金等による財政支援を行ったもの。
- 貸付に当たっては、4 年程度の工事期間中に埋立収入がない状況であっても、事業団運営の収支の均衡が図られること、かつ大幅な処理単価の引き上げにつながらないよう、事業団の安定的な事業団運営への十分な配慮が必要といった観点から、国の「地方債同意等基準」に基づき県債の利率で貸付を行うとともに、事業団からの運営に配慮し、将来的な破棄物処理料金の値上げの抑制による産業振興（排出事業者への還元）や安定的な法人運営に寄与する観点から、次期最終処分場整備に係る基本計画の策定や環境影響評価等については無利子で貸し付けることとしたもの。
- 事業団の長期収支計画における事業収支は、総務部と協議・決定した金利、埋立収入や運営費等による収支、公租公課等をもとに事業終了後までの長期にわたるシミュレーションをもとに算定したものである。将来的な金利の上昇や収入不足の見通し等の様々な条件による変化に対応し、事業団の運営に起こりうる不測の事態を想定した運営を行えるよう埋

立終了後の繰越金をプラスとしているものであり、事業終了後に発生する約 16 億円の剰余金は、バッファの範囲内である。

- 事業団の公益目的支出計画実施報告書に係る公益目的財産残額（令和 2 年度末 2,467 百万円）はあくまで、今後、公益を目的とする事業により費消しなければならない金額を示す数字上の概念であり、事業団の財政余力を示すものではないため、無利子貸付の判断には関係しないものである。

しかし、非適債の資金貸付に係る利息といえども、最終処分場の供用開始後の事業収益（廃棄物処理委託料）で賄う性質のものと考えられるため、以下の点も考慮すれば、県が事業団に無利子貸付する公益上の必要性が認められるか疑問である。

- 県が説明する様々な要素を考慮しても、事業終了時に発生する約 16 億円の剰余金が「バッファの範囲内」とは考え難いこと
- 公益上の必要性の判断では、財政支援対象の財政余力の程度も考慮すべき要素の 1 つと考えられる。県の出資等法人である事業団の公益目的財産残額 2,467 百万円（計画上の完了見込は令和 43 年 3 月 31 日）が、無利子貸付における公益上の必要性判断に関連しないものとは考え難いこと

【解決の方向性】

無利子貸付とする公益上の必要性に乏しい場合、適正な利率による貸付条件とする。

(4)無償貸付け

県が事業団に貸し付けている公有財産の状況（令和 2 年度）は以下のとおりである。

貸付け資産の内容	建物等（体育館 2 棟、機械室）
用途	いわてクリーンセンターの建設に併せて設備された、温水プールや入浴施設を備えたスポーツレクリエーション施設
貸付期間	平成 6 年 10 月（プール棟）、平成 7 年 9 月（ゲートボール棟）から自動更新
貸付料	無償（年間貸付料相当額 26,075 千円）
無償貸付けの根拠	国、都道府県、市町村その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき（財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例第 4 条第 1 項第 1 号）

出所：環境生活企画室作成資料

公有財産を適正な対価なく貸し付けることは原則禁止される（地方自治法第 237 条第 2 項）が、例外的に無償又は低額貸付けを行うことができる（財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例第 4 条第 1 項）。

【現状の問題点（意見）】

無償貸付は例外的なものであるから、事業団に対する無償貸付けの適否が問題となる。

この点につき、県の説明によると、以下の点から無償貸付けは適切である、とのことである。

- 貸付け先である事業団は県出資等法人であり「公共的団体」に該当すること
- 当該施設は、適正な産業廃棄物処理に対する理解を促進するとともに、地域住民等の福祉向上に寄与することを目的として整備、運営されるものであり、「財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例」第4条第1項に規定する「公共用に供する」ときに該当すること
- 当該施設は、産業廃棄物処理モデル施設整備事業に対する支援事業として、地元と県との合意形成の過程で要望され、整備した経緯があり、その観点からも無償とし、県の支援として継続することが適当であること

しかし、以下の点を考慮すると、無償貸付けとせず、原則的な取扱いである適正な対価による有償貸付けを検討することが重要と考える。

- 事業団は一般法人であること
- 当該施設整備の経緯を鑑みれば、事業団の廃棄物処理料収入で賄う性質のものと考えられること

【解決の方向性】

県出資等法人であっても、貸付け先の事業実態に着目し、例外的取扱いである無償貸付けの適否を審査する。

(5) 県の事業リスク負担の明確化

休廃止鉱山鉱害防止事業に係る契約の状況（令和2年度）は以下のとおりである。

件名	旧松尾鉱山坑道(3m坑)暗渠排水管敷設及び分岐坑道埋戻し工事	旧松尾鉱山新中和処理施設原水受槽ほか耐震補強(建築)工事	旧松尾鉱山新中和処理施設維持管理業務委託
主な内容	施工延長1,744m、暗渠排水管敷設440m、路面整正950m ³ 、汚泥処理160m ³ 等	原水分配槽耐震補強工一式ほか	旧松尾鉱山の坑廃水処理に係る新中和処理施設の維持管理
契約方法	条件付一般競争入札	条件付一般競争入札	特命随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
予定価格(税抜)	331,439千円	33,950千円	591,032千円
契約先	梨子建設株式会社	東照建設株式会社	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
当初契約額(税込)	353,100千円	37,268千円	650,135千円
最終契約額(税込)	364,119千円	53,182千円	645,099千円
契約期間	令和2年5月8日～令和2年12月21日	令和2年7月1日～令和2年10月23日	令和2年4月1日～令和3年3月31日

出所：環境保全課作成資料

当該事業は旧松尾鉱山から発生する坑廃水を中和処理するため、国における以下の「了解事項」をもとに県の事業として実施しているものである。

北上川水質汚濁防止対策に係る新中和処理施設の維持管理について下記のとおり了解する。

記

北上川水質汚濁防止対策については、その重要性と緊急性にかんがみ、国と岩手県が協調して当たることを基本とし、

- (1) 新中和処理施設の維持管理は岩手県の依頼により、金属鉱業事業団が実施するものとする。
- (2) 次の事業については、岩手県の要請を受けて所管省において適切に対処するものとする。
 - ① 中和処理による沈殿物の処理対策
 - ② 旧松尾鉱山に係る坑内水の発生源対策
 - ③ 赤川水質保全対策

出所：了解事項（昭和 56 年 12 月 25 日林野庁林政部長、通商産業省立地公害局長、建設省河川局長、自治省財政局長、環境庁水質保全局長）

また、当該事業の関連施設（旧松尾鉱山鉱害防止施設）に係る個別施設計画については「添付資料 6. 個別施設計画（旧松尾鉱山鉱害防止施設）」を参照されたい。

【現状の問題点（意見）】

中和処理施設の老朽化が進んでおり、施設更新が想定されるものの、個別施設計画における更新計画が明らかではない。適時に必要な施設更新が行われないリスクが想定されるため、県において適切なリスク管理が行われているかどうかの問題となる。

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- 県には法律上の権限はなく、中和処理施設については五省庁会議における了解事項及び実施に関する基本方針のみで実施しているため、施設更新についても県が単独で計画し実施できない。県としては施設更新に向けた取り組みを始めており、五省庁等連絡会において、中和処理施設の更新を国に訴える等、施設のリスク管理については高い意識を持って実務を遂行している。
- 現在の実施予算の基である国庫補助事業制度には法律根拠がなく、国の財政事情に左右される脆弱な状況であることを踏まえ、全国金属鉱業振興対策協議会を通じ、あるいは政府要望により、法整備等を含めて恒久的で安定した財政制度の確立を毎年要望している。

県としてやむを得ない状況にあるとはいえ、県の事業リスク負担が不明確である現状は好ましくないと考える。

【解決の方向性】

県の事業リスク負担を明確にできるよう、国との協議を進める。この上で、県が負担する事業リスクに応じた対応計画を策定する。

(6) 委託管理の十分性

指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）捕獲等業務委託に係る契約の状況（令和2年度）は以下のとおりである。

委託業務名	令和2年度指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）捕獲等業務委託
主な内容	ニホンジカ及びイノシシによる農林業被害軽減、生息域の拡大抑制を図るための捕獲を委託
契約方法	特命随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
予定価格（税抜）	120,596千円
契約先	（公社）岩手県猟友会
当初契約額（税込）	132,550千円
最終契約額（税込）	138,531千円
委託期間	令和2年10月13日～令和3年3月19日

出所：自然保護課作成資料

本契約上、捕獲頭数が定められているが、捕獲の実施状況に鑑み、捕獲頭数に関する契約変更が行われている。

	当初契約	契約変更	業務完了実績
年月日	R2. 10. 13	R3. 2. 16	R3. 3. 19
シカ捕獲数	7,000頭（うち早池峰地域500頭）	7,550頭（うち早池峰地域500頭）	8,302頭（うち早池峰地域803頭）
イノシシ捕獲数	400頭	200頭	213頭
積算方法	県の会計年度任用職員給与（技能職）、過去3年の一日一人当たり捕獲数、捕獲及び処理に要する時間等から労務単価を算出し、間接的経費（安全講習実施経費、弾丸等消耗品費等）を加算		
契約額	132,550千円	138,531千円 （内訳） 県全域：124,165千円 早池峰：14,366千円	138,531千円

出所：自然保護課作成資料

ニホンジカ・イノシシの県内市町村別捕獲数の推移については「添付資料7. シカ・イノシシ捕獲数の推移」を参照されたい。

【現状の問題点（意見）】

個別検出事項「1（2）事業目的と成果指標の整合性」に記載のとおり、本件事業の目的は個体数の適正化や被害軽減と考えられるが、県全体の被害額は増加しているため、効果的な委託管理が行われているかどうか問題となる。

この点につき、県の説明によると、以下の実施により効果的な委託管理に努めている、とのことである。

- ▶ 直近数年の捕獲実績等を考慮のうえ、目標捕獲数を設定していること
- ▶ 具体的な捕獲計画については捕獲対象の生息や捕獲作業に精通している委託先に委ねているが、県では全体の目標捕獲数の他、特定地域（早池峰山周辺地域）を対象とした捕獲目標も設定していること

しかし、捕獲計画と捕獲実績についてのモニタリングが十分とはいえず、効果的な委託管理が行われているといえるか疑問である。

【解決の方向性】

より効果的な捕獲体制を確立するため、捕獲の方針決定に際しての委託先との協議や委託業務のモニタリングの充実を図る。

(7)自治体間の連携方策の検討余地

今回の包括外部監査の対象とした下記委託契約は青森・岩手県境不法投棄事案に係る原状回復の一環で実施している事業である。

委託業務名	令和2年度岩手・青森県境不法投棄現場汚染水処理業務
主な内容	汚染水処理12ヶ月、汚染水処理設備運用1式、1.4-ジオキサン対策工1式
契約方法	一般競争入札
委託先	日本国土開発㈱
委託期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
最終契約額	238,636千円

出所：廃棄物特別対策室作成資料

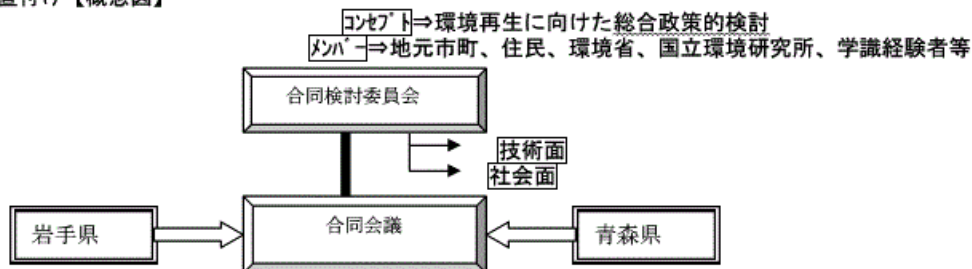
不法投棄現場は青森・岩手両県に跨っているものであるが、両県の対応は一体的に行うべきであるとの認識に立ち、当初、青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会が設置された。

青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会について

1 目的

不法投棄現場は青森・岩手両県に跨っているものであるが、両県の対策は一体的に行うべきであるとの認識に立ち、技術的側面のみならず社会経済的側面等をも含めた総合政策における両県の連携をより包括的に行い、現地の環境再生を図ることを目的とする。

2 位置付け【概念図】



3 合同会議での検討テーマ

最終テーマ→県境不法投棄現場の環境再生計画
緊急度に応じて、個々のテーマについて、順次検討していく。

4 合同検討委員会での検討テーマ

合同会議が検討するテーマに関する調査・検討 → 合同会議に対して報告・提言等を行う。

5 検討事項の内容について

(1) 技術面テーマ

環境再生に向けた技術的課題について

- ① 技術的手法について
- ② 調査について
- ③ 環境再生スケジュールについて

(2) 社会面テーマ

環境再生に向けた社会的課題について

- ① 事業実施主体について
- ② 原因究明と責任の関係について
- ③ 費用の財源補填方法について
- ④ 住民参画について
- ⑤ 環境再生施策について

出所：青森県・岩手県境不法投棄事案に係る合同会議（平成 14 年 5 月 30 日）資料

平成 15 年 6 月に合同検討委員会から「現場の西側と東側では投棄された廃棄物の種類、量、有害性、投棄形態等が異なることから、それぞれの特性に応じた最も効果的な対策を講ずることとし、原状回復のために除去すべき廃棄物や対策方法については、技術部会の検討及び合同検討委員会の提言を踏まえて、両県がそれぞれの状況に応じて決定する。」との原状回復の基本方針が示された。

それから、(2)、検討事項でございますけれども、原状回復の基本方針について説明がありまして、東西両地域の地形、地質特性、廃棄物の種類、投棄量、投棄形態等が異なることから、それぞれの地域特性に合った対策をとることが合理的であるとの提言がなされたところでございます。

なお、地域特性に合った対策をとるとしても、両県は密接な連携のもとに事業を進めていく必要があるという提言もあわせてなされました。

出所：第 4 回合同検討委員会（平成 15 年 6 月 28 日）議事録

これを受けて、平成 16 年 1 月に環境大臣の同意を受けた「青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画書」は岩手県エリアと青森県エリアに区分されたものになっており、両県が別々に法に基づく行政代執行を実施している。

また、代執行費用を徴収するための責任追及対象も同一になるが、責任追及事務に関する青森県との業務分担の状況は以下のとおりである。

責任追及の対象	責任追及事務の業務分担	
	青森県	岩手県
行為者	青森県が措置命令を発出。措置命令履行に相当する金額全てを求償し、財産の差押・換価により求償金を回収予定。	県が措置命令を発出。措置命令履行に相当する金額全てを求償し、財産の差押・換価により求償金を回収予定。
排出事業者	約 6,800 社（青森県、北海道、秋田県、山形県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県）	5,224 社（岩手県、宮城県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、長野県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、香川県、愛媛県、福岡県）

出所：廃棄物特別対策室作成資料

県の説明によると、本件の責任追及の状況（令和 2 年度までの累計額）は以下のとおりである。

- 原因者に対する納付命令 約 23,431 百万円
- 回収は約 861 百万円相当（うち原因者 261 百万円相当、排出事業者 600 百万円相当）

地方自治法では「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。」（地方自治法第 2 条第 15 号）との基本原則が示されている。また、行政代執行では、「行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律で定めるものを除いては、この法律の定めるところによる。」としている。

【現状の問題点（意見）】

青森県側、岩手県側の両地域の地形地質特性、廃棄物の種類、投棄量、投棄形態が異なることから、地域特性に合った対策をとることが合理的であるとの提言がなされたが、一方で、「地域特性に合った対策をとるとしても、両県は密接な連携のもとに事業を進めていく必要がある」との提言もなされているため、組織運営の合理化・規模の適正化の観点から、県の対応状況の適切性が問題となる。

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- 最終的な合同検討委員会報告（平成 15 年）では、今後、新たな組織を各々の県で設置して、具体の対策等を検討することとされたため、その報告に基づき原状回復対策協議会を設置し、対策を検討し実施している。
- 青森県とは、工事の進捗状況や環境モニタリング結果等の情報共有、施工の際の適時適切な調整など、必要な連携を行っている。
- 排出事業者等の責任追及事務については当初、両県連名による報告徴収を実施していた

が、迅速化及び効率化の観点から、両県協議及び環境省見解により 2001 年 3 月から両県が排出事業者を分担（排出事業者が所在する都道府県単位で分担）して責任追及を進めることとされた。これにより、両県が同一の排出事業者に別個に命令等を発する等の事態を避けることができることとなった。

- 本事案は行政代執行であるが、行政代執行による強制実現が許される義務は、法律が直接行為を命じた結果による義務であるかまたは行政庁（県）が法律に基づき行為を命じた義務に限定される。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政代執行であるため、同法に基づき命じた義務（二戸保健所長が指定した二戸市内の区域内の廃棄物を撤去し、原状に回復すること）の範囲を超える代執行は不可能である。よって、例えば、「原状回復工事等を県と青森県が別々の事業者と契約せず、同一事業者と契約する」や「排出事業者の責任追及事務を県と青森県が業務分担せず、一体的に実施する」といった行為は、代執行の範囲を超えており、不可能である。
- また、行政代執行をすることができるのは、当該処分行政庁である。

しかし、組織運営の合理化・規模の適正化の観点から、以下の現行方式に実質的な意義があるといえるか疑問である。

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき命じた原状回復命令の区域の範囲内で、法に基づき代執行を実施するとはいえ、1 つの不法投棄現場を両県が別々の事業者と契約し、原状回復工事を実施すること
- 国（環境省）の主導により、両県が同一の排出事業者に別個に命令等を発する等の事態を避け、迅速化及び効率化を図っているとはいえ、排出事業者の責任追及事務を所在地別に区分して両県が別々に実施すること

【解決の方向性】

自治体間の連携方策の可能性が考えられる事案については、組織運営の合理化・規模の適正化の観点から、県単独方式とのメリット比較を検討し、検討結果の記録を保管する。

3 補助金

負担金、補助金及び交付金の内訳（令和2年度）は以下のとおりである。

所管室課	補助事業名	交付先	補助金額 (千円)	監査 対象
環境生活企画室	三陸ジオパーク推進協議会負担金	三陸ジオパーク推進協議会	6,000	●
自然保護課	自然環境整備事業費補助金	宮古市	46,053	
廃棄物特別対策 室	施設整備事業費補助	事業団	354,875	●
	その他		151,461	
		合計	558,389	

出所：監査対象室課作成資料

(1)収益事業に対する補助

事業団に交付している一般財団法人クリーンいわて事業団施設整備事業費補助（令和2年度交付額 354,875 千円）の概要は以下のとおりである。

事業内容	公共関与型産業廃棄物管理型最終処分場の事業主体である事業団が八幡平市平館地内で行う施設整備事業に要する経費
補助対象経費	施設整備事業を行うために必要な工事費及び事務費
補助率	補助対象経費の1/4以内

出所：一般財団法人クリーンいわて事業団施設整備事業費補助金交付要綱

次期処分場施設整備に係る補助金交付決定の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

	令和2年度
廃棄物処理施設国庫補助金	354,875
廃棄物処理施設岩手県補助金	354,875
合計	709,750

出所：事業団作成資料

一方、事業団の長期収支計画によると、次期最終処分場の全事業期間を通じた資金収支は1,617百万円と見込まれている。事業団の長期収支計画については「添付資9.事業団の長期収支計画」を参照されたいが、このうち、補助金等収入の内訳は以下のとおりである。

(百万円)

		整備工事 (第Ⅰ期)	第Ⅱ期	第Ⅲ期	合計
補助金等収入	国	2,643	1,143	1,240	7,669
	県	2,643			
上記に係る 要綱	国	有	無	無	
	県	有	無	無	

出所：事業団作成資料

【現状の問題点（意見）】

事業団の長期収支計画、次期最終処分場に事業採算性が見込まれるため、施設整備費補助に対する公益上の必要性が認められるかどうか問題となる。

この点につき、県の説明によると、以下の点から公益上の必要性を認め補助した、とのことである。

- 事業団の長期収支計画における事業収支は、総務部と協議・決定した金利、埋立収入や運営費等による収支、公租公課等をもとに事業終了後までの長期にわたるシミュレーションをもとに算定したものであり、将来的な金利の上昇や収入不足の見通し等の様々な条件による変化に対応し、事業団の運営に起こりうる不測の事態を想定した運営を行えるよう埋立終了後の繰越金をプラスとしているもの。
- 将来的な廃棄物処理料金の値上げの抑制による産業振興（排出事業者への還元）や安定的な法人運営に寄与する観点から、施設整備費補助に対する公益上の必要性が認められる。
- 事業費の財源の一部として、国からの補助金を見込んでいる。
- 県が国と同額の補助金を交付することが、国の交付金（廃棄物処理施設整備（課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業）交付金）の交付要件となっている。県の補助金交付要綱上、県上乗せ分の補助金交付まで想定していない。

しかし、補助金交付要綱上、補助対象経費が「施設整備事業を行うために必要な工事費及び事務費」と定められているため、県上乗せ分の補助金交付まで想定されていないとは言い切れない状況にある。

【解決の方向性】

事業団の長期収支計画では、次期最終処分場の全事業期間を通じた資金収支が 1,617 百万円と見込まれていることを考慮し、補助金額に対する審査を厳正に実施する。

また、事業団の説明によると、事業団では令和 3 年度から廃棄物処理事業の経理区分（現在供用中の最終処分場、次期最終処分場）を実施しているため、県出資等法人のモニタリングにおいて経理区分の適切性に留意する。

(2)事業効果の検証の十分性

県では「再生可能エネルギー設備導入等推進基金」を活用し、防災拠点等への再生可能エネルギー設備導入事業を実施している。当該基金事業の執行状況は以下のとおりである。

(単位：百万円)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
地域	5	8	8	8	2	2	2	2	2	44
公共	995	2,376	2,377	3,695	90	390	451	306	185	10,868
民間	-	132	50	-	-	-	-	-	-	183
合計	1,001	2,517	2,437	3,704	93	392	454	309	188	11,095

出所：環境生活企画室作成資料

(注)「地域」は地域資源活用詳細調査事業、「公共」は公共施設再生可能エネルギー等導入事業、「民間」は民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業を表す。

本件事業に係る事業効果の把握や計画の成果目標について、以下の説明がなされている。

第8 事業効果の把握

道県等（第6の規定により市町村補助事業を実施する場合には市町村。以下同じ）は、事業の実施による以下に定める事業効果のほか関連する効果を把握するものとする。

(1) 再生可能エネルギー等導入推進事業

- ① 導入した再生可能エネルギー等による発電量等
- ② 防災拠点における再生可能エネルギーの普及率

(2) 災害等廃棄物処理事業

- ① 災害廃棄物の処理量

出所：再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業及び災害等廃棄物処理基金事業実施要領（平成28年1月21日一部改正 環境省）

計画の成果目標

(成果目標)

※成果指標は、実施要領第8で定める指標のほかに、各自治体が現状分析や課題を踏まえて、地域の実情を踏まえて、本基金を活用して実施した事業評価ができるような指標を複数設定する。（中略）

※成果指標は、設定した成果指標を踏まえて、本基金の実施期限までに達成する目標値を設定する。当該目標値は、基金を造成するための補助金を交付する前提となるものであり、厳に達成をしていただく必要があることから、事業規模に見合った目標値を設定して下さい。

出所：再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業及び災害等廃棄物処理基金事業実施要領様式（平成28年1月21日一部改正 環境省）

本件事業は令和2年度に終了したが、計画の成果目標と実績の状況は以下のとおりである。

		単位	当初計画	変更計画	R2 実績
策定期期			H24	H31	—
目標年次			H27	R2	—
事業費		百万円	13,997	11,399	11,095
成果指標	対象施設数	箇所	454	317	329
	目標に対する導入割合	%	25.5	16.8	17.4
	再エネ発電量	kWh	5,790,408	3,594,455	3,032,503
	再エネ発電設備の定格出力	kW	5,406	3,478	5,638
	CO2 削減量	t-CO2	9,403	3,962	45,840
	補助金所要額効果	千円/t-CO2	1,489	2,911	242

出所：環境生活企画室作成資料

(注) CO2 削減量のうち、熱利用施設に係る CO2 削減量は旧設備の燃料種と燃料使用量から旧設備の CO2 排出量としている。

また、岩手県内の災害時に停電が生じた地域における太陽光発電設備（本件事業で整備）による稼働状況は以下のとおりである。

災害	市町村	施設名	当該設備の稼働状況
台風 10 号(平成 28 年 8 月)	岩泉町	岩泉町立図書	稼働
		岩泉町海洋センター	稼働
		岩泉町民会館	稼働
台風 19 号(令和元年 10 月)	宮古市	グリーンピア三陸みやこ	稼働
		崎山出張所	稼働

出所：環境生活企画室作成資料

(注) 災害時に避難所を開設した施設に限る。

【現状の問題点（意見）】

本件事業では計画の成果目標が掲げられているため、計画と実績の比較検討による事業効果の検証が行われているかどうか問題となる。

この点につき、県の説明によると、以下の点から事業効果の検証を適切に実施している、とのことである。

- 本件事業では毎年度、計画の成果目標と実績の比較検討を含めて国に実績報告していること
- CO2 削減量の実績が当初計画比で 4.9 倍になっているのは、熱利用施設（対象施設数 11 施設）の CO2 削減量（44,332t-CO2）が当初計画値の想定よりも大きくなった事情によるものであること
- 熱利用施設に係る CO2 削減量を含む事業効果は、環境省のマニュアルに沿って算定していること

しかし、対象施設数が全体の3%（11/329施設）に過ぎない熱利用施設が、事業効果であるCO2削減量全体の97%（44,332/45,840 t-CO2）を占めているのは不自然と考えられるため、計画の成果目標と実績の比較分析による事業効果の検証が十分に実施されているといえるか疑問である。

【解決の方向性】

計画の成果目標と実績の乖離が大きい事項については、実績データの正確性を含めて十分に確認のうえ、事業効果を検証する。

(3) 県と協議会との契約関係

三陸ジオパーク推進協議会負担金（令和2年度6,000千円）は、県及び関係地方公共団体等の構成団体がいわゆる協議会方式で組成した三陸ジオパーク推進協議会（以下、「協議会」という。）に対して負担金を支出したものである。協議会の活動財源は、県及び関係地方公共団体等からの負担金で賄われているが、協議会の決算（令和2年度）は以下のとおりである。

（単位：千円）

科目	決算額	備考
負担金	12,400	岩手県6,000、青森県750、7市3,500、6町1,500、3村450 1公益財団法人200
諸収入	54	
前年度繰越金	839	
収入合計	13,293	
事業費	8,118	ジオパーク教育の推進3,956、ジオパークを活用した地域振興2,776、その他1,385
運営費	1,596	事務局活動費
支出合計	9,715	
差引	3,577	次年度繰越金

出所：環境生活企画室作成資料

協議会の法的性質については、民法上の組合と権利能力なき社団が存在するが、後者については、「権利能力のない社団と云うためには、団体としての組織をそなえ、そこには多数決の原則が行なわれ、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、しかしてその組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているものでなければならないのである。」（最高裁判所第一小法廷昭和39年10月15日判決）とされている。

【現状の問題点（指摘）】

負担金は法令または契約等によって地方公共団体が負担するものであるが、今回の監査対象となった協議会に対する負担金に法令上の根拠がないため、県が協議会に支出する負担金の契約関係が問題となる。

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- 協議会の法的性質は権利能力なき社団と認識している。
- 県が参画する協議会の総会において、予算承認の議案に対し、県を含む各構成団体が負担金の支出に同意したことにより、各構成団体と協議会との合意が成立したものである。このことから、県の負担額は明確化されており、また、県が参画する協議会であることをもって、契約書の作成を省略し、協議会に負担金を支出したものである。
- 本件契約については、会計規則第 110 条第 1 項第 4 号「官公署と契約するとき」の規定に準じて、契約書の作成を省略した。

しかし、以下の点を考慮すると、県と協議会の間で契約書締結がないまま負担金を支出するのは不適切と考える。

- 協議会は、国や地方公共団体以外の構成者が存在するため、契約書の作成を省略できる場合として会計規則に定める「官公署との契約」に該当するか疑問であること
- 県が負担する事業リスクの範囲が明らかでないこと

【解決の方向性】

県と協議会の間で契約書を締結し、事業リスクの負担関係（他の構成団体を含む）や負担金支出の根拠を明確にする。

4 出資法人管理

県では、県出資等法人の自律的経営を促進するとともに、県出資等法人が効率的に、より質の高いサービスを提供すること、並びにその経営が将来にわたって県の負担を招くことのないよう、経営状況を的確に把握し、課題の解決を図ることを目的として、毎年度、県出資等法人の運営状況を評価するものとされている（県出資等法人指導監督要綱第8条第1項）。

今回の監査対象である事業団の概要、出資法人運営評価結果及び長期収支計画については「添付資料8. 事業団の運用評価結果」「添付資料9. 事業団の長期収支計画」を参照されたい。

(1) 代替性評価の十分性

「民間にできるものは民間に」の基本的な考え方のもと、県の出資法人管理においても出資法人が担う事業に対する民間との代替性の点検が求められている。

ウ 法人の役割等の継続的な確認

- ・ 民間団体との代替性及び役割分担の点検、県が直接事業を実施する場合との比較を行い、県民へのサービス提供を担う事業主体としての法人の適切性について確認します。
- ・ 法人の役割や県施策との連携・協働のあり方については、県施策の方向性、社会経済情勢など法人を取り巻く環境の変化等を踏まえ、質の高いサービスを提供するため継続的に確認します。
- ・ 県の施策推進における法人の役割が極めて低くなった場合など、県として出資を継続する意義が薄れた法人については、経営状況や他の出資者等に十分配慮しながら出資の引揚げ等の検討を行います。

出所：岩手県出資等法人連携・協働指針（令和2年2月 岩手県）

事業団の運営評価において、事業団の事業は民間との代替性が困難との評価が行われている。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	当法人は、産業廃棄物処理のモデル施設として、民間誘導の役割を担ってきているが、管理型最終処分場については民間企業による整備がまだ困難な状況にあり、管理型産業廃棄物については新たに最終処分場を整備し、廃棄物処理事業を継続していくこととしている。
所管部局	管理型産業廃棄物最終処分場は、本来、産業廃棄物の処理責任を有する民間が整備するものだが、過去に産業廃棄物の不適正処理が数多く発生したため、民間による新規整備がほとんど進まなくなった。そこで、公共の信用力、安全性等を活用した管理型処分場の整備が必要となった。このような状況の下、本県唯一の管理型処分場である「いわてクリーンセンター」は、公共関与型最終処分場として適正な管理運営の下、地域の安心安全と本県の産業活動の振興に貢献している。

出所：令和3年度岩手県出資等法人運営評価レポート個別法人編（令和3年9月 総務部）

また、事業団では法人を取り巻く経営環境の分析と対応策について以下のように整理している。

	環境要因	主な傾向・状況の説明	対応策
機会	事実上、県内唯一の管理型最終処分場の運営	県内の管理型最終処分場受入容量における事業団のシェアは 96%である。	関係法令に基づき廃棄物の適正処理を推進する。
	いわてクリーンセンターの後継となる次期最終処分場の着実な整備	平成 29 年度に「廃棄物処理施設整備（課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業）交付金」制度が創設された。	「廃棄物処理施設整備（課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業）交付金」を活用して、次期最終処分場整備を推進する。
脅威	県内で排出される産業廃棄物の最終処分量の減少	最終処分量について、平成 30 年度：88 千トンから 2024 年度：78 千トンに減少していくと予測されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物のリサイクル動向を把握し、経営計画に反映させる。 ・適正なりサイクルの普及、啓発を行う。
	福島第一原発事故による放射性物質により汚染された廃棄物の埋立管理	放射性物質汚染の影響は減少傾向であるが、長期間続くものと見込まれる。	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質汚染対処特措法等に基づく適正な処理及び施設の維持管理を行う。 ・放射線量等測定結果を定期的に公表・提供する。
	施設周辺住民との継続的な信頼関係の構築	処分場の運営・維持管理に対して、施設周辺の方々の中には不安を抱いている方もいると思われる。	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な意見交換を実施する。 ・施設の公開（見学会）を行う。 ・処分場の運営・維持管理等に関する情報を定期的に公表・提供する。
強み	廃棄物処理収入の推移	県内の管理型最終処分場受入容量における事業団のシェアは 96%であり、この傾向は当分続くものと想定される。	埋立終了と将来の処分場廃止を見据えながら、長期経営計画を随時見直し、的確な資金管理を行う。
	管理型最終処分場の運営、維持管理に関するノウハウの蓄積	<ul style="list-style-type: none"> ・開業（平成 7 年 9 月）以来の運営・維持管理に関するデータ、職員の経験・知見を保有している。 ・環境配慮活動（ISO14001）の取り組みが定着した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでに蓄積された運営、維持管理に関するノウハウ（データ・経験・知見）を活かして事業者等への受入れ指導を行うとともに、情報提供等を通じて廃棄物の適正処理の啓発を行う。 ・事業団独自の設定による環境配慮活動（EMS）に取り組んでいる。
	処分場施設及び周辺での積極的な自然環境の保全の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・処分場内に自生する希少植物の保護に努めている。 ・施設整備時に移植した樹木（整備地に自生していたもの）の管理に努めている。 ・施設周辺道路等の環境美化に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・希少植物（ビオトープ）観察会を開催するとともに、希少植物の保護・保全に取り組む。 ・施設及び周辺の自然環境の保全に取り組む。

	環境要因	主な傾向・状況の説明	対応策
弱み	次期最終処分場の整備に係る体制（人）及び財源の確保	・次期最終処分場の整備を着実にを行うための体制（人）が必要である。 ・同整備に係る全体事業費は大規模である。	・次期最終処分場の整備に係る人員の継続した確保を岩手県に要請する。 ・廃棄物処理施設整備（課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業）交付金を活用し、岩手県からの借入金を抑制する。
	将来のリスク（突発的な事故等）の低減	いわてクリーンセンターの埋立終了、廃止に向けた適切な維持管理、設備投資が必要である。	・施設設備の定期的な保守点検の励行 ・将来のリスクを想定した資金管理（長期借入金残高の縮減、計画的なリスク資金の確保など）に努める。

出所：県出資等法人に係る中期経営計画（令和元年度～令和4年度）

【現状の問題点（意見）】

個別検出事項「2（2）PFI 導入検討の十分性」に記載のとおり、新処分場整備計画において PFI 方式と県出資法人方式の比較検討が十分に行われていない。PFI 方式は公共関与を確保しつつ、民間活用する方式と考えられるため、PFI 導入検討が十分に行われていないことは、結果的に代替性の検討も不十分であったことと同義と考える。

実際、事業団の中期経営計画上の環境分析に対する包括外部監査人の所見は以下のとおりであり、PFI 方式と比較し、事業団の優位性は明らかではない。

	環境要因	包括外部監査人の所見
強み	管理型最終処分場の運営、維持管理に関するノウハウの蓄積	個別検出事項「4（6）引当金の計上方法」や「4（7）減価償却費の計上方法」に記載のとおり、事業団の財務諸表上、財務の健全性に係る課題が認められるため、民間と比較し、事業団の優位性が明らかではない。
弱み	次期最終処分場の整備に係る体制（人）及び財源の確保	PFI 方式では民間事業者が人材、資金を確保することが想定されるため、人材、資金の確保を弱みと識別している事業団の優位性は認められない。
機会	いわてクリーンセンターの後継となる次期最終処分場の着実な整備	次期最終処分場の事業主体決定プロセスにおいて、事業団の優位性を評価した根拠が明らかでない点は、個別検出事項「2（2）PFI 導入検討の十分性」に記載のとおりである。
脅威	施設周辺住民との継続的な信頼関係の構築	左記は本来、PFI 方式と比較し事業団の優位性を強みとして捉えるべき性質のものと考えられるため、これを「脅威」を捉えている事業団に PFI 方式より優位にあるとは考え難い。 もとより、次期最終処分場整備への PFI 導入は本来、事業団の「脅威」になり得るが、これを脅威と識別せず、中期経営計画の経営改善施策に反映されていないため、事業団の自律的マネジメントが促進されていたとは認められない。

【解決の方向性】

多様な PPP/PFI 手法の導入が増えている点に留意し、出資等法人の代替性評価の見直し要否を継続的に検討し、県出資等法人運営評価の実効性の向上を図る。

(2)職員派遣の必要性

事業団における県派遣職員の状況（令和2年7月1日現在）は以下のとおりである。

職名	人数	派遣職員の業務	明文化した派遣要請
事務局長	1	事業団の運營業務	無
課長代理	2	次期処分場施設整備 の関連業務	有
主任	2		
合計	5		

出所：資源循環推進課作成資料

県の説明によると、県から事業団への職員派遣については、事業団からの誘因によるものではなく、事業団が公共目的を実現するために設立された一般財団法人であることなどから、事業団と県が協議の上、お互いの同意の元に決定している、とのことである。

一方、県では、県出資等法人に対する県関与の適正化を図る方針を示しており（県出資等法人指導監督要綱第12条）、県派遣職員の適正化に配慮しているとの説明がなされている。

《県職員派遣等は適正化に配慮する方針を継続》

県派遣職員については、県と法人の役割分担の明確化や法人の自立的経営の観点から、適正化に配慮して行っています。

また、法人役員への県職員の就任については、法人に県施策推進上の役割を十分に果たしてもらう上で、所管部局における指導監督のみでは十分でないため、法人運営に役員として直接参画する必要がある場合に限って行っています。

出所：令和2年度岩手県出資等法人運営評価レポート（令和2年9月 総務部）

【現状の問題点（意見）】

県は事業団に多くの職員を派遣しているため、職員派遣の必要性が問題となる。

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- 県政を推進する上で、事業団との事業連携を図るために必要な職員派遣である。
- 現在の事業団への職員派遣が適正化に配慮されている点は県出資等法人管理の所管課（行政経営推進課）の確認を受けている。

しかし、以下の点を考慮すると、県の基本方針である「適正化に配慮」がなされているとは言い難い。

- 個別検出事項「2（2）PFI導入検討の十分性」に記載のとおり、新処分場整備計画においてPFI方式と県出資法人方式の比較検討が十分に行われていない。PFI方式の場合であっても、県が契約事業者（民間事業者）に対して同様の職員派遣を行う必要性が認められるか疑問であること
- 事業団の事務局長としての職員派遣については事業団から明文化した派遣要請に基づいたものではないため、派遣先である事業団において、派遣の必要性に関する経営意思決定の手续が不明確であること

【解決の方向性】

「適正化に配慮」という県の基本方針のもと、職員派遣の必要性に関する審査を行う。

(3)派遣職員の人件費負担

事業団への県派遣職員について、県の人件費負担の状況（令和2年度）は以下のとおりである。

配置部署	対象者（人）	県の人件費負担（千円）	従事業務の内容
事務局長 施設整備課	5	31,447	事業団の管理運営全般 次期処分場施設整備の関連業務

出所：資源循環推進課・廃棄物特別対策室作成資料

県の説明によると、県派遣職員における、通勤手当、超過勤務手当等の実費弁償的な手当及び共済費は派遣先（事業団）が負担し、それ以外の部分（給与、期末勤勉手当等の諸手当）を派遣元（県）が負担しているが、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に基づき適切なものである、とのことである。

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下「派遣法」という。）では、派遣職員が専ら派遣先の業務に従事することから、原則として、地方公共団体は派遣職員にはその派遣期間中の給与を支給しないものとされている。

（派遣職員の給与）

第6条 派遣職員には、その職員派遣の期間中、給与を支給しない。

2 派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共団体の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であってその実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、条例で定めるところにより、給与を支給することができる。

出所：派遣法

【現状の問題点（意見）】

派遣元である県が派遣職員の人件費を負担するのは例外的取扱いであるから、県の人件費負担の適切性が問題となる。

この点につき、県の説明によると、以下の点から県が人件費負担することは適切である、とのことである。

- 事業団の事務局長の従事業務は事業の総合調整等の業務を通じ、県と事業団の事業連携を図っているものであり、派遣法第6条第2項に該当すること
- 次期処分場整備業務は供用開始まで事業収益がないため、事業団の安定的な事業運営に配慮する必要があること
- 当該派遣職員の人件費を県が負担することに問題ない点は県出資等法人管理の所管課（行政経営推進課）の確認を受けている。

しかし、以下の点を考慮すると、事業団への派遣職員の人件費負担まで派遣法の例外規定に該当するとの判断根拠が不明確である。

- ▶ 派遣職員の従事業務の大半が事業団の収益事業に関わるものであるため、当該人件費は事業団の事業収益（廃棄物処理委託料）で賄う性質のものとも考えられること
- ▶ 事業団の長期資金計画上、次期最終処分場の全事業期間を通じた資金収支は 1,617 百万円であり、事業の採算性が見込まれること
- ▶ 個別検出事項「2（2）PFI 導入検討の十分性」に記載したとおり、次期最終処分場の事業主体を事業団とする合理的根拠が明らかではないが、PFI 方式により民間事業者が実施する場合においても県が同様の措置を講ずるとは想定されないこと

【解決の方向性】

出資等法人の事業の代替性を考慮し、派遣職員の人件費負担の適否を検討する。

事業団については民間との代替性が認められる場合、派遣職員の人件費は派遣法の原則どおり派遣先（事業団）が負担する。

（4）無償による業務支援

事業団への県派遣職員の他、事業団からの要請に基づき、「公共関与型産業廃棄物最終処分場整備に係る業務支援に従事する職員に関する協定」を締結し、県職員 5 名が事業団業務に従事している。当該業務従事の状況（令和 2 年度）は以下のとおりである。

県の所属	職名	全業務時間に対する職専免時間の割合	事業団の施設整備課における職名
廃棄物特別対策室	施設整備課長	17%	課長
	主任主査	20%	課長代理
	主任主査	33%	課長代理
	主査	4%	主査
	主任	4%	主任

出所：廃棄物特別対策室作成資料

（注 1）対象者の給与は県が負担するため、県では当該業務従事を職務専念義務免除として取り扱っている。

県では「法人が安易に県からの出資等、補助や職員派遣といった県民の資源の投入に依存することがないように、自律的な運営を促していく必要があります」（「岩手県出資等法人連携・協働指針」（令和 2 年 2 月岩手県））との課題認識を掲げている。

【現状の問題点（意見）】

上記の県職員は事業団の業務に従事しているため、無償による業務支援の妥当性が問題となる。

この点につき、県の説明によると、以下の点から、派遣職員に係る人件費の県負担と同様、適切なものである、とのことである。

- ▶ 本事業は、県の施策である産業廃棄物の適正処理及び自県（圏）内処理を推進するための

ものであり、事業団は処分場整備に関し環境省・県から補助金交付を受けており、県行政としての関与・参画や指導監督の必要性からの兼務であり、無償による業務支援ではないこと

- ▶ 派遣法において、兼務を禁止している規定はなく、県と事業団との協定（次期産業廃棄物最終処分場整備に係る業務支援に従事する職員に関する協定）に基づき適切に従事していること
- ▶ 業務支援の対価は、将来的な廃棄物処理料金の値上げの抑制による産業振興（排出事業者への還元）や安定的な法人運営に寄与することと認識している。
- ▶ 兼務職員の人件費を全て県が負担することに問題ない点は県出資等法人管理の所管課（行政経営推進課）の確認を受けている。

しかし、業務従事の違い（専従か兼務か）以外に実質的な相違がなく、無償による業務支援は派遣法の規定の趣旨に反するおそれが考えられる。よって、個別検出事項「4（3）派遣職員の人件費負担」と同様、無償による業務支援の妥当性の判断根拠は不明確である。

【解決の方向性】

出資等法人の事業の代替性を考慮し、業務支援に係る対価負担の適否を検討する。

個別検出事項「2（2）PFI 導入検討の十分性」や「4（1）代替性評価の十分性」に記載のとおり、事業団と民間の代替性評価が不明確であることを念頭に、事業団に民間との代替性が認められる場合、無償ではなく、県が適正な対価を受領する仕組みとする。

(5)無償取引の情報開示

県では、県出資等法人に対する財政的関与の適正化や情報開示の必要性に関する説明がなされている。

（県関与の適正化）

第12条 所管部局長は、県出資等法人に対する県の財政的関与及び人的関与について、県出資等法人の県施策推進上の役割や存在意義、自立的経営や経営責任の明確化などの観点から、その必要性及び妥当性を十分に検討し、一層の適正化を図るものとする。

出所：県出資等法人指導監督要綱（平成21年3月25日一部改正）

《財政的関与の適正化》

法人への県の財政的関与については、法人が県の施策推進における役割を果たす上で真に必要なものか、法人の自助努力は十分かを検証し、適正な関与を継続します。

また、県出資等法人と委託契約を締結する際は、契約相手の選定手続の妥当性（随意契約による手続きをとる場合はその理由の妥当性）を十分検証した上で適切に対応するよう留意します。

《県民の理解と信頼確保の観点からの公開必要性》

県出資等法人は公共的性格を有し、財政基盤が県民の負担によって維持されていることなどを踏まえ、県民の理解と信頼を確保する観点から、県出資等法人に関する情報が、個人情報保護など特別の支障があるものを除いて、県民に分かりやすく、入手しやすい方法で「迅

速、公平、正確」に提供されている必要があります。また、情報公開は法人の経営に対する県民によるチェックの機能も果たしています。

出所：令和2年度岩手県出資等法人運営評価レポート（令和2年9月 総務部）

県では、出資等法人に関する情報公開の推進の方針が示されている。

【取組4】情報公開の推進

1 目指す姿

- ・ 法人の役割、事業内容、事業実施状況、県の関与の状況等、法人の運営に関する情報が、個人情報保護など特別の支障がある場合を除き、県民に分かりやすく、入手しやすい方法で提供されています。
- ・ 情報公開が、法人の運営及び経営に関する県民のチェック機能を果たしています。

出所：岩手県出資等法人連携・協働指針（令和2年2月 岩手県）

【現状の問題点（意見）】

出資法人の運営評価に係る「県の財政的関与」欄には、貸付金、損失補償、補助金は開示されているものの、職員派遣人件費の県負担等、無償取引に関する情報開示が行われていない。

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- 県から出資等法人への派遣職員の給与は、法令等に基づき、委託業務等、その実施により県の事務事業の効率的・効果的な実施が図られるものに従事させる場合に給与を支給しているものであり、この派遣職員の給与は、出資等法人への支援的性格または対価的性格を有しないため、出資等法人との財政的関与や取引に該当しない。
- 県が人件費負担している県派遣職員については運営評価シート上、該当人数を記載しており、必要な情報開示を行っている。
- 情報公開の推進の観点でも、無償取引に関する情報開示の必要がない点は、県出資等法人管理の所管課（行政経営推進課）の確認を受けている。

しかし、県と事業団の間で以下のような無償取引が存在する点を考慮すれば、無償取引に関する情報の未開示は情報公開の推進という県の基本方針と整合しているとは言い難い。

無償取引の内容(令和2年度)	運営評価シート上の情報開示の内容	関連する個別検出事項
無利子貸付（無利子貸付残高308,236千円）	無利子貸付を行っている旨	2(3) 無利子貸付
無償貸付け（貸付料相当額26,075千円）	未開示	2(4) 無償貸付け
派遣職員の人件費負担（県負担額31,447千円）	県が人件費負担する派遣職員5人	4(3) 派遣職員の人件費負担
無償による業務支援（県職員の兼務5人）	未開示	4(4) 無償による業務支援

【解決の方向性】

県が以下のような課題を認識していることを踏まえ、運営評価シートにおいて県との無償取引に関する情報を開示する。

(3) 継続的な運営改善

県と法人は、平成 15 年度から平成 22 年度にかけて集中的な改革・改善を実施し、経営上の問題がある法人については廃止・出資引揚げ等の改革を行うとともに、経営改善を継続的に実施するため運営評価制度を導入しました。

法人が経営状況の悪化などにより結果として過大な県民負担を招くおそれが生じないように、運営評価制度の活用などにより健全経営を維持・確保していくことが求められます。

また、法人が安易に県からの出資等、補助や職員派遣といった県民の資源の投入に依存することがないように、自律的な運営を促していく必要があります。

出所：岩手県出資等法人連携・協働指針（令和 2 年 2 月 岩手県）

(6) 引当金の計上方法

事業団の貸借対照表に計上されている引当金の明細は以下のとおりである。

(単位：千円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	5,449	5,448	209	5,240	5,448
賞与引当金	2,080	3,252	1,904	175	3,252
電気伝導率対策引当金	25,047	-	-	-	25,047
退職給付引当金	27,633	1,705	15,658	-	13,680
特定災害防止準備金	1,506,028	250,000	-	-	1,756,028

出所：事業団の附属明細書（令和 2 年度）

このうち、特定災害防止準備金について、維持管理費用の必要見積額に対する特定災害防止準備金の割合（令和 2 年度末現在）は 63%である。

項目	維持管理費用（千円）	備考
埋立終了時費用	116,890	令和 5 年度、15 年度
埋立終了～廃止までの期間の費用	2,453,286	令和 5～15 年度
廃止時の費用	197,080	令和 16 年度
必要見積額の合計	2,767,256	a
特定災害防止準備金	1,756,028	b
b/a	63%	

出所：事業団作成資料

【現状の問題点（意見）】

財務諸表に対する注記事項の1つである重要な会計方針に「引当金の計上基準」があるが、その中に特定災害防止準備金に関する記載がない。埋立終了後に発生する維持管理費は、埋立期間中の収益で賄う性質の費用と考えられるため、事業団の会計上、費用収益対応の観点から、引当金の計上方法の妥当性が問題となる。

この点につき、事業団の説明によると、以下の点から引当金は適切に計上している、とのことである。

- 埋立進捗率（約86%）と必要額に対する引当計上割合（63%）に乖離が生じている主要因は、令和元年度に必要な見積額を1,638,524千円から2,767,256千円に見直した影響であるが、令和2年度から毎年250,000千円を引当計上することで埋立終了予定年度（令和6年度）までに必要額を引当計上予定であること
- 「最終処分場維持管理積立金に係る維持管理費用算定ガイドライン」（環境省）の算定基準に基づき必要見積額を算出していること
- 引当金の計上方法は、「一般廃棄物会計基準」（平成19年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）に準拠し、最終処分場の想定耐用年数にわたる期間定額で計上していること

しかし、令和元年度における必要見積額の見直しの合理性や適時性が不明確であるため、当該見直しが「誤謬の修正」か「会計上の見積りの変更」かの判断が困難である。埋立進捗率（86%）と必要額に対する引当計上割合（63%）の乖離の合理的根拠を確認できないため、事業団の財務諸表上、引当金の計上不足を否定できない。

【解決の方向性】

「引当金の計上基準」において、特定災害防止準備金に係る計上基準を記載する。

また、会計上の見積りの変更に際して、変更の適時性や合理性に関する根拠資料を整備、保管する。

(7)減価償却費の計上方法

事業団における重要な会計方針として、「固定資産の減価償却は、定額法によっているが、第Ⅱ期最終処分場の擁壁・えん堤等は、埋立量を算定基準として生産高比例法によっている。」とされている。事業団の有形固定資産の明細（令和2年度）は以下のとおりである。

（単位：千円）

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
管理施設	321,279	172,618	148,660
防災調整池施設	284,679	196,983	87,695
埋立処分場	491,231	415,055	76,175
放流管設備	218,253	192,748	25,504
ロードヒーティング設備	36,604	36,510	94
水質監視井戸設備	5,897	5,897	0
保管庫	83,203	44,022	39,180
周辺設備外灯設備	21,892	21,892	0
公園等付帯設備	144,125	140,020	4,105
水処理施設	659,553	572,721	86,832
第Ⅱ期最終処分場	3,493,054	2,547,969	945,085
第Ⅱ期浸出水処理施設	1,414,099	1,085,970	328,129
車両運搬具	57,253	39,226	18,027
什器備品	17,588	15,252	2,335
有形固定資産 計	7,248,717	5,486,888	1,761,828

出所：財務諸表に対する注記（令和2年度）

一方、事業団の長期収支計画では、埋立終了後の事業期間（令和6～16年度）に係る正味財産増減額△1,583百万円と見込まれている。

（単位：百万円）

	令和元～5年度	令和6～16年度
	埋立中	埋立終了後
事業収益	4,413	0
維持管理積立金取崩収入	0	2,255
収益計	4,413	2,255
事業費、管理費	1,993	2,155
減価償却費	1,569	1,683
維持管理積立金	1,000	0
費用計	4,562	3,838
法人税等	191	0
正味財産増減額	△340	△1,583

出所：事業団作成資料

【現状の問題点（意見）】

埋立終了後の事業期間に係る正味財産増減額△1,583百万円の主要因は、当該期間に計上される減価償却費1,683百万円であるため、固定資産の減価却方法の適否が問題となる。

この点につき、事業団の説明によると、以下の点から減価償却費は適切に計上している、とのことである。

- 固定資産の減価償却は法人税法が定める法定耐用年数に基づき減価償却費を計上している。法定耐用年数は広く一般的に採用されているものであり、埋立終了後の事業期間に計上される減価償却費1,683百万円は重要性に乏しいため、重要性の原則から会計上の耐用年数として必ずしも不合理とは言えない。
- 「租税特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場に係る特定災害防止準備金制度について」（平成5年4月2日付け衛環第136号環境省通知）において、「埋立終了後の維持管理費用の支出時期が収入、すなわち埋立料金の計上時期よりも後になるとの性格を有する廃棄物の最終処分場について、費用収益計上対応の原則による準備金としての費用計上の特例を認める。」とされていること、また、最終処分場は埋立終了とともに収益的価値はなくなるので除却するものであるが、水処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の5第1項（第15条の2の4において準用）の規定に基づく維持管理積立金を取崩し、その収入により運転管理等の支出を行っていくため、収益と費用の関係が継続すると考えられ、減価償却費もこの期間に計上することが妥当と考えられること。

しかし、以下の点から、埋立終了後の事業期間に負の正味財産増減額が多額に生じるのは不合理であり、減価償却費の計上不足が懸念される。

- 最終処分場は埋立終了により収益がなくなるため、費用収益対応の原則から、会計上の耐用年数は埋立終了までを終期として設定するのが合理的と考えられること
- 事業団は、埋立終了後の事業期間に計上される減価償却費1,683百万円は重要性に乏しいと説明しているが、重要性に乏しいとの判断根拠が明らかではなく、重要性の原則から説明可能とは考え難いこと

【解決の方向性】

会計上の重要性の原則から、便宜的な会計処理を適用する際、重要性に乏しいとの判断根拠を明確にする。重要性の原則による説明が困難な場合、会計上の合理的な方法である埋立終了を終期とした経済的耐用年数を基礎に減価償却費を計上する。

会計と税務の取扱いに重要な相違が認められる事項については、会計上の合理的な方法で処理を行い、法人税法上の取扱いとの相違は税務申告上の調整項目とする。

なお、現処分場と次期処分場は別々の資産グループであり、現処分場の埋立終了により将来キャッシュ・フローの見込がなくなるため、固定資産の減損の認識を要する点に留意する。

(8) 支配法人との取引開示

公益法人会計基準では、関連当事者との取引の内容に関する注記開示が求められている。

(注 17) 関連当事者との取引の内容について					
1 関連当事者とは、次に掲げる者をいう。					
(1) 当該公益法人を支配する法人					
(2) 当該公益法人によって支配される法人					
(3) 当該公益法人と同一の支配法人をもつ法人					
(4) 当該公益法人の役員又は評議員及びそれらの近親者					
2 関連当事者との取引については、次に掲げる事項を原則として関連当事者ごとに注記しなければならない。					
(1) 当該関連当事者が法人の場合には、その名称、所在地、直近の事業年度末における資産総額及び事業の内容。なお、当該関連当事者が会社の場合には、当該関連当事者の議決権に対する当該公益法人の所有割合					
(2) 当該関連当事者が個人の場合には、その氏名及び職業					
(3) 当該公益法人と関連当事者との関係					
(4) 取引の内容					
(5) 取引の種類別の取引金額					
(6) 取引条件及び取引条件の決定方針					
(7) 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高					
(8) 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容					

出所：公益法人会計基準（平成 21 年 10 月 16 日 内閣府公益認定等委員会）

事業団では、県が支配法人であるとの判断のもと、支配法人との取引に係る情報を開示している。

8 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

(単位:円)

種 類	法人等の名称	住 所	資産総額	事業の内容	議決権の所有割合
支配法人	岩手県	盛岡市内丸10-1	—	—	—
関係内容		取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
役員の兼務等	事業上の関係				
県職員の役員等就任 理事 1名 評議員 1名	基本財産の出捐	廃棄物処理	1,991,560	未収金	564,480
		資金の借入	682,234,807	長期借入金	1,785,329,253

取引条件及び取引条件の決定方針等

廃棄物処理の価格その他の取引条件は、当一般財団法人が公表している利用案内等に基づいて決定している。

資金借入の条件は、無担保であり一部(期末残高の内、308,235,673円)が無利息である。

取引金額には消費税等を含めていない。期末残高には消費税等を含めている。

出所：財務諸表に対する注記（令和 2 年度）

一方、県と事業団の取引関係と上記注記を整理すると以下のとおりである。

(単位：千円)

	運営評価シート上の開示	関連当事者との取引の内容	備考
長期貸付金残高	1,785,329	1,785,329	
損失補償（残高）	136,800	記載なし	
補助金（運営費）	0	記載なし	
補助金（事業費）	177,437	記載なし	重要性の基準値未満のため、開示省略
その他	0	廃棄物処理の取引額 1,991	重要性の基準値未満であるが、開示
無利子貸付	無利子の貸付を行っている旨	貸付金残高 308,235 千円が無利息	
無償貸付け		記載なし	重要性の基準値未満のため、開示省略
派遣職員の人件費負担	5人	記載なし	
無償による業務支援		記載なし	

出所：事業団作成資料

【現状の問題点（指摘）】

事業団の財務諸表上、県からの損失補償契約（令和2年度末 136,800 千円）に係る注記が未開示である。「総資産の1%超」（「公益法人会計基準」の運用指針6(2)①イ）の重要性の基準を超えているため、会計基準に基づく注記開示がもれている。

【解決の方向性】

会計上の重要性の基準を超える取引は注記情報として開示する。

なお、事業団の説明によると、令和4年1月11日に損失補償対象の借入を完済し、本件損失補償契約は解消されている、とのことである。

5 監査結果の措置

県は毎年度、包括外部監査における「指摘」、「意見」への対応に関する措置計画を作成のうえ公表している。包括外部監査結果の措置計画は「措置済」「措置予定」「対応中」に区分されるが、令和2年度包括外部監査結果の措置計画については「添付資料 11. 令和2年度包括外部監査結果の措置計画」を参照されたい。

(1)改善措置の十分性

令和2年度包括外部監査結果の措置計画には、今回の包括外部監査における個別検出事項と共通の内容が含まれている。

No.	指摘等事項	措置計画（区分・概要）	関連する個別検出事項
指摘 10	<p>■ 県と実行委員会との契約関係</p> <p>負担金は法令または契約等によって地方公共団体が負担するものであるが、今回の監査対象となった実行委員会に対する負担金に法令上の根拠がないため、県が実行委員会に支出する負担金の契約関係が問題となる。以下の点を考慮すると、県とRWC実行委員会の間で契約書締結がないまま負担金を支出するのは不適切である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・RWC 実行委員会は、県以外の構成者(釜石市、各団体等)が存在するため、契約書作成を省略できる「官公署」に該当するか疑問であること ・県が負担する事業リスクの範囲が明らかでないこと 	<p>【措置予定】</p> <p>RWC 実行委員会と同様の実行委員会への負担金支出に当たっては、監査人の意見を踏まえ、契約書等を作成する方向で準備を進めている。</p>	3(3) 県と協議会との契約関係
意見 13	<p>■ 派遣職員の人件費負担</p> <p>派遣元である県が派遣職員の人件費を負担するのは例外的取扱いであるから、県の人件費負担の適切性が問題となる。</p> <p>個別検出事項「2(1) 指定管理者と競合する業務委託」で記載したとおり、公募選定の指定管理者業務と委託業務をあえて区分する合理的根拠に乏しく、実質的には公募の指定管理者業務と大差ない、という事業団の業務実態が認められる。公募の指定管理者業務は民間事業者が実施可能な業務と考えられるため、このような事業団への派遣職員の人件費負担まで派遣法の例外規定に該当するといえるか疑問である。</p>	<p>【措置済】</p> <p>青少年の家への派遣職員(指導員)に係る人件費については、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(以下「派遣法」という。)第6条第2項に該当するものとして、県が負担することとしてきたところ。派遣職員は、派遣先において、県からの受託業務に従事しているものであり、派遣法上適切に取り扱ってきたところであるが、今後、さらに派遣先における従事業務の実態に留意し、公平性を確保しながら、適切な範囲での人件費負担を行う。また、当該意見を受け、令和3年度から事業報告書の様式を見直し、受託事業と指定管理業務との区分の一層の明確化を図ったところであり、派遣契約締結に当たっては、上記改善点を踏まえ、職員派遣の必要性についての確認を適正に行っていくこととした。</p>	4(3) 派遣職員の人件費負担

No.	指摘等事項	措置計画（区分・概要）	関連する個別検出事項
意見 14	<p>■財政的関与の情報開示</p> <p>出資法人の運営評価に係る「県の財政的関与の状況」欄に委託料や指定管理料は開示されているものの、職員派遣人件費の県負担額に関する情報開示が行われておらず、派遣職員の人件費負担の未開示は財政的関与に係る重要な情報開示不足と考えられるため、適切な情報開示が行われているとは言い難い。</p>	<p>【措置済】</p> <p>「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づく県出資等法人に対する県職員の派遣について、運営評価において、法人ごとの状況を盛り込むこととした。</p>	4(5)無償取引の情報開示
意見 23	<p>■事業評価対象経費の範囲</p> <p>職員人件費や県営スポーツ施設の整備・維持管理が事務事業評価の対象に含まれていないため、その妥当性が問題となる。</p> <p>スポーツ振興の事業分野では職員人件費や県営スポーツ施設の整備・維持管理が経常的な事業費全体の過半を占めており、特にソフト事業では職員人件費の比重が大きいケースもあり得る。このような事業費が事務事業評価の対象外になっているため、スポーツ振興に係る事業費の有効性評価が困難である。</p>	<p>【措置済】</p> <p>政策評価においては、監査人の所見にある人件費や管理費等を用いたB/Cの算出については、便益を金銭価値化できないため、このような手法では投入コストと比較しても適切に測ることができないと判断している。</p> <p>しかしながら、事業の有効性を高める観点から、維持管理費などの経常的経費の分析を行うなどし、引き続き、より一層の効果的な事業の実施に努めることとしている。</p>	1(1)人件費の考慮
意見 24	<p>■成果指標と活動指標の区分</p> <p>県が掲げる「成果を重視する行政の推進」の観点から、評価対象事業に設定された成果指標の妥当性が問題となる。以下の事業に係る成果指標は、県民の視点に立った成果重視の行政運営を図るといふ事業評価の目的に資するものといえるか疑問である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超人スポーツワークショップ参加者数、超人スポーツオープンセミナー参加者数 ・指定選手の国内、海外遠征回数 ・スーパーキッズ事業、スペシャルスクール等参加児童・生徒数 ・強化事業参加人数 等 	<p>【措置済】</p> <p>事務事業評価の指標（目標）設定は、制度所管課である政策企画課と調整の上で設定しており、適切な指標設定であると考えている。</p> <p>今後の指標設定においても、成果指標と活動内容指標の混同がないか精査の上、設定を行うこととした。</p>	1(2)事業目的と成果指標の整合性

【現状の問題点（意見）】

包括外部監査結果の措置計画における全ての「措置済」の内容について、改善措置が行われた具体的根拠が明らかでないため、「措置済」かどうかは明確ではないと考える。

【解決の方向性】

毎年度の包括外部監査で、同様の個別検出事項が生じないように、より実効性のある改善措置を実施する。内部統制のリスク評価と対応を効果的に実施する観点から、全庁的に共通する問題については、指摘等事項の所管部局のみならず、全庁的な確認対応の状況を措置計画に含めるのが合理的である。

II 成果を重視する行政の推進と県民への説明責任

1 現状の問題認識

県は行政経営プランにおける取組として「成果を重視する行政の推進」を掲げている。

(2) 政策評価の質の向上

現状と課題

- ・ 政策評価の結果を次の施策や事業に適切に反映させることにより、効果的かつ効率的な行政を推進するとともに、県民の視点に立って成果を重視する行政経営に取り組んでいく必要があります。
- ・ 県が行う内部評価とは異なる視点を評価に反映させることにより、政策評価の客観性を一層高め、その質の向上を図っていく必要があります。

出所：行政経営プラン

また、中期財政見通しが厳しいことを踏まえ、県は「事業効果や効率性等を踏まえた事務事業の精査など、歳出の徹底した見直しを行う」（「岩手県中期財政見通し（令和2年度～4年度）」（令和2年9月 岩手県総務部財政課））との取組方針を示している。

これについて、個別検出事項を踏まえた包括外部監査人の問題認識は以下のとおりである。

	包括外部監査人の問題認識	関連する個別検出事項
事業 評価	行政経営プランが掲げる「成果を重視する行政の推進」への取組みにつき改善の余地がある。	1 (2) 事業目的と成果指標の整合性 1 (4) 効果測定の実施 1 (6) 単位当たりコストの考慮 1 (7) 評価結果の合理的根拠 3 (2) 事業効果の検証の充分性
内部 統制	岩手県内部統制基本方針に掲げる業務の効果的かつ効率的な遂行に係る内部統制評価上、効率性・有効性に乏しい予算執行が実施されるリスクへの対応につき改善の余地がある。	1 (9) 内部統制基本方針とリスク評価の整合性

2 県が取り組むべき課題

「1 現状の問題認識」を踏まえ、県は以下の課題に取り組み、県民の視点に立った更なる説明責任を果たす必要があると考える。

(1) 行政活動を目的化せず、効果(成果)の検証を

地方自治は住民の責任とその負担によって運営されるものである以上、最小の経費で最大の効果を挙げることが求められる（地方自治法第2条第14号）。事務事業評価や大規模事業評価は評価対象事業の効果的・効率的な事業推進を目的とするため、以下の3要素を整理して事業評価を行うことが重要と考えられる。

	インプット	アウトプット	アウトカム
内容	経営資源（ヒト、モノ、カネ）	行政活動	事業効果（成果）
県の事務事業評価における関連項目	事業費（予算額、決算額等）	活動内容指標	成果指標

「1 事業評価」に係る個別検出事項を効率性・有効性に係る評価の充実化の視点で整理すると以下のとおりである。

区分	個別検出事項	効率性・有効性に係る評価の充実化（包括外部監査人の提案）
事務事業評価	(1) 人件費の考慮	インプット測定の精度向上
	(2) 事業目的と成果指標の整合性	事業目的と整合するアウトカムの設定
	(3) 事業費と成果指標の整合性	事業費と整合するアウトカムの設定
	(4) 効果測定の実施	アウトカムの検証可能性の確保
	(5) 目標設定水準の充分性	アウトカム評価の客観性確保
	(6) 単位当たりコストの考慮	最小のインプットで最大のアウトカムを発揮するための管理
	(7) 評価結果の合理的根拠	合理的根拠に基づく評価と情報開示
大規模事業評価	(8) 大規模事業評価の実施方法	代替方式との比較検討の明確化

行政活動を目的化せず、効果（成果）を検証できるよう、より一層の事業評価制度を充実させることが県民の視点に立った成果を重視する行政経営に寄与すると考える。

(2)的確なリスク評価と対応

内部統制ガイドラインは、各自治体に取り組むべき事項を一律に定めたものではなく、具体的な方法については、その趣旨を踏まえ各自治体において判断することが想定されている。

(1) 内部統制に関する留意点

内部統制は、内部統制の制度が導入されていない段階でも、一定の範囲で、各組織において存在している。内部統制制度は、現状の内部統制を可視化し、その過不足を適正化して必要十分なものとする意義がある。そのためには、まず現在行われている業務を十分に把握し、業務にかかるリスクを分析することが重要である。常に、内部統制の整備及び運用に要するコストと得られる便益（リスクの減少度合い等）を踏まえた上で、重要性の大きいリスクに優先的に取り組むことで、過度な文書化・過度な統制を行うことを避けるべきである。

地方公共団体において求められる内部統制の水準は、社会における内部統制についての認識を基礎とするものの、現実には、地域の状況や課題等によって異なるものである。したがって、単に他の地方公共団体と同様の取組を行うのではなく、それぞれの地方公共団体において、直面するリスクや政策課題、過去の不祥事、資源、状況変化等を踏まえ、創意工夫により、適切に内部統制を整備及び運用し、必要に応じて見直しを図ることが求められる。

出所：地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月 総務省）

県は、監査による監視機能を高めていく必要性を認識していることから、よりの確なリスク評価と対応が効率性・有効性の観点をより重視した内部統制評価に寄与すると考える。

・監査結果においては、依然として会計事務に関する指摘が多く、また、例年、同様の案件で指摘を受ける事例が発生していることから、定期監査においては、正確性及び合規性に重点を置いた財務監査を中心に実施しています。今後、内部統制体制の構築による自律的なチェック機能の推進を支援するため、監査の専門性を高めるとともに、経済性、効率性及び有効性の観点をより重視した監査を行うなど、監査による監視機能を高めていく必要があります。

出所：行政経営プラン

本年度は、「自然環境に係る財務事務の執行について」を包括外部監査の特定の事件として選定し、実施したところである。今後、自然環境分野では特に地球温暖化対策関係の事業への注力による事業費の拡大が想定されるため、成果を重視する行政の推進により一層取り組まれない。

添付資料 1. 政策評価

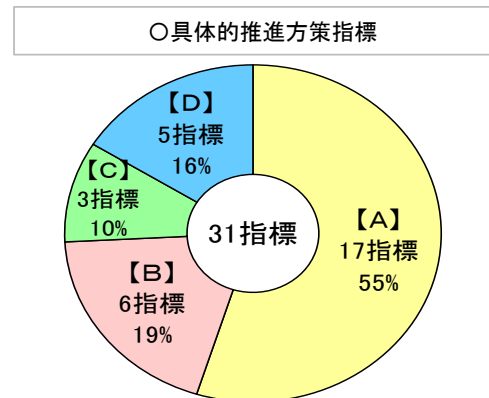
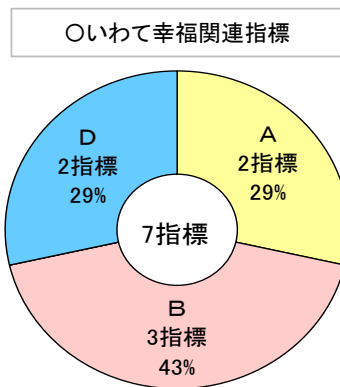
「10の政策分野」・「50の政策項目」及び「具体的推進方策」の体系と評価結果

VIII 自然環境		評価	
		B	
項目名	評価		
42 多様で優れた環境を守り、次世代に引き継ぎます	概ね順調	-	
①生物多様性の保全	-	遅れ	
②自然とのふれあいの促進	-	遅れ	
③良好な大気・水環境の保全と環境負荷低減に向けた取組の促進	-	順調	
④水と緑を守る取組の推進	-	概ね順調	
⑤北上川清流化対策	-	順調	
⑥環境学習の推進と県民等との連携・協働の取組の促進	-	概ね順調	
⑦三陸ジオパークに関する取組の推進	-	概ね順調	
43 循環型地域社会の形成を進めます	遅れ	-	
①廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用の推進	-	概ね順調	
②災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築	-	遅れ	
③産業廃棄物の適正処理の推進	-	概ね順調	
44 地球温暖化防止に向け、低炭素社会の形成を進めます	概ね順調	-	
①温室効果ガス排出削減対策の推進	-	順調	
②再生可能エネルギーの導入促進	-	概ね順調	
③適切な森林整備等の取組推進による森林吸収源対策	-	順調	
④地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応	-	やや遅れ	

政策分野Ⅷ(小計) 政策項目 3項目

具体的な推進方策 14方策

「Ⅷ 自然環境」の指標の状況



Ⅷ 自然環境

42 多様で優れた環境を守り、次世代に引き継ぎます

（基本方向）

本県の森や川、海等の優れた自然環境を次世代に引き継いでいくため、希少野生動植物の生息・生育環境の保全などの自然保護対策や大気・水環境の常時監視結果に基づく環境保全対策を推進するとともに、県民、事業者、行政などの連携・協働による環境保全活動の活発化に向けた取組を推進します。

【評価結果の概要】

政策項目が属する政策分野の評価結果	この政策項目の評価	
	評価結果	評価理由
B	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> 政策項目に関連するいわて幸福関連指標4指標は、達成度A、Bの指標が4指標（100%）でした。 7つの具体的推進方策の評価結果は、順調が2つ、概ね順調が3つ、遅れが2つとなっており、全体として「概ね順調」との評価結果でした。 野生鳥獣による農林業被害の低減や人身被害の防止を図るため、市町村及び関係機関等において、県と連携した有害鳥獣の捕獲等の取組が推進されています。 <p>◎以上の結果から、「概ね順調」と判断しました。</p>

【課題と今後の方向】

課 題	今後の方向
<具体的推進方策①>生物多様性の保全	
<p>天候や野生動物による捕食などの影響のため、イヌワシの繁殖率が低い状況にあるなど、希少野生動植物の保護への取組が求められています。</p> <p>野生鳥獣による農林業被害・人身被害が発生しており、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、被害をもたらす鳥獣の科学的・計画的な管理を図る必要があります。</p>	<p>希少野生動植物の現状や動向の把握、イヌワシなどの保護に向けた取組により生物多様性の保全を推進します。</p> <p>また、自然生態系や農林業被害への影響を及ぼす野生鳥獣の捕獲の一層の促進と捕獲の担い手の確保・育成に取り組みます。</p>
<具体的推進方策②>自然とふれあいの促進	
<p>自然公園などの美化活動等を行うグリーンボランティアの高齢化が進んでおり、新たな人材の掘り起こしに取り組む必要があります。</p> <p>また、災害などにより損壊した自然公園等施設の復旧・整備について、計画的に進めていく必要があります。</p>	<p>大学生など若者に対し、グリーンボランティアへの参加を促進します。</p> <p>また、自然公園等施設の整備について、施設整備計画に基づき計画的に取り組みます。</p>
<具体的推進方策③>良好な大気・水環境の保全と環境負荷低減に向けた取組の促進	
<p>本県の良好な環境を保全するため、大気や水質の汚染状況を監視するとともに、工場・事業場などの発生源対策を継続していく必要があります。</p>	<p>大気・河川・海域・地下水等の汚染状況を定期的に調査するとともに、ばい煙や排水を排出する事業場等の監視・指導に引き続き取り組みます。</p>

課 題	今後の方向
<具体的推進方策④>水と緑を守る取組の推進	
身近な自然環境に接することで環境に対する保全意識の高揚が図られますが、そのためには水生生物調査などの体験型学習が行われるよう支援する必要があります。	次世代を担う子ども等に対する水環境保全意識の涵養を図るため、水生生物調査への参加などを引き続き促進します。
公益上重要で管理の行き届いていない森林の強度間伐に取り組んでいますが、依然として整備が必要な人工林が存在することから、県民の参画等により森林の再生を進める必要があります。	いわての森林づくり県民税を活用し、緊急に整備が必要な森林の解消に向けた取組を進めていくとともに、公益上重要でありながら、植栽が行われていない伐採跡地への植栽を進めていくなど、持続可能な森林整備等の新たな課題への対応に取り組みます。
<具体的推進方策⑤>北上川清流化対策	
北上川の清流を維持するため、旧松尾鉱山の坑廃水を将来にわたり確実に中和処理する必要があります。	引き続き昭和 57 年 4 月から運転開始した旧松尾鉱山新中和処理施設の老朽化対策及び耐震補強対策に取り組みます。
<具体的推進方策⑥>環境学習の推進と県民等との連携・協働の取組の促進	
地域住民が主体となった環境保全活動や、地域の特性を生かした環境学習などの活動が多く地域で行われていますが、次代の取組を担う人材の確保や、体験学習を中心とした効果的な環境学習を推進する必要があります。	持続可能な社会づくりの担い手を育むため、地域で活躍する環境人材の育成、子どもの環境学習の支援及び環境学習交流センターによる環境保全活動の支援等に継続して取り組みます。
<具体的推進方策⑦>三陸ジオパークに関する取組の推進	
ジオパークは「難しい・分からない」というイメージをまだ払拭できていないことから、住民の理解醸成に向けた取組を継続する必要があります。 また、多くの観光客がジオパークに来訪するよう、地域主体による誘客活動の促進や、受入態勢の強化が必要です。	三陸ジオパーク推進協議会等が取り組む三陸ジオパークの魅力伝えるコンテンツづくりを推進します。 また、三陸ジオパーク推進協議会等が取り組む地域資源を活用した多様な商品作りや、認定ガイドの育成等を推進します。
総 括	
以上のことから、本県の優れた自然環境を次世代に引き継いでいくため、自然保護対策や環境保全対策を推進するとともに、県民、事業者、行政などの連携・協働による環境保全活動の活発化に向けた取組の推進や、三陸ジオパークに関する取組を推進します。	

1 いわて幸福関連指標の状況

指標名	単位	現状値 (H29)	計画目標値 (R4)	年度目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成度	参考)全国順位(東北順位)		
							H29	R2	比較
65 岩手の代表的希少野生動物の個体・つがい数(イヌワシつがい数)	ペア	29	29	29	26	B	-	-	-
66 岩手の代表的希少野生動物の個体・つがい数(ハヤチネウスユキソウ個体数)	株	667	667	667	971	A	-	-	-
67 自然公園の利用者数*	千人	466	470	470	427	B	-	-	-
68 公共用水域のBOD(生物化学的酸素要求量)等環境基準達成率	%	99.1	99.1	99.1	96.5(速報値)	B	-	-	-

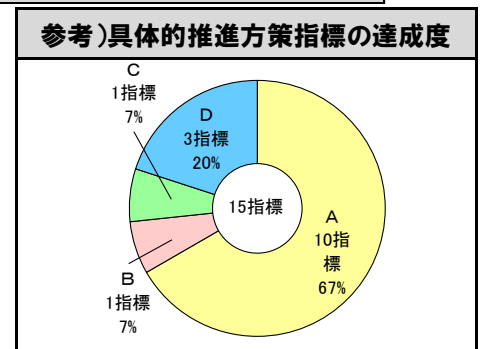
* 自然公園ビジターセンター等利用者数

【参考指標】

調査項目	単位	現状値 (H29)	R2	備考
29 森林面積割合	%	②674.9	①74.6	5年ごとの公表

2 県の取組（具体的推進方策）の状況

県の取組の評価結果
概ね順調
<p>（評価結果の説明）</p> <p>7つの推進方策のうち「順調」が2つ、「概ね順調」が3つ、「遅れ」が2つとなっていることから、「概ね順調」と判断しました。</p>



具体的推進方策	取組状況	説明
① 生物多様性の保全	遅れ	推進方策指標2指標の達成度が、「A」が1指標、「D」が1指標であり、構成する事務事業に遅れが見られることから、「遅れ」と判断しました。
② 自然とふれあいの促進	遅れ	推進方策指標2指標の達成度が、「A」が1指標、「D」が1指標であり、構成する事務事業に遅れが見られることから、「遅れ」と判断しました。
③ 良好な大気・水環境の保全と環境負荷低減に向けた取組の促進	順調	推進方策指標3指標の達成度が、「A」が3指標であり、構成する事務事業も概ね順調に取り組まれていることから、「順調」と判断しました。
④ 水と緑を守る取組の推進	概ね順調	推進方策指標3指標の達成度が、「A」が2指標、「D」が1指標であるものの、構成する事務事業も概ね順調に取り組まれていることから、「概ね順調」と判断しました。
⑤ 北上川清流化対策	順調	推進方策指標1指標の達成度が、「A」が1指標であり、構成する事務事業も順調に取り組まれていることから、「順調」と判断しました。
⑥ 環境学習の推進と県民等との連携・協働の取組の促進	概ね順調	推進方策指標2指標の達成度が、「A」が1指標、「C」が1指標であり、構成する事務事業も概ね順調に取り組まれていることから、「概ね順調」と判断しました。
⑦ 三陸ジオパークに関する取組の推進	概ね順調	推進方策指標2指標の達成度が、「A」が1指標、「B」が1指標であり、構成する事務事業が概ね順調に取り組まれていることから、「概ね順調」と判断しました。

- イヌワシへの給餌等希少野生動植物の保護や、特定鳥獣管理計画に基づくシカ・イノシシ捕獲事業の実施に取り組んでいます。
- 県内の大学生や市町村等にグリーンボランティア制度の周知を図り、人材の掘り起こしに取り組んでいます。
- 三陸ジオパークの取組と連携し、北山崎、鶉の巣、浄土ヶ浜などの案内標識を多言語表記し、受入環境の整備を行っています。
- 農山漁村の活性化に向けて、農村環境を保全する地域共同活動への支援のほか、農業水利施設、農道の長寿命化などに取り組んでいます。
- 本県の良い大気を守るため、大気汚染物質の状況を常時監視するとともに、ばい煙発生施設等発生源の監視指導を行っています。
- 本県の良い水環境を守るため、公共用水域の水質の状況を常時監視するとともに、事業場等排水発生源の監視指導を行っています。
- 化学物質等による環境負荷の低減を図るため、排出事業者が周辺住民等に対し、環境に配慮した取組を説明し、意見交換する「環境コミュニケーション」の普及、導入支援を実施しています。
- 河川に棲む生物を観察することにより、身近な河川の水質の状況を認識するとともに、調査活動を通じて、本県の環境保全意識の涵養・育成に取り組んでいます。
- 水環境の保全・水資源の確保に関する地域の環境保全活動の表彰や情報発信等を実施するとともに、海岸漂着物対策活動の実施に関する意向調査を実施しています。

- いわたの森林づくり県民税を活用し、管理の行き届いていない森林の整備や、公益上重要でありながら、植栽が行われていない伐採跡地への植栽などに取り組んでいます。
- 旧松尾鉱山から排出される坑廃水による北上川の水質汚濁を防止するため、新中和処理施設において坑廃水処理を実施するとともに、施設の耐震補強工事を実施しています。
- 環境学習の拠点施設である環境学習交流センターにより、環境学習講座等による環境学習の支援や、環境アドバイザーの派遣等による環境保全活動の支援を実施するとともに、環境をテーマとした講座である「いわて環境塾」を実施することにより、地域で活躍する環境人材の育成に取り組んでいます。
- 住民等への普及啓発を推進し、ジオパークを活用した地域振興を図るため、三陸ジオパーク推進協議会などの関係機関と連携して、ジオパーク学習会等の開催を促進しています。また、観光客の受入体制の整備を図るため、三陸ジオパーク推進協議会と連携し、ジオパークをわかりやすく解説する認定ガイドの養成を促進しています。
- 国内外との交流人口の拡大に向け、来訪者を受け入れるガイドを養成するため、ガイドプログラム作成、ジオ概論及び環境関連法などの講座を開催するほか、多言語による三陸ジオパークの案内板等を設置するなど、受入態勢の整備に取り組んでいます。

(1) 生物多様性の保全

◆具体的推進方策指標の状況

指標名	単位	現状値 (H29)	計画目標値 (R4)	年度目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成度
444 イヌワシの繁殖率	%	③⑩ 10.7	14.0	14.0	7.7	D
445 ニホンジカの捕獲数【累計】【再掲】	頭	②⑧ 10,999	40,000	20,000	35,151	A

【特記事項】

- ・ イヌワシの繁殖率は、繁殖成功率の向上を図るために給餌や営巣地の改良に取り組みましたが、天候や野生動物による捕食などの影響により、達成度は【D】となりました。

◆推進方策を構成する事業の状況

事業数	投入コスト(百万円)						活動内容指標の達成度				成果指標の達成度			
	予算額	決算額	決算額の財源内訳				A	B	C	D	A	B	C	D
			国庫	その他	県債	一般								
10	355	343	246	1	0	96	9 (64%)	0 (0%)	2 (14%)	3 (22%)	10 (77%)	0 (0%)	1 (8%)	2 (15%)

(2) 自然とふれあいの促進

◆具体的推進方策指標の状況

指標名	単位	現状値 (H29)	計画目標値 (R4)	年度目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成度
446 グリーンボランティア登録者数	人	222	230	230	230	A
447 農山漁村の環境保全活動への参加人数【再掲】	人	121,453	123,500	122,500	121,558	D

【特記事項】

- ・ 農山漁村の環境保全活動への参加人数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、「県民参加の森林づくり促進事業」の実施団体や参加者数が減少したため、達成度は【D】となりました。なお、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症感染防止対策を徹底し、参加者数を絞る等、新型コロナウイルス感染症の影響を最小限に抑えるための取組を推進しました。

◆推進方策を構成する事業の状況

事業数	投入コスト(百万円)						活動内容指標の達成度				成果指標の達成度			
	予算額	決算額	決算額の財源内訳				A	B	C	D	A	B	C	D
			国庫	その他	県債	一般								
1	4	4	0	0	0	4	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (100%)	1 (50%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (50%)

(3) 良好な大気・水環境の保全と環境負荷低減に向けた取組の促進

◆具体的推進方策指標の状況

指標名	単位	現状値 (H29)	計画目標値 (R4)	年度目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成度
448 大気中の二酸化窒素等環境基準達成率	%	100	100	100	100	A
449 排水基準適用の事業場における排水基準適合率	%	100	100	100	100	A
450 環境報告書の県ホームページ掲載件数〔累計〕	件	228	410	340	376	A

◆推進方策を構成する事業の状況

事業数	投入コスト(百万円)						活動内容指標の達成度				成果指標の達成度			
	予算額	決算額	決算額の財源内訳				A	B	C	D	A	B	C	D
			国庫	その他	県債	一般								
2	2	2	0	2	0	0	2 (67%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (33%)	1 (50%)	1 (50%)	0 (0%)	0 (0%)

(4) 水と緑を守る取組の推進

◆具体的推進方策指標の状況

指標名	単位	現状値 (H29)	計画目標値 (R4)	年度目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成度
451 水生生物調査参加者数〔累計〕	人	3,912	14,800	7,400	7,951	A
452 水と緑を守り育てる環境保全活動数〔累計〕	件	839	3,360	1,680	1,871	A
453 県民参画による公益的な機能を重視する森林整備面積〔累計〕	ha	15,507	20,780	19,300	17,208	D

【特記事項】

- 県民参画による公益的な機能を重視する森林整備面積（累計）は、いわて林業アカデミーや緑の雇用等により林業従事者の育成に取り組んでいるものの、近年の国産材の需要拡大に伴う主伐の増加により、森林組合等において間伐を担う作業員を確保することが難しくなっていることに加え、事業対象森林の奥地化等により、施工可能な森林の確保が進まなかったことから、達成度は【D】となりました。

◆推進方策を構成する事業の状況

事業数	投入コスト(百万円)						活動内容指標の達成度				成果指標の達成度			
	予算額	決算額	決算額の財源内訳				A	B	C	D	A	B	C	D
			国庫	その他	県債	一般								
7	910	542	13	526	0	3	8 (89%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (11%)	5 (63%)	1 (13%)	0 (0%)	2 (24%)

(5) 北上川清流化対策

◆具体的推進方策指標の状況

指標名	単位	現状値 (H29)	計画目標値 (R4)	年度目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成度
454 新中和処理施設放流水水質基準達成率	%	100	100	100	100	A

◆推進方策を構成する事業の状況

事業数	投入コスト(百万円)						活動内容指標の達成度				成果指標の達成度			
	予算額	決算額	決算額の財源内訳				A	B	C	D	A	B	C	D
			国庫	その他	県債	一般								
1	1,270	1,096	811	1	0	284	1 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)

(6) 環境学習の推進と県民等との連携・協働の取組の促進

◆具体的推進方策指標の状況

指標名	単位	現状値 (H29)	計画目標値 (R4)	年度目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成度
455 環境学習交流センター利用者数	人	43,048	42,000	42,000	30,511	C
456 水生生物調査参加者数〔累計〕〔再掲〕	人	3,912	14,800	7,400	7,951	A

【特記事項】

- ・ 環境学習交流センター利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、来所による利用を一時休止（緊急事態宣言中）したほか、センターが主催する研修会等の参加者数を制限して開催したため、達成度は【C】となりました。なお、令和2年度においては、感染防止の観点から、参加者の間隔を十分確保するなどの方法により、研修会等を開催しました。

◆推進方を構成する事業の状況

事業数	投入コスト(百万円)						活動内容指標の達成度				成果指標の達成度			
	予算額	決算額	決算額の財源内訳				A	B	C	D	A	B	C	D
			国庫	その他	県債	一般								
4	39	38	0	17	0	21	7 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (50%)	1 (25%)	1 (25%)	0 (0%)

(7) 三陸ジオパークに関する取組の推進

◆具体的推進方策指標の状況

指標名	単位	現状値 (H29)	計画目標値 (R4)	年度目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成度
457 ジオパーク学習会等の参加者数〔累計〕	人	165	2,000	1,000	1,648	A
458 主要ジオサイトの観光入込客数	千人	1,115	1,115	1,115	1,011	B

◆推進方を構成する事業の状況

事業数	投入コスト(百万円)						活動内容指標の達成度				成果指標の達成度			
	予算額	決算額	決算額の財源内訳				A	B	C	D	A	B	C	D
			国庫	その他	県債	一般								
2	39	34	22	0	0	12	1 (25%)	0 (0%)	1 (25%)	2 (50%)	1 (25%)	1 (25%)	0 (0%)	2 (50%)

3 政策項目を取り巻く状況

- 身近にイヌワシやハヤチネウスユキソウといった希少野生動植物が存在する一方、シカ、イノシシ、ツキノワグマなどの野生鳥獣の増加、生息域の拡大により、農林業被害や人身被害が生じています。
- グリーンボランティアの高齢化が進んでいます。また、自然公園内において、自然災害により被災した落石防止網や歩道橋などが存在します。
- 河川・湖沼・海域において概ね環境基準を達成しており、また、大気汚染物質の環境基準も達成しており、県内の水環境及び大気環境は良好な状態が保たれています。
- 平成18年度から、公益上重要で管理の行き届いていない森林の強度間伐に取り組んでいますが、依然として整備が必要な人工林が存在します。
- 北上川は、昭和57年から稼働している旧松尾鉱山新中和処理施設により清らかな流れが保たれています。
- 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、WEBを活用した研修会等、新しい生活様式に対応した環境学習や環境保全活動の支援が求められています。また、環境学習や環境保全活動の支援を行っている、環境アドバイザーや地球温暖化防止活動推進員の高齢化が進んでいます。
- 新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大するなか、地元や近隣市町村での日帰り観光や教育旅行が注目されており、地元の魅力を体感できるジオツーリズムへの関心の高まりも期待されます。
- 令和3年県民意識調査によると「自然環境を大切にしたい生活」の重要度は8位、満足度は9位で、ニーズ度は25位となっています。

4 他の主体の取組の状況（県民、企業、NPO、市町村など）

- 野生鳥獣による農林業被害の低減や人身被害の防止を図るため、市町村及び関係機関等において、県と連携して有害鳥獣の捕獲等に取り組んでいます。
- 自然公園等の保全を図るため、ボランティア、市町村及び関係機関において、県と連携してパトロールやキャンペーン、外来種の駆除、利用者のマナー啓発等に取り組んでいます。
- 企業等による環境に配慮した取組が進められ、取組状況を記載した環境報告書が作成されています。
- 地域住民が主体となり、河川や海岸等の清掃、植栽や間伐等の森林整備など、ボランティアによる地域課題に応じた活動が行われています。
- 児童・生徒を対象とした森林体験学習や木育、水生生物調査等の自然環境を生かした学習活動が多く地域で行われています。
- 三陸ジオパーク推進協議会では、住民等による保全活動の促進やジオパーク教育の推進などの活動に取り組んできました。令和元年12月の日本ジオパーク委員会からの再認定審査結果報告では、事務局体制の強化などが課題とされたことから、この指摘事項に対応したアクションプランに基づき、更なる取組を進めています。

43 循環型地域社会の形成を進めます

（基本方向）

廃棄物を含め、有用な資源を生かした循環型地域社会の形成を更に進めるため、廃棄物の発生を可能な限り抑制するとともに、廃棄物の循環利用（再使用・再生利用）を推進します。

また、災害発生時にも循環利用を考慮した県内での適切な廃棄物処理を進めるため、処理の効率化、環境負荷の軽減などにより、持続可能な廃棄物処理体制の構築を推進します。

さらに、良好な生活環境を維持するため、廃棄物処理施設等に対する監視・指導などにより、産業廃棄物の適正処理を推進します。

【評価結果の概要】

政策項目が 属する政策 分野の評価 結果	この政策項目の評価	
	評価結果	評価理由
B	遅れ	<ul style="list-style-type: none"> ・政策項目に関連するいわて幸福関連指標2指標は、達成度Dの指標が2指標（100%）でした。 ・3つの具体的推進方策の評価結果は、概ね順調が2つ、遅れが1つとなっており、全体として「概ね順調」との評価結果でした。 ・市町村では、住民に対する普及啓発などによるごみの減量化・リサイクルの推進や、災害廃棄物処理計画の策定に向けた検討の取組が促進されています。 <p>◎以上の結果から、「遅れ」と判断しました。</p>

【課題と今後の方向】

課 題	今後の方向
<p><具体的推進方策①> 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進</p> <p>持続可能な地域社会の形成に向け、環境中に排出されること等により海洋生態系に影響を与えることが懸念されている廃プラスチック類や、生活や事業活動により発生する食品ロス（本来食べられるにもかかわらず、捨てられている食品）の発生抑制など、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生使用（リサイクル）の3Rを基調とするライフスタイルの定着や環境に配慮した事業活動を促進する必要があります。</p>	<p>県民、事業者、行政等の各主体による3Rの取組を促進するため、ごみの分別・持ち帰り、使い捨てプラスチックの発生抑制、食品ロスの削減等の「いわて三ツ星 eco マナーアクション」について、市町村等と一体となって普及啓発に取り組みます。</p> <p>併せて、新型コロナウイルス感染症によるごみ排出量の変動を注視しつつ、3Rに基づいたライフスタイルの実践を呼びかけるとともに、事業者による廃棄物の発生抑制等の取組を促進します。</p>
<p><具体的推進方策②> 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築</p> <p>近年全国で発生している大規模災害による災害廃棄物の発生に備え、平時から市町村において災害廃棄物処理計画を策定しておく必要があります。</p> <p>また、いわてクリーンセンターの後継となる最終処分場の整備に向けた取組を確実に進め、県内での最終処分場が切れ目なく適正に実施される必要があります。</p>	<p>近年の災害発生時の経験を踏まえ、災害廃棄物処理計画策定の必要性や策定手法等について、市町村向け研修会を開催し理解を深めるとともに、全国の災害廃棄物処理事例の情報提供等を行い、計画の策定を促進します。</p> <p>また、いわてクリーンセンターの後継となる最終処分場については、令和6年度の供用開始に向け、事業者主体である（一財）クリーンいわて事業団への支援に取り組みます。</p>

課 題	今後の方向
<具体的推進方策③>産業廃棄物の適正処理の推進	
産業廃棄物の適正処理推進のため、産廃Gメンなどによる監視・指導を継続する必要があります。 また、青森県境産業廃棄物不法投棄事案に係る原状回復については、地域住民の安心・安全に配慮する必要があります、浄化対策を切れ目なく講じて事業を完了する必要があります。	産業廃棄物の適正処理推進のため、監視・指導による不適正処理の早期発見・早期対応を図るとともに、産業廃棄物処理業者の格付け・保証金制度を通じて、引き続き、優良事業者の育成と排出事業者の理解促進に取り組みます。 また、青森県境産業廃棄物不法投棄事案に係る原状回復については、令和4年度の事業完了を目指し、引き続き汚染土壌及び地下水の浄化対策に取り組みます。
総 括	
以上のことから、循環型地域社会の形成に向けて、「いわて三ツ星 eco マナーアクション」をはじめとする廃棄物の発生抑制等に関する施策の促進、事業者等による3Rの取組の促進、公共関与型廃棄物最終処分場の整備への支援及び産業廃棄物の適正処理のための監視・指導等の施策に取り組みます。	

1 いわて幸福関連指標の状況

指標名	単位	現状値 (H29)	計画目標値 (R4)	年度目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成度	参考)全国順位(東北順位)		
							H29	R2	比較
70 一般廃棄物の最終処分量	千t	㊸40.6	㊸35.8	㊸37.6	㊸41.3	D	16位 (2位)	19位 (3位)	下降 (下降)
71 一人1日当たり家庭系ごみ(資源になるものを除く)排出量	g	㊸501	㊸465	㊸483	㊸512	D	14位 (1位)	17位 (1位)	下降 (横ばい)

【特記事項】

- ・ 一般廃棄物の最終処分量は、一人1日当たり家庭系ごみ(資源になるものを除く)排出量が増加したため、達成度は【D】となりました。
- ・ 一人1日当たり家庭系ごみ(資源になるものを除く)排出量は、市町村や関係団体と連携した3Rの普及啓発活動等に取り組みましたが、可燃ごみ等が増加したため、達成度は【D】となりました。

2 県の取組(具体的推進方策)の状況

県の取組の評価結果	参考)具体的推進方策指標の達成度
概ね順調	
(評価結果の説明) 3つの推進方策のうち「概ね順調」が2つ、「遅れ」が1つとなっていることから、「概ね順調」と判断しました。	

具体的推進方策	取組状況	説明
① 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進	概ね順調	推進方策指標2指標の達成度が、「A」が1指標、「C」が1指標であり、構成する事務事業も概ね順調に取り組まれていることから、「概ね順調」と判断しました。
② 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築	遅れ	推進方策指標2指標の達成度が、「B」が1指標、「D」が1指標であり、構成する事務事業に遅れが見られることから、「遅れ」と判断しました。
③ 産業廃棄物の適正処理の推進	概ね順調	推進方策指標3指標の達成度が、「A」が2指標、「B」が1指標であり、構成する事務事業も概ね順調に取り組まれていることから、「概ね順調」と判断しました。

- 3Rを基調としたライフスタイルの定着に向けて、使い捨てプラスチックの削減等いわて三ツ星 eco マナーアクションの普及啓発に取り組んでいます。
- 再生資源利用認定製品認定制度や岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業制度の実施、食品ロスの削減を図るキャンペーンの実施などを通じて、ごみの減量やリサイクル等を促進しています。
- 全国各地で発生している大規模災害に備え、市町村の災害廃棄物処理計画策定に係る研修会を開催しています。
- 産業廃棄物の不適正処理を防止するため、産廃Gメンによる監視指導を継続的に実施するとともに、電子マニフェスト制度の周知など産業廃棄物の適正処理に係る研修会の開催等に取り組んでいます。
- 青森県境産業廃棄物不法投棄事案に係る原状回復については、浄化完了を目指し、汚染個所の追加対策を実施しています。

(1) 廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用の推進

◆具体的推進方策指標の状況

指標名	単位	現状値 (H29)	計画目標値 (R4)	年度目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成度
459 エコショップいわて認定店舗数	店舗	⑩226	226	226	173	C
460 事業者等の3R推進の取組に対する支援実施件数[累計]	件	101	131	119	125	A

【特記事項】

- ・ エコショップいわて認定店舗数は、認定店舗拡大に向けた制度の周知や、事業者に対する新規認定・更新等手続の支援などに取り組みましたが、認定事業者の経営方針の変更などにより、事業者からの認定更新手続が行われず、認定店舗数が減少したため、達成度は【C】となりました。

◆推進方策を構成する事業の状況

事業数	投入コスト(百万円)						活動内容指標の達成度				成果指標の達成度			
	予算額	決算額	決算額の財源内訳				A	B	C	D	A	B	C	D
			国庫	その他	県債	一般								
2	174	128	13	27	0	88	4 (80%)	1 (20%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (33%)	1 (33%)	1 (33%)	0 (0%)

(2) 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築

◆具体的推進方策指標の状況

指標名	単位	現状値 (H29)	計画目標値 (R4)	年度目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成度
461 産業廃棄物の自県内処理率	%	⑩94.8	③97.5	①97.5	①95.8	B
462 災害廃棄物処理計画策定市町村数[累計]	市町村	1	33	20	11	D

【特記事項】

- ・ 災害廃棄物処理計画策定市町村数〔累計〕は、集合型研修に代え、動画・資料配信やリモート研修を行い、市町村計画策定の支援を行いました。令和元年台風第19号の被災市町村において、災害廃棄物の処理を優先せざるを得なかったため、達成度は【D】となりました。

◆推進方策を構成する事業の状況

事業数	投入コスト(百万円)						活動内容指標の達成度				成果指標の達成度			
	予算額	決算額	決算額の財源内訳				A	B	C	D	A	B	C	D
			国庫	その他	県債	一般								
4	1,304	1,065	0	27	669	369	4 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (50%)	1 (25%)	0 (0%)	1 (25%)

(3) 産業廃棄物の適正処理の推進

◆具体的推進方策指標の状況

指標名	単位	現状値 (H29)	計画目標値 (R4)	年度目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成度
463 産業廃棄物適正処理率	%	99.5	100	100	99.7	B
464 電子マニフェスト普及率	%	49	70	60	61	A
465 青森県境産業廃棄物不法投棄事案に係る浄化完了済み地区の割合	%	66.7	100	73.3	86.7	A

◆推進方策を構成する事業の状況

事業数	投入コスト(百万円)						活動内容指標の達成度				成果指標の達成度			
	予算額	決算額	決算額の財源内訳				A	B	C	D	A	B	C	D
			国庫	その他	県債	一般								
3	541	499	127	58	191	123	3 (60%)	1 (20%)	0 (0%)	1 (20%)	1 (33%)	2 (67%)	0 (0%)	0 (0%)

3 政策項目を取り巻く状況

- 一般廃棄物の最終処分量は全国で19番目、東北地域では3番目に少ない状況にありますが、焼却残渣の埋立量が増加した一方、直接埋立量等が減少したことから、前年度よりわずかに減少となりました。
- 一人1日当たり家庭系ごみ（資源になるものを除く）排出量は全国で17番目、東北地域では最も少ない状況にありますが、全国平均509gをわずかに上回っています。また、新型コロナウイルス感染症に関連したごみ排出量の変動について、継続して注視していく必要があります。
- 令和2年7月から始まったプラスチック製買物袋の有料化、令和4年4月に予定されているプラスチック資源循環促進法の施行を受け、プラスチック廃棄物の発生抑制等に取り組むことが必要となっています。
- 岩手県食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロスの発生抑制等に取り組むことが必要となっています。
- 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の処理に関し、感染性廃棄物等の適正な処理の確保及び廃棄物処理体制の維持が求められています。
- 令和3年県民意識調査によると「ごみ減量やリサイクルの定着」の重要度は13位、満足度は2位で、ニーズ度は34位となっており、特に18～19歳のニーズ度が高くなっています。

4 他の主体の取組の状況（県民、企業、NPO、市町村など）

- 市町村では、住民に対する普及啓発などによるごみの減量化・リサイクルの推進や、災害廃棄物処理計画の策定に向けた検討を行っています。
- NPOや市町村との協働により、エコショップいわて認定制度を運用し、店舗から発生する廃棄物の抑制に取り組んでいます。
- 廃棄物関係団体では、県と連携し、排出事業者や処理業者に対する研修会を開催するなど、産業廃棄物適正処理の普及啓発に取り組んでいます。
- 警察、市町村、海上保安署及び民間団体等では、県と連携し、不適正処理を監視、情報共有する体制を構築しています。

Ⅷ 自然環境



44 地球温暖化防止に向け、低炭素社会の形成を進めます

（基本方向）

地球温暖化防止に向け、県民や事業者、行政が一体となった県民運動を展開し、温室効果ガスの排出削減対策を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入や適切な森林整備等による森林吸収源対策の促進を図ります。

また、気候変動とその影響に関する情報の収集や提供等を行うことにより、地域における気候変動適応策を推進するとともに、県民への意識啓発を進めます。

【評価結果の概要】

政策項目が属する政策分野の評価結果	この政策項目の評価	
	評価結果	評価理由
B	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> 政策項目に関連するいわて幸福関連指標 1 指標は、達成度が A (100%) でした。 4 つの具体的推進方策の評価結果は、順調が 2 つ、概ね順調が 1 つ、やや遅れが 1 つとなっており、全体として「概ね順調」との評価結果でした。 市町村では、各家庭の省エネルギー化に向けた取組や民間事業者等と連携した再生可能エネルギーの地産地消の取組を実施しているほか、13 市町村が「2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロ」を表明し、再生可能エネルギーの導入促進などの積極的な取組が促進されています。 <p>◎以上の結果から、「概ね順調」と判断しました。</p>

【課題と今後の方向】

課 題	今後の方向
<p>< 具体的推進方策① > 温室効果ガス排出削減対策の推進</p>	
<p>製造業のエネルギー効率が年々改善するなど、事業者の排出量削減の取組は進んできているものの、経済活動の活発化により、温室効果ガスの排出抑制による削減については、横ばい傾向で推移していることから、排出量削減に向け、より一層取り組んでいく必要があります。</p>	<p>引き続き、温暖化防止いわて県民会議を中核とした県民運動を推進するとともに、事業活動の省エネルギー化を図るため、事業者への省エネルギー効果の高い設備導入に向けた支援や家庭の省エネ対策の推進など、県民、事業者総参加による地球温暖化対策を推進します。</p>
<p>< 具体的推進方策② > 再生可能エネルギーの導入促進</p>	
<p>再生可能エネルギーの導入量は、太陽光発電を中心に増加していますが、令和 4 年やそれ以降の目標達成のため、さらなる連系可能量拡大に向けた取組を実施するほか、エネルギーの地産地消や災害時でも地域が一定のエネルギーが賄える自立・分散型エネルギーシステムの構築を進める必要があります。</p> <p>また、地域における脱炭素の取組を牽引するため、県は率先して再生可能エネルギーの導入促進に取り組む必要があります。</p>	<p>電力系統への連系可能量の拡大に向けた送配電網の増強施策について、国への働きかけを行うほか、地域の脱炭素化に向け、再生可能エネルギー導入に取り組む市町村への支援を行います。</p> <p>また、公共施設への再生可能エネルギーの導入に取り組めます。</p>

課 題	今後の方向
木質バイオマスについて、公共施設や産業分野での利用を促進するとともに、燃料用の未利用間伐材等を安定的に供給できる体制を構築する必要があります。	木質バイオマス利用に係る民間事業者への技術指導や人材の育成、フォーラム開催による普及啓発等を通じた木質バイオマスボイラーの導入促進を図るとともに、引き続き、林業関係団体と連携した木質燃料の安定供給体制の構築に取り組みます。
<具体的推進方策③>適切な森林整備等の取組推進による森林吸収源対策	
二酸化炭素の吸収・固定により、地球温暖化防止に貢献している森林を整備する必要があります。	森林の多面的な機能を持続的に発揮させるため、間伐・再造林などの森林整備に取り組みます。
<具体的推進方策④>地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応	
気候変動による影響とその対策については、中長期的な地域気候変動適応計画の策定や「いわて気候非常事態宣言」発出により、県民理解の醸成に努めていますが、県民への理解促進に一層取り組む必要があります。	関係機関等と連携し、適応に関する情報収集・共有に取り組むとともに、シンポジウムの開催や各種広報などを通じて、気候変動適応に対する県民への理解促進に取り組みます。
総 括	
以上のことから、「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」に基づき、地球温暖化対策の推進のため、温暖化防止いわて県民会議を中核とした省エネの取組促進や、地域に根ざした再生可能エネルギーの導入促進に向け、情報発信や機運醸成に取り組むとともに、省エネルギー対策の一層の推進や、本県の高いポテンシャルを生かした再生可能エネルギーの導入促進、森林吸収源対策など、国や市町村と連携し、温室効果ガス排出削減対策を総合的に推進します。	

1 いわて幸福関連指標の状況

指標名	単位	現状値 (H29)	計画目標値 (R4)	年度目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成度	参考)全国順位(東北順位)		
							H29	R2	比較
69 再生可能エネルギーによる電力自給率	%	28.0	37.0	35.0	41.7	A	-	-	-

【参考指標】

調査項目	単位	現状値 (H29)	R2	備考
29 森林面積割合	%	②674.9	①74.6	5年ごとの公表

2 県の取組（具体的推進方策）の状況

県の取組の評価結果	参考)具体的推進方策指標の達成度
概ね順調	<p>参考)具体的推進方策指標の達成度</p> <p>9指標</p> <p>A 4指標 45%</p> <p>B 3指標 33%</p> <p>C 1指標 11%</p> <p>D 1指標 11%</p>
(評価結果の説明) 4つの推進方策のうち「順調」が2つ、「概ね順調」が1つ、「やや遅れ」が1つとなっていることから、「概ね順調」と判断しました。	

具体的推進方策	取組状況	説明
① 温室効果ガス排出削減対策の推進	順調	推進方策指標3指標の達成度が、「A」が1指標、「B」が2指標であり、構成する事務事業も順調に取り組まれていることから、「順調」と判断しました。
② 再生可能エネルギーの導入促進	概ね順調	推進方策指標4指標の達成度が、「A」が2指標、「B」が1指標、「D」が1指標であり、構成する事務事業にやや遅れが見られるものの、「概ね順調」と判断しました。

③ 適切な森林整備等の取組推進による森林吸収源対策	順調	推進方策指標1指標の達成度は「A」であり、構成する事務事業も順調に取り組まれていることから、「順調」と判断しました。
④ 地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応	やや遅れ	推進方策指標1指標の達成度は「C」であり、構成する事務事業は順調に取り組まれていることから、「やや遅れ」と判断しました。

- 地球温暖化防止活動推進センターにおいて、温暖化防止いわて県民会議と連携し、県民参加型キャンペーンの展開、地球温暖化防止活動推進員の派遣や各種広報媒体を活用した夏季・冬季の省エネ節電対策を中心とした普及啓発等に取り組んでいます。
- 「いわて地球環境にやさしい事業所認定制度」により、温暖化対策に自主的に取り組む事業者の増加を図ったほか、企業の中で環境取組を推進する担当者を養成すべく、「エコスタッフ養成セミナー」を県内4か所で開催するなど、人材の育成を行っています。
- 自立分散型エネルギー供給体制の構築に向けた市町村等の計画策定を支援しています。
- 県内中小企業者の再生可能エネルギーの導入と省エネ設備の導入の促進を図るため、金融機関が実施する設備導入に係る低利融資制度の支援を行っています。
- 農業水利施設を活用した小水力発電の導入促進に向けて、「岩手県農業水利施設小水力等発電推進協議会」を通じた普及啓発等を行うとともに、モデル的な施設の設置等に取り組んでいます。
- 木質バイオマス燃焼機器の導入促進に向けて、木質バイオマスコーディネーターの派遣による市町村や民間事業者等への技術指導に取り組んでいます。
- 二酸化炭素の吸収・固定など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、搬出間伐等の森林整備への支援に積極的に取り組むとともに、県内の合板工場や集成材工場への間伐材の供給に対する支援に取り組んでいます。
- 気候変動の影響とその対策について、県民理解の増進を図るため、「いわて気候変動チャレンジフェスタ」及び気候変動適応シンポジウムの開催のほか、ミニ番組やCM等を制作し広く県民に普及啓発を行っています。
- 令和3年2月には、気候変動への危機感を共有し共に行動していくため、「いわて気候非常事態宣言」を発出し、気候変動に伴う影響と対策について県民理解の醸成に取り組んでいます。

(1) 温室効果ガス排出削減対策の推進

◆具体的推進方策指標の状況

指標名	単位	現状値 (H29)	計画目標値 (R4)	年度目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成度
466 省エネ活動を実施している県民の割合	%	86.4	87.5	87.5	86.4	B
467 いわて地球環境にやさしい事業所認定数	事業所	302	242	222	252	A
468 乗用車の登録台数に占める次世代自動車の割合	%	14.8	25.7	21.3	20.8	B

◆推進方策を構成する事業の状況

事業数	投入コスト(百万円)						活動内容指標の達成度				成果指標の達成度			
	予算額	決算額	決算額の財源内訳				A	B	C	D	A	B	C	D
			国庫	その他	県債	一般								
3	22	22	0	19	0	3	4 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (67%)	1 (33%)	0 (0%)	0 (0%)

(2) 再生可能エネルギーの導入促進

◆具体的推進方策指標の状況

指標名	単位	現状値 (H29)	計画目標値 (R4)	年度目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成度
469 再生可能エネルギー導入量〔累計〕	MW	1,046	1,687	1,651	1,595	B
470 住宅用太陽光発電設備導入件数〔累計〕	件	25,634	29,700	28,600	30,529	A
471 農業水利施設を活用した小水力発電導入数〔累計〕	箇所	7	10	9	9	A
472 チップの利用量	BDt	230,809	233,800	232,500	230,421	D

【特記事項】

- チップの利用量は、熱利用や発電利用での活用に向け、木質バイオマスフォーラムの開催による普及啓発や木質バイオマスコーディネーターによる市町村等への技術指導などに取り組みましたが、発電施設における燃焼効率向上への取組によりチップ利用の効率化が進んだことなどからチップ利用量が減少したため、達成度は【D】となりました。

◆推進方策を構成する事業の状況

事業数	投入コスト(百万円)						活動内容指標の達成度				成果指標の達成度			
	予算額	決算額	決算額の財源内訳				A	B	C	D	A	B	C	D
			国庫	その他	県債	一般								
6	1,912	1,754	549	1,164	27	14	3 (50%)	0 (0%)	1 (17%)	2 (33%)	2 (40%)	0 (0%)	1 (20%)	2 (40%)

(3) 適切な森林整備等の取組推進による森林吸収源対策

◆具体的推進方策指標の状況

指標名	単位	現状値 (H29)	計画目標値 (R4)	年度目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成度
473 間伐材利用率	%	40.8	42.8	41.8	42.0	A

◆推進方策を構成する事業の状況

事業数	投入コスト(百万円)						活動内容指標の達成度				成果指標の達成度			
	予算額	決算額	決算額の財源内訳				A	B	C	D	A	B	C	D
			国庫	その他	県債	一般								
2	769	341	341	0	0	0	2 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)

(4) 地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応

◆具体的推進方策指標の状況

指標名	単位	現状値 (H29)	計画目標値 (R4)	年度目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成度
474 気候変動対策に関する総合イベント参加者数 〔累計〕	人	30,494	20,000	10,000	6,199	C

【特記事項】

- 気候変動対策に関する総合イベント参加者数〔累計〕は、気候変動対策の総合イベントとして、「いわて気候変動チャレンジフェスタ」を開催し、広く県民に普及啓発を行いました。令和元年度の台風19号に伴うイベント開催中止による遅れを解消するまでには至らなかったため、達成度は【C】となりました。

◆推進方策を構成する事業の状況

事業数	投入コスト(百万円)						活動内容指標の達成度				成果指標の達成度			
	予算額	決算額	決算額の財源内訳				A	B	C	D	A	B	C	D
			国庫	その他	県債	一般								
2	2,132	1,375	1,019	207	0	149	1 (50%)	1 (50%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (50%)	1 (50%)	0 (0%)	0 (0%)

3 政策項目を取り巻く状況

- 平成27年に温室効果ガス排出抑制に向けた国際的な枠組み「パリ協定」が採択され、脱炭素社会を目指す行動が世界中の国で始められていますが、パリ協定が発効してからも地球温暖化に歯止めがかかっていない状況の中、国では令和2年10月に「2050年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言し、脱炭素へ向けた取組が加速しています。
- 地球温暖化への危機感が強まる中、県では、令和元年11月に次期「岩手県環境基本計画」の長期目標として「温室効果ガス排出量2050年実質ゼロ」を掲げることを表明しました。また、全国で表明する自治体が444自治体となる(令和3年8月31日現在)など脱炭素化に向けた動きが広がっています。
- 温室効果ガスの排出量については、基準となる平成2年の排出量に対し、令和2年度を25%削減することを目指しており、温室効果ガスの排出抑制による削減、再生可能エネルギーの導入促進等に取り組み、最新の平成30年度の排出量は、基準年と比較し11.2%の削減となっています。

- 再生可能エネルギーについては、太陽光だけでなく、風力についても運転を開始した発電所があり、全体として導入が進んでいますが、送配電網への接続制約や開発における地域理解が課題となっています。また、エネルギーの地産地消のほか、災害時においても地域が一定のエネルギーが賄なうことができる、自立・分散型エネルギーの構築が進められています。
- 令和3年県民意識調査によると「温暖化防止の取組」の重要度は17位、満足度は37位で、ニーズ度は14位となっています。

4 他の主体の取組の状況（県民、企業、NPO、市町村など）

- 市町村では、各家庭の省エネルギー化に向けた取組や民間事業者等と連携した再生可能エネルギーの地産地消の取組を実施しているほか、13市町村が「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」を表明し、再生可能エネルギーの導入促進などに積極的に取り組んでいます。
特に、北岩手9市町村は、再生可能エネルギーの創出・導入・利用拡大に向け、先進的な取組を実施しており、横浜市への再生可能エネルギーの供給やブルーカーボンの活用などが進められています。
- 温暖化防止いわて県民会議では、地球温暖化防止に向け、県民、事業者、行政が一体となって県民参加型キャンペーンなどの普及啓発に取り組んでいます。
- 地球温暖化対策地域協議会では、各地域の実情に応じて、住民向け講演会や施設等見学会の開催、省エネ住宅の普及促進など、地球温暖化防止活動に取り組んでいます。
- 県及び県内32市町村、32土地改良区等で構成する「岩手県農業水利施設小水力等発電推進協議会」において、農業水利施設への小水力発電導入に向けた取組が進められています。
- 民間事業者等では、商業施設や園芸施設等へ温水や蒸気等を供給するなど、木質バイオマスエネルギー利用の取組が進められています。

出所：政策評価レポート2021 政策評価等の実施状況報告書（令和3年11月 岩手県）

添付資料 2. 事務事業評価

	具体的推進方策	番号	事業名	決算額 (千円)	活動内容指標				成果指標					
					指標名	単位	計画値	実績値	達成率	指標名	単位	目標値	実績値	達成率
多様で優れた環境を守り、次世代に引き継ぎます	生物多様性の保全	654	希少野生動物保護対策事業費(条例指定種等保護事業費)【自然保護課】	314	ボランティア監視員	人	16	10	C	指定希少野生動物の指定数	種	16	16	A
		655	希少野生動物保護対策事業費(イヌワシ繁殖支援事業費)【自然保護課】	819	イヌワシへの給餌 イヌワシの巣の補修	箇所	2	3	A	イヌワシの繁殖率	%	14.0	7.7	D
		656	希少野生動物保護対策事業費(いわてレゾデータブック改訂事業費)【自然保護課】	5,457	生息状況調査の実施回数	回	1	1	A	検討委員会及び専門部会開催回数	回	3	2	C
		657	野生動物との共生推進事業費(保護管理計画推進事業費)【自然保護課】	2,858	保護管理検討委員会の開催回数 モニタリング調査の実施回数	回	2	1	D	クマに関するホームページアクセス数	回	15,000	20,413	A
		658	指定管理鳥獣捕獲等事業費(シカ・イノシシ捕獲対策)【自然保護課】	150,746	シカ生息調査箇所数 イノシシ生息状況調査実施市町村数	箇所 市町村	56 33	81 33	A	▼農林業被害額(クマ・カモシカ) ニホンジカの捕獲数	万円 頭	7,000 10,000	5,710 20,731	A
		659	指定管理鳥獣捕獲等事業費(新規狩猟者の確保・定着促進事業費)【自然保護課】	176	担い手研修会の開催回数	回	2	1	D	新規狩猟免許取得者数	人	250	369	A
		660	野生動物との共生推進事業費(ツキノワグマ生息数調査事業費)【自然保護課】	14,520	ヘアトラップ調査の実施	回	1	1	A	ヘアトラップ調査地域数	地域	1	1	A
		661	生物多様性推進事業費【自然保護課】	10,172	自然環境保全や外来種駆除等の生物多様性保全に係る研修会等の開催回数	回	8	4	D	研修会等の参加人数	人	400	64	D
		662	野生動物との共生推進事業費(カモシカ生息数調査事業費)【自然保護課】	6,930	追い出し調査の実施回数	回	1	1	A	追い出し調査地域数	地域	1	1	A
		自然とのふれあいの促進		663	自然公園等保護管理費(早池峰地域保全対策事業費)【自然保護課】	3,343	早池峰キャンペーンの実施日数	日	18	0	D	携帯トイレ所持率	%	75
									シャトルバス利用者数	人	7,500	0	D	
良好な大気・水環境の保全と環境負荷軽減に向けた取組の促進		664	水と緑の活動促進事業費(環境コミュニケーション推進費)【環境保全課】	81	セミナー及び研修会の開催	回	3	1	D	環境報告書の県ホームページ掲載件数	件	340	376	A
		665	環境保全対策費(水生生物調査)【環境保全課】	1,419	出前講座回数 指導者養成研修開催回数	回	10	17	A	水生生物調査参加者数	人	3,700	3452	B
		666	水と緑の活動促進事業費(環境生活企画室)	768	全県交流会開催回数	回	2	1	D	水と緑を守り育てる環境保全活動数	件	840	906	A
北上川清流化対策環境学習の推進と県民等との連携・協働の取組の促進		671	休廃止鉱山鉱害防止事業費【環境保全課】	1,095,500	坑廃水処理	日	365	365	A	放流水水質基準達成率	%	100	100	A
		672	いわての環境の魅力発信・利活用促進事業費【環境生活企画室】	2,069	情報発信回数	回	1	1	A	商品造成数	件	3	3	A
		673	環境学習交流センター管理運営費【環境生活企画室】	26,487	移動環境学習広報車による出前環境学習実施数 環境アドバイザー派遣実績数	回	22	24	A	環境学習交流センター利用者数	人	42,000	30,511	C
		674	いわての優れた環境を守る人づくり事業費【環境生活企画室】	7,519	環境副読本配布学校割合 環境人材育成講座の開催回数	% 回	100 6	100 6	A	環境副読本の学校での活用割合 環境人材育成講座修了者数	% 人	95 20	- 45	- A
三陸ジオパークに関する取組の推進		675	三陸ジオパーク活用強化事業費【環境生活企画室】	31,667	三陸ジオパーク学習会・講演会等の開催回数 三陸ジオパークシンポジウムの開催 三陸ジオパークの発行	回	15	38	A	三陸ジオパーク学習会・講演会等の参加者数	人	500	1,648	A
									三陸ジオパークシンポジウムの参加者数	人	250	0	D	
		676	三陸ジオパーク活用強化事業費(三陸ジオパーク地域基盤強化事業費)【環境生活企画室】	1,769	モデル授業の実施	回	3	0	D	モデル授業の参加者数	人	75	0	D
循環型地域社会の形成を進めます	廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用の推進	677	循環型地域社会形成推進事業費【資源循環推進課】	111,661	エコショップいわて店頭PR活動店舗数 新規認定に向けた店舗・事業者訪問数 事業者等の3Rの取組を支援する職員企業の訪問回数 事業者等の3Rの取組を支援する職員の新規訪問企業数	店舗 件 回 件	8 16 240 36	9 14 276 48	A B A A	エコショップいわて認定店舗数(累計) 事業者等の3R推進の取組に対する支援実施件数	店舗 件	226 6	173 7	C A
		678	海岸漂着物等地域対策推進事業費【資源循環推進課】	15,728	海ごみゼロウィーク期間中の河川・海岸の清掃活動の実施回数	回	1	1	A	海ごみゼロウィーク期間中に河川・海岸の清掃活動を行う団体数	団体	20	17	B
		679	産業廃棄物処理モデル事業推進費【資源循環推進課】	21	定期経営状況確認	回	4	4	A	廃棄物最終処分量	千t	40	47	A
		680	産業廃棄物処理モデル施設整備費【資源循環推進課】	2,658	定期モニタリング	回	4	4	A	廃棄物焼却処理量	千t	28	27	B
		681	産業廃棄物処理施設整備事業促進費【廃棄物特別対策室】	950,908	要望に対する貸付充足率	%	100	100	A	建設工事に向けた作業進捗率	%	100	100	A
		682	産業廃棄物適正処理監視等推進費【資源循環推進課】	36,631	施設等立入検査件数 スカイパトロールによる監視回数	件 回	11,500 2	24,102 1	A D	産業廃棄物適正処理率	%	100	99.7	B
		683	県境不法投棄現場環境再生事業費【廃棄物特別対策室】	350,316	環境調査回数	回	10	10	A	環境調査基準達成率	%	100	100	A
		684	地球温暖化対策事業費(地球温暖化対策推進事業費)【環境生活企画室】	779	エコスタッフ養成セミナー開催回数	回	4	4	A	いわて地球環境にやさしい事業所認定数	事業所	10	8	B
地球温暖化防止に向け、低炭素社会の形成を進めます	再生可能エネルギーの導入促進	685	地球温暖化対策事業費(地球温暖化防止活動推進センター事業費)【環境生活企画室】	8,881	いわてわんこ節電所からの情報発信回数 地球温暖化防止活動推進員の派遣回数	回 回	80 80	104 83	A A	いわてわんこ節電所参加者数	人	10,400	13,529	A
		686	再生可能エネルギー導入促進事業費【環境生活企画室】	14,853	被災家屋等太陽光発電導入費補助に係る広報媒体への掲載件数	件	5	7	A	被災家屋等太陽光発電導入費補助件数	件	220	51	D
		687	再生可能エネルギー利用発電設備導入促進資金貸付金【環境生活企画室】	1,115,451	制度の周知	事業者	30	16	D	融資件数	件	15	9	C
		688	防災拠点等再生可能エネルギー導入事業費【環境生活企画室】	451,266	事業主体への技術支援件数	件	6	6	A	市町村・民間防災拠点等施設再生可能エネルギー等導入促進事業費補助件数	件	3	3	A
		689	水素利活用による再生可能エネルギー推進事業費【環境生活企画室】	573	勉強会の開催回数	回	3	1	D	勉強会の参加者数	人	100	4	D
694	地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応	地球温暖化対策事業費(気候変動対策推進事業費)【環境生活企画室】	11,533	気候変動対策に関する総合イベントの開催回数	回	1	1	A	気候変動対策に関する総合イベント参加者数	人	5,000	6,199	A	

合計 4,433,873

出所：令和2年度主要施策の成果に関する説明書（令和3年9月 岩手県）

添付資料 3. 公共関与型産業廃棄物最終処分場整備事業 事前評価調書

様式 2 の 2

大規模施設整備事業 事前評価調書（基本設計後）

平成 29 年 9 月 20 日作成

施設の名称	公共関与型産業廃棄物最終処分場（仮称）																						
担当部課名	環境生活部 廃棄物特別対策室	建設予定地	八幡平市																				
県の計画との関連	計画 いわて県民計画 （政策）VI 環境 （政策項目） No.35 循環型地域社会の形成 （具体的な推進方策）公共関与による産業廃棄物処理体制の構築																						
事業概要	(1) 事業目的 県内で発生した産業廃棄物の最終処分に関して、実質的に県内唯一の産業廃棄物管理型最終処分場である「いわてクリーンセンター」（平成 7 年から稼働）の後継となる施設を整備することにより、「循環型地域社会の形成に関する条例」により推進している産業廃棄物の「自県内処理」体制を堅持し、県内経済産業の振興に寄与するとともに、大規模災害時に発生する災害廃棄物等の受け皿を確保する。																						
	(2) 事業の特徴 現在の「いわてクリーンセンター」と同様の受入品目（廃石膏ボード、燃え殻、ばいじん、汚泥等）とする。併せて、大規模な災害が発生した際における災害廃棄物（一般廃棄物）についても対応できる体制とする。																						
	(3) 事業目標																						
	ア 目標																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>基準年次</th> <th>基準値</th> <th>目標時期</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本処分場の供用開始</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>平成 34～35 年度</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】いわて県民計画第 3 期アクションプランの指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>基準年次</th> <th>基準値</th> <th>目標年次</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自県内処理率</td> <td>平成 26 年</td> <td>97.1%</td> <td>平成 30 年</td> <td>97.5%</td> </tr> </tbody> </table>				指標名	基準年次	基準値	目標時期	目標値	本処分場の供用開始	—	—	平成 34～35 年度	—	指標名	基準年次	基準値	目標年次	目標値	自県内処理率	平成 26 年	97.1%	平成 30 年
指標名	基準年次	基準値	目標時期	目標値																			
本処分場の供用開始	—	—	平成 34～35 年度	—																			
指標名	基準年次	基準値	目標年次	目標値																			
自県内処理率	平成 26 年	97.1%	平成 30 年	97.5%																			
イ 目標の選定理由及び目標値の設定根拠 現在、県内で発生した産業廃棄物の適正処理を切れ目なく継続することが必要不可欠であるため、「いわてクリーンセンター」の埋立終了時期を目標時期とする。																							
(4) 事業実施の背景となる社会経済情勢																							
ア 青森県境不法投棄事件を教訓に、産業廃棄物の自県内処理を推進。 イ 県内の産業廃棄物管理型最終処分場は実質的に「いわてクリーンセンター」のみ。 ウ 東日本大震災津波による災害廃棄物の処理や放射性物質汚染対処特措法への対応による覆土量の増加等により、「いわてクリーンセンター」の埋立終了時期が早まったことから、後継となる最終処分場の整備が必要。																							
(5) これまでの経緯 ※ 事業決定の経緯、検討委員会での検討状況など																							
ア 平成 25 年 3 月 県において「産業廃棄物処理施設整備基本方針」を策定																							
イ 平成 26 年 8 月 県が「公共関与型産業廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会」から選定結果報告書の提出を受け、整備候補地を県内 5 か所に絞り込み。																							
ウ 平成 26 年 11 月～12 月 整備候補地となった県内 5 か所で地区住民説明会を実施。																							
エ 平成 27 年 3 月 最終候補地を決定。																							
オ 平成 27 年 9 月 事業主体を（一財）クリーンいわて事業団に決定。																							
カ 平成 29 年 3 月 整備基本計画策定、基本設計。																							

事業概要	<p>(6) 事業の内容</p> <p>ア 事業主体 一般財団法人クリーンいわて事業団 (県の公共関与(業務支援及び財政支援)を受けて整備するもの。)</p> <p>イ 施設の概要及び規模(施設延べ面積、敷地面積等)</p> <p>(ア) 事業期間 : 55年間 ・埋立45年(15年×3期) ・埋立終了後の維持管理(10年)</p> <p>(イ) 埋立容量 : 約183万m³(1期当たり約61万m³×3期)</p> <p>(ウ) 事業場面積 : 約71ha</p> <p>(エ) 開発面積 : 約38ha</p> <p>(オ) 埋立面積 : 約13.4ha</p> <p>ウ スケジュール</p> <p>【Ⅰ期】</p> <p>① 平成28～30年度 環境影響評価</p> <p>② 平成29～30年度 実施設計</p> <p>③ 平成31年度 本体工事着手</p> <p>④ 平成34～35年度 供用開始(いわてクリーンセンターの埋立終了時期と調整)</p> <p>【Ⅱ期】</p> <p>① 平成47～49年度 本体工事</p> <p>② 平成50年度 供用開始</p> <p>【Ⅲ期】</p> <p>① 平成62～64年度 本体工事</p> <p>② 平成65年度 供用開始</p>																													
	<p>(7) 整備事業費と収支計画 ※今後変更となる場合があること。</p> <p>ア 事業費(Ⅰ期、Ⅱ期及びⅢ期の合計) (百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>総事業費</th> <th>用地費</th> <th>本体工事費</th> <th>設備費</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27,072</td> <td>914</td> <td>25,131</td> <td>—</td> <td>1,027</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 年度別事業計画 ※端数は四捨五入のため、下記の年度別事業費の合計額と、上記の総事業費とは一致しない。</p> <p>【Ⅰ期】 (百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> <th>平成32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>201</td> <td>398</td> <td>967</td> <td>669</td> <td>2,384</td> </tr> <tr> <td>平成33年度</td> <td>平成34年度</td> <td colspan="2"></td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>4,518</td> <td>6,018</td> <td colspan="2"></td> <td>15,155</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 平成28年度は、基本計画・基本設計(完了)及び環境影響評価(平成30年度まで継続)を実施した。 平成29年度は、環境影響評価、実施設計、用地測量及び物件調査を実施している。</p>	総事業費	用地費	本体工事費	設備費	その他	27,072	914	25,131	—	1,027	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	201	398	967	669	2,384	平成33年度	平成34年度			計	4,518	6,018		
総事業費	用地費	本体工事費	設備費	その他																										
27,072	914	25,131	—	1,027																										
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度																										
201	398	967	669	2,384																										
平成33年度	平成34年度			計																										
4,518	6,018			15,155																										

事業概要	<p>【Ⅱ期】 (百万円)</p> <table border="1"> <tr> <th>平成 47 年度</th> <th>平成 48 年度</th> <th>平成 49 年度</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>1,202</td> <td>1,954</td> <td>2,559</td> <td>5,715</td> </tr> </table> <p>【Ⅲ期】 (百万円)</p> <table border="1"> <tr> <th>平成 62 年度</th> <th>平成 63 年度</th> <th>平成 64 年度</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>1,304</td> <td>2,120</td> <td>2,777</td> <td>6,201</td> </tr> </table> <p>ウ 財源</p> <p>【県の財源】 (百万円)</p> <table border="1"> <tr> <th>国庫支出金</th> <th>その他特定財源</th> <th>一般財源</th> <th>県債</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>3,834</td> <td>—</td> <td>4,363 (528)</td> <td>18,875 (18,875)</td> <td>27,072 (19,403)</td> </tr> </table> <p>(注) 1 括弧内は、県から事業主体の(一財)クリーンいわて事業団に対する貸付金への 充当見込額(内数)である。 2 国庫支出金については、環境省が平成 29 年度に新設した「廃棄物処理施設整備交 付金」を活用する予定である。</p> <p>【(一財)クリーンいわて事業団の財源】 (百万円)</p> <table border="1"> <tr> <th>国庫支出金</th> <th>県支出金</th> <th>借入金</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>3,834</td> <td>3,835</td> <td>19,403</td> <td>27,072</td> </tr> </table> <p>エ コスト縮減への取り組み 基本計画策定時において、施設配置等の見直しにより開発面積の減(≒9,500m²)を図つ たところ。今後、実施設計及び施工段階において、より経済的な工法・材料等を採用する等、 更なるコスト縮減に努める。</p> <p>オ 収支計画 本処分場の整備後の運営は事業主体の(一財)クリーンいわて事業団が行うものであり、 運営に係る県の財政負担は想定していない。</p>	平成 47 年度	平成 48 年度	平成 49 年度	計	1,202	1,954	2,559	5,715	平成 62 年度	平成 63 年度	平成 64 年度	計	1,304	2,120	2,777	6,201	国庫支出金	その他特定財源	一般財源	県債	計	3,834	—	4,363 (528)	18,875 (18,875)	27,072 (19,403)	国庫支出金	県支出金	借入金	計	3,834	3,835	19,403	27,072
	平成 47 年度	平成 48 年度	平成 49 年度	計																															
	1,202	1,954	2,559	5,715																															
	平成 62 年度	平成 63 年度	平成 64 年度	計																															
	1,304	2,120	2,777	6,201																															
	国庫支出金	その他特定財源	一般財源	県債	計																														
	3,834	—	4,363 (528)	18,875 (18,875)	27,072 (19,403)																														
	国庫支出金	県支出金	借入金	計																															
	3,834	3,835	19,403	27,072																															
	事業の必要性	<p>(1) 事業実施の必要性</p> <p>ア 県計画との関連 いわて県民計画の政策項目 No. 35「循環型地域社会の形成」において、公共関与による産 業廃棄物処理体制の構築が位置付けられており、その手段として、産業廃棄物処理に対す る県民の信頼の醸成と適正処理の一層の推進を図るため、「いわてクリーンセンター」の 後継となる最終処分場の整備に取り組むこととしている。</p> <p>イ 課題や県民のニーズとの関連 「いわてクリーンセンター」の後継となる最終処分場は、本県の経済産業において必要 不可欠なものであることから、建設産業界、ものづくり業界、商工業界及び産業廃棄物処 理業界から、本処分場候補地の速やかな選定について要望があった。</p>																																	

<p>事業の必要性</p>	<p>(2) 県が実施（関与）する必要性</p> <p>民間事業者による施設整備に対しては住民理解が難しく整備が進まない状況であり、産業廃棄物の適正処理の確保及び産業振興の観点から公共関与による施設整備が必要であった。本県は、いち早く適正処理のモデルとなる公共関与の産業廃棄物処理施設として「いわてクリーンセンター」の整備、産業廃棄物の自県内処理の推進等の施策を通じて、循環型地域社会の形成を目指した取り組みを進めてきた。</p> <p>引き続きこうした取り組みを進めるうえで、「いわてクリーンセンター」の後継となる最終処分場の整備は、必要不可欠なものである。</p> <hr/> <p>(3) 緊急に取り組む必要性</p> <p>東日本大震災津波による災害廃棄物の処理や放射性物質汚染対処特措法への対応による覆土量の増加等により埋立終了時期が早まったことから「いわてクリーンセンター」の後継となる最終処分場を早期に整備することが必要である。</p>
<p>事業の有効性</p>	<p>(1) 定量的な効果 ※ 数値で把握できる効果（利用者数、経済波及効果等）</p> <p>ア 収集運搬費用の削減効果 5,305,613 千円</p> <p>県内で本処分場を整備した場合、産業廃棄物を県外へ収集運搬する必要がなくなり、収集運搬費用が削減される。</p> <p>イ 不法投棄の防止効果 676,575 千円</p> <p>県内で本処分場を整備した場合、県内において産業廃棄物の最終処分が容易となることにより、産業廃棄物の不法投棄量の削減が期待できる。</p> <p>ウ 跡地利用の効果 26,228 千円</p> <p>本処分場を整備した土地については、本処分場の廃止後、跡地としての活用が可能となる。</p> <p>※ 現在価値化後の数値</p> <hr/> <p>(2) 定性的な効果 ※ 数値で把握しきれない効果</p> <p>県内で本処分場を整備した場合、産業廃棄物を県外へ収集運搬する必要がなくなり、運搬距離が削減されることに伴い、収集運搬費の削減のみならず、運搬効率の向上、運搬中の事故リスクの軽減、運搬車両の温室効果ガス排出量の削減等が効果として考えられる。</p>

事業の効率性	(1) 費用便益分析 (B/C) ※ 事業の効果を金額に換算(便益)後に、費用と効果について分析する			
	ア 費用便益分析		基準年 平成 28 年度	
	産業廃棄物は適正処理されることが社会にとって非常に重要なことである。廃棄物が適正処理されない場合の悪影響は非常に大きいと考えられるため、最終処分場整備事業の必要性が大きいことは自明である。この前提のもとで、岩手県内において本事業を実施することの優位性を確認するため、以下の要領により事業を実施する場合と実施しない場合に関する費用と効果の計測を行った。			
	項 目	岩手県内で事業を実施	岩手県外で事業を実施 (岩手県内で事業を実施しない場合)	差 額
	費用 (ΔC) の計測	C①: 整備する施設の建設費	C②: 整備する施設の建設費	$\Delta C=C②-C①=0$
	【説明】 産業廃棄物最終処分事業は県内あるいは県外で必ず実施されるので、同規模の施設の場合、費用の差額は0になる。			
	効果 (ΔB) の計測	D①: 収集運搬費用	D②: 収集運搬費用	収集運搬費用の削減効果 $\Delta D=D②-D①$ 324,000 千円/年
	【説明】 県内で事業を実施する場合と県外で事業を実施する場合で、収集運搬の距離が異なるため、差額 ΔD が発生する。			
		E①: 不法投棄量× 対策費単価	E②: 不法投棄量× 対策費単価	不法投棄の防止効果 $\Delta E=E②-E①$ 41,317 千円/年
	【説明】 県内に処分場がある場合とない場合、発生する不法投棄量がそれぞれ異なるため、その不法投棄量差分の対策費を効果として計上する。			
	F①: 土地としての 資産価値	F②: 土地としての 資産価値	跡地利用の効果 $\Delta F=F①-F②$ 286,942 千円	
【説明】 県内で事業を実施する場合、土地の跡地利用は公園等緑地化することを想定している。開発がある場合の土地価値(雑種地の土地単価(800 円/㎡))を使用)と開発がない場合の土地価値(山林の土地単価(42 円/㎡)及び農地の土地単価(591 円/㎡)を使用)との差額を使用した。				
<p>整理の結果、費用 (ΔC) については県外と県内で事業を実施する場合のいずれにおいても同等な費用となり、その差額は0となった。効果 (ΔB) は、上記に掲げる3項目の合計であり、$\Delta B=\Delta D+\Delta E+\Delta F$ となる。</p> <p>従って、最終処分場の整備事業を岩手県内で実施する場合と県外で実施する場合を比較した費用と効果の計測結果(岩手県内において本事業を実施することの優位性)は、$\Delta B-\Delta C=\Delta D+\Delta E+\Delta F-\Delta C=6,008,416$ (千円) となる。</p> <p>なお、本計測においては、県外と県内で事業を実施する場合の費用 (ΔC) の差額が0となったことから、事業の効率性を費用便益比 (B/C) により表示することはできないものである。</p>				
イ 採用した費用便益分析の手法等				
<p>本計測では、適切な貨幣化手法を選択するとともに、可能な限り、費用、効果の発生時期の相違を踏まえた現在価値化を行った上で計測する必要があることを踏まえ、直接的に効果を計測する手法を使用し、費用と効果の項目について整理した。</p> <p>なお、社会的割引率は4%とした。</p>				

事業の効率性	<p>(2) 費用便益分析以外の観点からみた効率性</p> <p>県内で本処分場を整備した場合、産業廃棄物の県外への収集運搬をする必要がなくなり、運搬距離が削減されることに伴い、収集運搬費の削減のみならず、運搬効率の向上、運搬中の事故リスクの軽減、運搬車両の温室効果ガス排出量の削減等が効果として考えられる。</p>
施設計画の妥当性	<p>(1) 規模の妥当性</p> <p>長期間安定的に産業廃棄物適正処理の推進、経済産業の振興及び災害対応に貢献できるよう、1期あたり15年間分を3期、計45年間分を整備することとする。</p> <p>なお、「いわてクリーンセンター」は、整備基本計画において埋立年数を50年、容量を約120万㎡としていたが、埋立期間中の法改正や災害廃棄物の発生等により、計画の約半分の期間で埋立終了となる見込みである。</p> <hr/> <p>(2) 代替手段との優位性（既存施設や類似施設、ソフト事業の活用等）</p> <p>ア 「いわてクリーンセンター」は、実質的に県内唯一の産業廃棄物管理型最終処分場であり、民間事業者による施設整備に対しては住民理解が難しく整備が進まない状況であることから、新たな公共関与型産業廃棄物最終処分場を整備しない限り、県内における産業廃棄物の適正処理が事実上不可能となる。</p> <p>イ 各排出事業者が県外の最終処分場において産業廃棄物を処分することが考えられるものの、そうした対応は、青森県境不法投棄事件を教訓として「循環型地域社会の形成に関する条例」により推進している「自県内処理」体制を放棄することに直結する。また、県内経済産業の振興の阻害要因ともなる。</p> <hr/> <p>(3) 建設予定地選定の妥当性</p> <p>ア 検討した候補地</p> <p>本処分場の整備候補地については、県が平成25年6月に設置した「公共関与型産業廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会」において、全県から115か所の調査対象地を抽出した後、段階的に絞り込みを行った5か所の整備候補地を選定し、その中から八幡平市平館栴沢地区を最終的な整備候補地として選定した。</p> <p>イ 選定理由</p> <p>県では、整備候補地5か所について、平成26年11月から12月にかけて住民説明会を開催して意見を聴いたうえ、地域や市町からの意見、現在の「いわてクリーンセンター」の埋立終了時期までの整備の確実性等を勘案し、最終候補地を決定した。</p> <hr/> <p>(4) 利用者への配慮（ユニバーサルデザイン等）</p> <p>本処分場は、多くの見学者の受入が見込まれることから、管理棟のうちエントランスホールから研修室、展示室、多目的トイレまでは、車いす利用者が円滑に移動できるよう、バリアフリー対応とする。</p>

<p>環境保全と景観への配慮</p>	<p>(1) 環境に対する影響及び保全対策</p> <p>ア 自然環境の状況や岩手県自然環境保全指針による保全区分 本事業実施区域及びその周辺の植生は、主にブナクラス域代償植生のアカマツ群落、カスミザクラ・コナラ群落、植林地・耕作地植生のカラマツ植林、水田雑草群落、畑雑草群落など代償植生や耕作地、人工林で構成される。 岩手県自然環境保全指針による環境保全区分は「E（自然環境が強度に改変され、あるいはほとんど欠くことにより、概ね人為的な環境となっている地域）」である。</p> <p>イ 環境保全対策とそれに要する経費 現在、（一財）クリーンいわて事業団において、岩手県環境影響評価条例に基づく環境影響評価を実施しており、その中で具体的な環境保全対策を検討することとしている。 環境影響評価に要する費用：約 94 百万円</p> <hr/> <p>(2) 景観に対する影響及び配慮 本整備事業実施区域は岩手県景観計画における景観計画区域のうち一般地域の自然景観地区及び農山漁村景観地区に指定されていることから、同計画で定める景観形成基準に基づき、周辺地域の景観と調和した形状、色彩とする。</p>
<p>その他</p>	<p>(1) 地域住民等の意見とその対応 整備地決定後（平成 27 年度）から対象事業実施区域となる地区住民等を対象に定期的に説明会を開催し、処分場整備に向けた作業状況や進捗状況等について説明し、御質問や御意見をいただきながら整備に向けた準備を進めている。平成 29 年 3 月末には整備基本計画の策定、基本設計を実施したところである。 基本計画の策定過程では、交通安全対策、施設配置（位置）や埋立期間に関する御意見があったことから、御意見を踏まえ左折車輛専用レーンの設置や施設配置（位置）の見直しを行い整備基本計画に反映させたところである。なお、埋立期間については、長期間安定的に産業廃棄物の適正処理体制を確保し、県内経済産業の振興や東日本大震災のような突発的な大規模災害時への対応等の観点から、3 期 45 年間として御理解と御協力をお願いしたところである。</p> <hr/> <p>(2) 施設整備後に想定される運営上のリスクとその対応 現計画では事業全体期間を 3 期 45 年としているが、施設整備に当たり一度に全体を整備すると、Ⅱ期、Ⅲ期に係る構造物や機器等の老朽化や劣化に伴う施設整備等の更新が想定されることから、Ⅰ期整備後にⅡ期目、Ⅲ期目と各期で使用する構造物や機器等を段階的に整備していく。</p>

総合評価	(1) 総合評価	
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">対応方針案</td> <td style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;">事業実施</div>・要検討・その他 () () </td> </tr> </table> <p>○ 総合評価に係るコメント</p> <p>(一財) クリーンいわて事業団は、平成5年1月に全国で初めて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく廃棄物処理センターの指定を受け、廃棄物適正処理のモデル施設として「いわてクリーンセンター」を奥州市江刺区に整備し、平成7年から焼却及び管理型最終処分の処理事業を行っている。(焼却処理は平成27年度末で休止)</p> <p>「いわてクリーンセンター」の最終処分場では、平成7年の供用開始以降、法改正により廃石膏ボードが管理型処分の対象となるなどの埋立需要の変化に対応し、拡張を行いながらこれまで運用してきたが、東日本大震災津波で発生した災害廃棄物を埋め立てたこと等により、その埋立終了時期が近づいている。</p> <p>このような状況の中、県では、次の公共関与による産業廃棄物の管理型最終処分場の整備に向けた検討を開始し、基本方針の策定、整備候補地の選定を行い、平成27年9月7日に(一財)クリーンいわて事業団を事業主体として決定した。</p> <p>実質的に県内唯一の産業廃棄物管理型最終処分場である「いわてクリーンセンター」の後継となる処分場を整備することは、産業廃棄物の「自県内処理」体制を堅持し、県内経済産業の振興に寄与するとともに、災害廃棄物等、市町村では処理困難な廃棄物の最後の受け皿を確保するうえで必要不可欠なものである。</p> <p>また、国においては、公共関与による産業廃棄物の適正処理を一層推進する観点から、環境省が平成29年度に「廃棄物処理施設整備交付金」を新設しており、本県の新たな公共関与型産業廃棄物最終処分場は、当該交付金を活用できる見通しである。</p> <p>なお、環境への影響については、「岩手県環境影響評価条例」に基づく環境影響評価を実施(平成28～30年度)しており、その結果に基づいて適切に対応する。</p> <p>以上のことから、「事業実施」が妥当なものと判断する。</p>	対応方針案
対応方針案	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;">事業実施</div> ・要検討・その他 () ()	
	(2) 要検討、その他の場合対応案	

※ 評価対象事業の位置図、計画平面図等を添付すること。

※ 本様式は、標準的な評価項目を示したものであり、事前評価を行う際には、施設の特性に応じて項目の追加や省略、修正するなど適切な評価項目を検討すること。

【参考】

廃棄物処理施設整備事業に係る費用対効果分析について、(平成 11 年 10 月厚生省水道環境部環境整備課通知) に沿った費用便益分析の試算を行ったものを参考として示す。

基準年 平成 28 年度

区 分		金額 (百万円)	備考 (積算根拠等)
費用項目	総費用(C)	24,827	建設工事費、維持管理費等 社会的割引率 4 %
便益項目	総便益(B)	25,187	収集運搬費用の削減効果、不道正処理の防止効果等 社会的割引率 4 %
費用便益比(B/C)		1.014	

出所：公共関与型産業廃棄物最終処分場整備事業 事前評価調書

岩手県内部統制基本方針

県は、効率的な業務遂行や事務処理の適正性・透明性を確保するため、地方自治法第 150 条第 1 項に規定する内部統制に関する方針を定め、次の取組を推進します。

第 1 内部統制の目的と取組方向

次に掲げる内部統制の目的を達成するよう、組織的に取り組みます。

- (1) 業務の効率的かつ効果的な遂行
業務目的の達成に向け、効率的かつ効果的に業務を遂行するため、リスクの分析や自律的なチェック機能、業務プロセスの可視化に取り組みます。
- (2) 財務報告等の信頼性の確保
財務報告や政策の実施状況に関する報告等の信頼性を確保するため、適正な手続きによる報告等の作成、情報の適切な保管及び管理に取り組みます。
- (3) 業務に関わる法令等の遵守
業務に関わる法令その他の規範を遵守するため、コンプライアンスや公益通報制度の活用に取り組みます。
- (4) 資産の保全
県が保有する財産や行政情報は県民が共有する資産であり、有効な利活用と、適正な手続きに基づく取得、使用、処分等により、その保全に取り組みます。

第 2 内部統制の対象事務

内部統制の対象事務は財務に関する事務とします。

第 3 内部統制の有効性の確保

内部統制を組織的に推進し、有効に機能するよう、次のとおり取り組みます。

- (1) 全庁的な推進・評価体制の構築
副知事を実務責任者とする全庁的な推進・評価体制を構築します。
- (2) 評価報告書の作成及び公表
内部統制の整備状況及び運用状況について毎年度評価し、県民に公表します。
- (3) 監査委員との連携
監査委員と、内部統制に関する情報共有や意見交換等を行い、連携を図ります。

第 4 内部統制の見直し

内部統制の整備及び運用に係る評価結果や監査委員からの意見等を踏まえ、柔軟に内部統制の見直しを行います。

令和 2 年 1 月 29 日

岩手県知事

達増拓也

添付資料 5. 内部統制評価報告書

令和 2 年度 岩手県内部統制評価報告書

県は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 150 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり報告書を作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

「岩手県内部統制基本方針」（令和 2 年 1 月 29 日改定。以下「基本方針」という。）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制の取組を推進しています。

内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、又は当該リスクの顕在化を適時に発見することができるよう、内部統制の取組を適宜見直ししながら、推進します。

2 評価手続

令和 2 年度を評価対象期間とし、令和 3 年 3 月 31 日を評価基準日として、基本方針第 2 に規定する対象事務（財務に関する事務）に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記の評価手続により全庁的な評価を実施したところ、不適切な事務処理（支払事務を遅延したため私費により全額支払ったもの、児童扶養手当の受給資格の喪失を知らずながら適切な対応を怠ったもの、奨学金受給申請事務の適切な対応を怠ったもの及び河川等の占用手続などの各種事務の適切な対応を怠ったもの）の重大な不備が把握された所属があったことから、当該所属における内部統制は有効に運用されてはいなかったと考えます。なお、当該所属においては、再発防止策を講じたところですが、引き続き、より一層の適切な事務執行が図られるよう、関係部局と連携の上、取り組む必要があります。

また、その他の所属においても、対象事務の不備（職員手当の支給額の誤りや重要物品の登録漏れなど）が把握されたところですが、既に対応策を整備し、リスクマネジメントの強化につなげていることから、内部統制は概ね有効に運用されていたと考えます。今後においても、再発防止に向け、より一層の適切な事務執行が図られるよう、取り組む必要があります。

4 不備の是正に関する事項

上記の重大な不備等については、把握後、対応を行ったところですが、リスクマネジメントの強化を図るため、今後においても、不備等の情報の共有や研修の実施など再発防止に取り組めます。

令和 3 年 8 月 5 日

岩手県知事

達増拓也

出所：令和 2 年度岩手県内部統制評価報告書（令和 3 年 8 月 5 日 岩手県）

添付資料 6. 個別施設計画（旧松尾鉾山鉾害防止施設）

個別施設計画（個票）

番号	1	策定年月	令和2年12月	最終更新	令和2年12月
施設名	旧松尾鉾山鉾害防止施設			財産区分	行政財産
所在地	八幡平市松尾寄木第一地割1番地先			敷地面積	45,216.00 m ²
都市計画区域	都市計画区域外	防火地域	指定なし	用途地域	指定なし
設置目的・概況等	<p>【設置目的】 旧松尾鉾山から発生する坑廃水を中和処理するため、五省合意に基づく国の補助事業により、昭和57年に設置されたもの。</p> <p>【施設概況】 本施設は施設集中管理装置室や会議室等を備えた管理棟及び各種資材を格納する資材倉庫を含む各種槽及び設備等から構成されている。</p>				

1 施設内建物の概要

番号：名称	1: 管理棟	2: 中和処理施設	3: 資材倉庫
構造	RC 造	S 造	S 造
階数	地上 2 階 地下 1 階	地上 1 階 地下 階	地上 2 階 地下 階
竣工年	西暦 1979 年 3 月	西暦 1980 年 3 月	西暦 1983 年 10 月
建築：延床	323.36 m ² 995.12 m ²	5,439.67 m ² 5,883.31 m ²	373.33 m ² 460.70 m ²
主な設備	<p>受変電 配電盤(屋内形)：油圧：高圧 屋内形：ガソリン 自動火災報知設備P型・非常ベル・非常放送 拡声設備、映像・音響装置、 テレビ共聴受信設備、監視カメラ設備</p> <p>冷暖房 温水方式 局所冷房方式</p> <p>給水 水道直結方式：河川水利用 排水 浄化槽 給湯 局所式、温水発生器：暖房ボイラを兼用 消火 粉末消火</p>	<p>配電盤(屋内形)：油圧：高圧 屋内形：ディーゼル、ガソリン 自動火災報知設備P型・非常ベル・非常放送 拡声設備、映像・音響装置、 テレビ共聴受信設備、監視カメラ設備</p> <p>水道直結方式：河川水利用 河川：雑排水ポンプ</p> <p>屋内消火栓、消火ポンプユニット</p>	<p>配電盤(屋内形)：低圧 原動機：ガソリン</p> <p>施設水道直結方式：川水取水 浄化槽</p>
利用状況	<p>開館日数 365日 24時間 延利用者 見学者数年間1,000人以上 利用率 維持管理に係る職員数24名 職員</p>	<p>365日 24時間 見学者数年間1,000人以上 維持管理に係る職員数24名</p>	<p>365日 24時間 見学者数年間1,000人以上 維持管理に係る職員数24名</p>
老朽化の状況	<p>劣化度調査</p> <p>定期点検 ボイラーの定期点検（年1回）</p> <p>修繕工事 事務室間仕切り・床改修、履雪設備装置、 トイレ改修、玄関階段補修 ほか</p> <p>特記</p>	<p>中和処理施設の係る機械類の点検補修</p> <p>屋根塗装、外壁補修・塗装</p>	
優先度	<p>建物性能 中</p> <p>劣化：年数 低：C異常有(要調査) 中</p> <p>利用度 高</p> <p>1次評価 維持管理</p> <p>重要性 85：代替施設無</p> <p>見通し -15：多用途使用見込み無</p> <p>2次評価 I (60点以上)</p>	<p>中</p> <p>低：C異常有(要調査) 中</p> <p>高</p> <p>修繕・改修</p> <p>85：代替施設無</p> <p>-15：多用途使用見込み無</p> <p>I (60点以上)</p>	<p>中</p> <p>低：C異常有(要調査) 中</p> <p>高</p> <p>維持管理</p> <p>85：代替施設無</p> <p>-15：多用途使用見込み無</p> <p>I (60点以上)</p>
総合判定	維持管理 優先度 2	修繕・改修 優先度 2	維持管理 優先度 2
評価結果	当施設は、新中和処理施設の運転管理を行う重要施設であり、施設の稼働に支障がないよう日常点検や定期点検を通して適正に維持管理を実施してきている。今後も施設の劣化状況の把握に努め、適切な維持管理を実施していく必要がある。	耐震化工事の進捗率が72.9%（R2末）に留まっていることから、早期完成に向け事業推進を図る必要がある。また、処理施設の稼働に支障がないよう日常点検や定期点検を通して適正な維持管理を継続していく必要がある。	経年劣化は進行しているが、大規模な修繕・改修等は必要ないため、日常点検により維持管理を継続していく。

個別施設計画（個票）

番号	1	策定年月	令和2年12月	最終更新	令和2年12月
施設名	旧松尾鉾山鉾害防止施設		財産区分	行政財産	

2 対応方針

(1) 施設全体の方針

ア 社会経済情勢等の変化への対応

当施設は、北上川の水質を守るため、365日24時間施設を稼働させる必要があり、欠くことのできない施設である。近年では、持続可能な社会（SDGs）に向けた取り組みが求められており、従来の環境保全という目的に加え、生涯学習のフィールドとして、施設の有存在意義が高まってきており、施設の長寿命化は必須である。

イ 公共施設の有効活用

環境学習の一環として、施設見学時に一般公開し、生涯学習のための活用を図っている。

(2) 施設内建物ごとの方針

区分	方針
庁舎	(1)施設全体方針に同じ。

3 長寿命化等対策の内容と実施時期

(1) 長寿命化等対策の方向性

- ・建物性能・劣化度など老朽化の状況や利用状況などを総合的に勘案しつつ、今後とも県が保有し維持管理することが適当であることから、計画的に長寿命化を実施する。
- ・計画的な維持管理と長寿命化の推進により、施設の維持管理や修繕、更新等に係る中長期的なコストの縮減・財政負担の平準化に取り組む。

(2) 対策の内容

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
庁舎等		・沈砂池建屋補修			・酸化槽等建屋屋根補修
		・管理棟外壁補修			
		・トラックスケール建屋外壁補修			

(3) 概算経費

百万円					
【保全費概算費用内訳(令和2年度(2020年度)～令和32年度(2050年度))】 (単位:百万円)					
	【概算費用内訳】		【財源内訳】		
修繕費	202	国庫補助	151	一般財源	51
建築	162	〃	121	〃	41
電気設備	162	〃	121	〃	41
機械設備	106	〃	79	〃	27

出所：環境保全課作成資料

添付資料7. シカ・イノシシ捕獲数の推移

	シカ						イノシシ					
	捕獲数(頭)						捕獲数(頭)					
	H30 (うち指定管理)		R1 (うち指定管理)		R2 (うち指定管理)		H30 (うち指定管理)		R1 (うち指定管理)		R2 (うち指定管理)	
盛岡市	512	413	679	570	994	822	5	5	3	1	14	8
八幡平市	53	43	27	20	35	26	0	0	0	0	1	1
雫石町	2	1	11	5	90	3	14	6	21	10	54	10
葛巻町	168	79	164	111	256	206	0	0	1	1	6	6
岩手町	140	96	136	97	251	155	0	0	0	0	1	0
滝沢市	0	0	15	9	3	3	0	0	0	0	21	15
紫波町	80	30	106	51	174	87	1	1	5	0	7	0
矢巾町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奥州市	471	248	500	255	633	250	43	28	69	45	127	41
金ヶ崎町	3	0	6	0	7	3	0	0	1	0	3	3
花巻市	502	55	441	42	1,333	174	3	0	17	0	53	0
遠野市	2,492	930	3,065	1,002	4,282	1,679	0	0	0	0	9	1
北上市	7	5	6	3	15	9	3	1	12	8	26	14
西和賀町	3	0	0	0	0	0	6	4	0	0	4	2
一関市	458	189	600	332	1,044	557	110	64	136	83	236	79
平泉町	6	0	16	7	23	7	39	11	50	24	57	11
釜石市	1,383	318	1,597	159	1,884	471	0	0	2	0	0	0
大槌町	69	10	267	29	413	53	0	0	0	0	1	0
宮古市	637	292	908	407	1,567	1,020	0	0	4	4	1	1
山田町	39	24	25	8	31	11	0	0	0	0	0	0
岩泉町	283	20	531	5	930	46	1	0	0	0	8	0
田野畑村	10	0	11	0	18	0	0	0	0	0	1	1
大船渡市	2,057	621	2,156	631	2,274	944	0	0	1	0	1	1
陸前高田市	1,486	627	1,269	504	2,010	861	9	9	10	6	8	5
住田町	1,428	433	1,527	328	2,070	656	4	1	3	0	9	3
久慈市	59	36	96	54	98	53	0	0	1	1	3	3
普代村	19	12	27	17	41	31	0	0	0	0	0	0
野田町	9	9	9	5	22	21	0	0	0	0	0	0
洋野町	39	28	82	61	81	58	5	3	8	5	7	4
二戸市	57	32	70	47	70	47	0	0	0	0	1	1
軽米町	12	0	22	9	13	11	0	0	2	2	1	1
九戸村	5	0	6	0	12	3	0	0	0	0	0	0
一戸町	49	44	45	26	57	35	0	0	0	0	2	2
県全体	12,538	4,595	14,420	4,794	20,731	8,302	243	133	346	190	662	213

出所：自然保護課作成資料

添付資料 8. 事業団の運営評価結果

No. 8 一般財団法人クリーンいわて事業団

I 法人の概要

1 基本情報

令和3年7月1日現在

法人の名称	一般財団法人クリーンいわて事業団		所管部局 室・課等	環境生活部 資源循環推進課		
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律		代表者 職・氏名	理事長 中居 哲弥		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	平成3年11月11日	事務所の所在地 〒023-1101 奥州市江刺岩谷堂字大沢田113	電話番号	0197-35-6700		
	(平成24年4月1日一般財団法人に移行)		HPアドレス	http://www.iwatecin.or.jp/		
			うち県の出資等 割合	3,300,000円	32.4%	
資(基)本金等	10,200,000円					
設立目的	産業廃棄物の適正な処理その他廃棄物に関する各種事業を行うことにより、県民の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。					
事業内容	(1) 産業廃棄物の処理に関する事業 (2) 市町村の委託を受けての一般廃棄物の処理に関する事業 (3) 産業廃棄物の適正処理技術の研究指導に関する事業 (4) 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進・普及に関する事業 (5) 施設周辺の自然環境保全及び希少動植物の保護に関する事業 (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業					
常勤役員の状況	合計	1名	うち県現職	0名	うち県OB	1名
	平均年収	6,332千円	平均年齢	65.0才	※令和2年度実績	
常勤職員の状況	合計	11名	うち県派遣	5名	うち県OB	0名
	平均年収	4,884千円	平均年齢	41.5才	※令和2年度実績	

2 県施策推進における法人の役割

1	【廃棄物処理事業】管理型最終処分場「いわてクリーンセンター」における産業廃棄物の受入れによる自県内処理及び適正処理の推進並びに産業廃棄物処理に対する県民の信頼感の醸成
2	【次期最終処分場整備事業】「いわてクリーンセンター」の後継となる次期最終処分場の着実な整備による産業廃棄物の適正処理体制を継続し、自県内処理に寄与

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

管理型産業廃棄物最終処分場は、本来、産業廃棄物の処理責任を有する民間が整備するものですが、過去に産業廃棄物の不適正処理が数多く発生したため、民間による新規整備がほとんど進まなくなりました。そこで、公共の信用力、安全性等を活用した管理型処分場の整備が必要になりました。このような状況の下、本県唯一の管理型処分場である「いわてクリーンセンター」は、公共関与型最終処分場として適正な管理運営の下、地域の安心安全と本県の産業活動の振興に貢献しています。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

産業廃棄物の最終処分は、日々異なる性状のものを適正に埋立処分し、その後も長期にわたり維持管理していく必要があります。そのため、専門的知識を有した職員を配置し、随時、処分料収入を確保しつつ必要な時期に資金を投入し、施設改善等しながら地域の安心安全に寄与するとともに、様々な処理需要に柔軟かつ適正に対応していく必要があります。県直営ではこのような柔軟性を有した運営が困難となっています。

4 連携・協働のあり方

本法人は、公共関与による「いわてクリーンセンター」の運営と、その後継となる「次期産業廃棄物最終処分場」の整備を進めており、県民の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与しています。県は、これらの施設を活用して産業廃棄物等の適正処理及び自県内処理を推進するとともに、本法人が展開する事業について、連携・協働を強化し、法人の長所、強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指します。

II 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和2年度》	実績	《令和3年度》	《令和4年度》
	廃棄物の適正処理 (埋立基準・排水基準の遵守)	① 基準超過0日	基準超過0日	基準超過0日	基準超過0日
取組内容	関係法令や作業標準書に基づいて廃棄物を適正に処理するとともに、処理施設の日常点検（監視、計測、測定）や抜取検査、環境測定などを行う。				
課題	係法令や作業標準書を順守し、廃棄物処理施設の維持管理に努めているため、これまでに排水基準等を超過した実績はない。				
2	事業目標	目標値《令和2年度》	実績	《令和3年度》	《令和4年度》
	自県内処理推進への貢献 (管理型産業廃棄物の受入)	① 40,000トン/年間	47,074トン	40,000トン/年間	40,000トン/年間
取組内容	排出事業者への受託条件等の情報提供、迅速な契約処理、適切な搬入予約の受付などを行う。				
課題	受入実績は、過去2年間【平成30年度（47,784トン）、令和元年度（47,139トン）】の実績と同様、目標値を約7千トン、上回っており、順調に推移している。				
3	事業目標	目標値《令和2年度》	実績	《令和3年度》	《令和4年度》
	いわてクリーンセンターの後継となる最終処分場の整備 (建設工事に向けた作業の推進)	① いわてクリーンセンターの後継となる次期最終処分場の着実な整備の推進	100%	いわてクリーンセンターの後継となる次期最終処分場の着実な整備の推進	いわてクリーンセンターの後継となる次期最終処分場の着実な整備の推進
取組内容	いわてクリーンセンターの埋立終了時期までに次期最終処分場の供用ができるよう計画的に整備を推進していく。次期処分場土木施設建設工事の発注に向けた準備として、関係法令に基づく許可（廃棄物処理施設設置、林地開発、農地転用）を取得した他、河川占用許可、景観法届出、道路占用許可、土地の形質変更届出等に着手した。				
課題	令和3年度当初から本格的な建設工事（伐木、土工、仮設調整池の整備）に着手し、令和6年度までに竣工できるよう、着実に準備を進めている。建設工事の着手には、直接影響しないものの、令和2年度内に取得予定であった次期処分場事業の一部用地（国有林）の取得が未了となったため、令和3年度前期の用地取得に向けて引き続き関係機関と調整を行う。				

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和2年度》	実績	《令和3年度》	《令和4年度》
	長期借入金残高の縮減 (次期処分場整備分を除く)	① 残高率 7.5%	残高率 7.5%	残高率 0%	
取組内容	資金の収支状況を的確に把握するとともに、資金繰表を作成して適切な資金管理を行い、償還予定表に沿って長期借入金の返済を行う。				
課題	第Ⅱ期処分場の整備に伴う長期借入金（約18.2億円）については、令和2年度までに（約16.9億）を返済しており、令和3年度で完済する予定である。				
2	経営改善目標	目標値《令和2年度》	実績	《令和3年度》	《令和4年度》
	適切な資金管理 (維持管理積立金の積立)	① 積立率 77%	積立率 77%	積立率88%	積立率100%
取組内容	埋立期間内に維持管理積立金（約22.6億円）を積立てる。				
課題	廃棄物処理法に基づき、廃棄物の埋立終了後に必要となる維持管理費用を、あらかじめ（独）環境再生保全機構に預託することが義務づけられている。令和2年度までに約17.5億円の積立を行っており、令和4年度までに約22.6億円まで積み立てる計画としている。				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和3年7月1日現在）

（単位：人）

	令和元年度				令和2年度				令和3年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	1		1		1		1		1		1	
非常勤	7	1	1	5	7	1	1	5	7	1	1	5
計	8	1	2	5	8	1	2	5	8	1	2	5

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和3年7月1日現在）

（単位：人）

		令和元年度				令和2年度				令和3年度						
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他			
常勤	管理職 (役員兼務)	2	1	1		2	1	1		2	1	1				
	一般職	5	3	2		7	3	4		9	5	4				
	小計	7	4	3		9	4	5		11	6	5				
非常勤	管理職 (役員兼務)															
	一般職	6			6	6			6	8			8			
	小計	6			6	6			6	8			8			
計		13	4	3		6	15	4	5		6	19	6	5		8

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和元年度 人

令和2年度 人

令和3年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和3年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
		常勤	管理職				1	1
	プロパー				1			1
	県派遣					1		1
	県OB							
	その他							
	一般職			5	1	3		9
	プロパー			3	1	1		5
	県派遣			2		2		4
	県OB							
	その他							
	計			5	2	4		11

法人説明欄

〔役員数数の状況について〕

定年退職者の補充や次期最終処分場の運営に係る人員の確保のため新規に職員を採用した。

〔県の関与の状況について〕

次期最終処分場整備を円滑に進めるため県から5名派遣されている。

〔職員の年齢構成について〕

30歳台から60歳台にかけて均等に配置されている。

IV 財務の状況

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(令2-令元)
資産	6,804,541	7,205,683	8,189,229	983,546
流動資産	1,724,523	1,917,861	2,578,713	660,852
うち現預金	1,580,455	1,778,134	2,402,227	624,093
うち有価証券	0	0	0	0
固定資産	5,080,018	5,287,822	5,610,516	322,694
基本財産	10,200	10,200	10,200	0
うち投資有価証券	0	0	0	0
特定資産	2,504,392	2,536,389	2,576,231	39,842
うち投資有価証券	0	0	0	0
その他固定資産	2,565,426	2,741,233	3,024,085	282,852
うち投資有価証券	0	0	0	0
負債	2,725,246	3,085,054	3,958,970	873,916
流動負債	340,506	311,498	403,932	92,434
うち有利子負債	154,400	154,400	136,800	▲ 17,600
固定負債	2,384,740	2,773,556	3,555,038	781,482
うち有利子負債	829,476	939,008	1,477,093	538,085
正味財産	4,079,295	4,120,629	4,230,259	109,630
指定正味財産	581,165	478,187	564,052	85,865
一般正味財産	3,498,130	3,642,442	3,666,207	23,765

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(令2-令元)
経常収益	1,228,840	1,157,509	1,129,248	▲ 28,261
経常費用	843,363	993,168	1,147,571	154,403
事業費	833,473	982,480	1,137,879	155,399
うち人件費	45,525	50,652	67,981	17,329
うち支払利息	12,475	9,490	7,233	▲ 2,257
管理費	9,890	10,688	9,692	▲ 996
うち人件費	7,349	7,427	6,938	▲ 489
評価損益等増減額	0	0	0	0
当期経常増減額	385,477	164,341	▲ 18,323	▲ 182,664
経常外収益	39,481	2,465	7,768	5,303
経常外費用	265,634	233	393	160
当期経常外増減額	▲ 226,153	2,232	7,375	5,143
法人税、住民税及び事業税	14,869	22,260	▲ 34,713	▲ 56,973
当期一般正味財産増減額	144,455	144,313	23,765	▲ 120,548
当期指定正味財産増減額	▲ 115,755	▲ 102,979	85,865	188,844
正味財産期末残高	4,079,295	4,120,629	4,230,259	109,630

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(令2-令元)	内容
長期貸付金残高	812,386	1,103,094	1,785,329	682,235	公共開与型産業商業物最終処分場施設整備貸付金
短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
損失補償(残高)	445,600	291,200	136,800	▲ 154,400	第Ⅱ期最終処分場整備費
補助金(運営費)	0	0	0	0	
補助金(事業費)	0	0	177,437	177,437	公共開与型産業商業物最終処分場施設整備補助金
委託料(指定管理料除く)	0	0	0	0	
指定管理料	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(令2-令元)	
自己資本比率(%)	60.0	57.2	51.7	▲ 5.5	=正味財産/総資産×100
流動比率(%)	506.5	615.7	638.4	22.7	=流動資産/流動負債×100
有利子負債依存度(%)	14.5	15.2	19.7	4.5	=有利子負債/総資産×100
管理費率(%)	1.2	1.1	0.8	▲ 0.3	=管理費/経常費用×100
人件費比率(%)	6.3	5.8	6.5	0.7	=人件費/経常費用×100
独立採算度(%)	114.4	116.8	99.0	▲ 17.8	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
総資本当期経常増減率(%)	9.5	4.0	▲ 0.4	▲ 4.4	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100

財務評価	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(令2-令元)	
	A	A	B		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)

*財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

〔貸借対照表・正味財産増減計算書について〕
次期最終処分場整備に係る借入金の増により、負債が増加している。
浸出水発生量の増に係る対策費用の増等により、当期経常増減額はマイナスとなっている。

〔県の財政的関与について〕
次期最終処分場整備に係る補助金の交付を受けている。

〔財務指標・財務評価について〕
借入金の増により自己資本比率の低下及び有利子負債依存度の増加となっている。
事業費の増により独立採算度及び総資本当期経常増減率の低下となっている。

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	当法人が運営する「いわてクリーンセンター」は、県内で不足している処理施設の部門を補い、処理困難な廃棄物の最終的な受け皿として必要不可欠な施設となっており、産業廃棄物の自県内処理の推進、処理体制の確立により適正処理の推進及び不法投棄の防止を図ることにより県民の生活環境の保全、公衆衛生の向上及び公共関与による管理運営を通じた廃棄物処理への信頼感の醸成に寄与している。
所管部局	管理型最終処分場の県内シェアの9割強を占め、いわて県民計画（2019～2028）において災害時であっても県内で適切な廃棄物処理を推進するために安定した運営が求められている。また、産業界からの法人に対する社会的要請は強いものであり、県の施策に十分に貢献しているものである。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	当法人は、産業廃棄物処理のモデル施設として、民間誘導の役割を担ってきているが、管理型最終処分場については民間企業による整備がまだ困難な状況にあり、管理型産業廃棄物については新たに最終処分場を整備し、廃棄物処理事業を継続していくこととしている。
所管部局	管理型産業廃棄物最終処分場は、本来、産業廃棄物の処理責任を有する民間が整備するものだが、過去に産業廃棄物の不適正処理が数多く発生したため、民間による新規整備がほとんど進まなくなった。そこで、公共の信用力、安全性等を活用した管理型処分場の整備が必要となった。このような状況の下、本県唯一の管理型処分場である「いわてクリーンセンター」は、公共関与型最終処分場として適正な管理運営の下、地域の安心安全と本県の産業活動の振興に貢献している。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	当法人の長期経営計画に沿って適正な人員体制や年齢構成を図るため職員採用活動を行っている。また、年度当初の事業計画において各職員ごとの研修計画を作成し、実務研修等を受講することにより事務・技術能力が向上するなど人材育成が図られている。いわてクリーンセンターの管理運営、公共関与型次期産業廃棄物最終処分場の整備等における困難な事務について、県職員の派遣・応援により円滑に事業を進めている。
所管部局	長期経営計画・中期経営計画等を踏まえ、必要最小限の規模の組織で柔軟な対応を行っており、組織体制は十分に整備されている。人材育成や能力開発については、各種研修の機会を捉えて各職員が積極的に研修会等を受講している。また、県の誘因による公共関与型次期産業廃棄物最終処分場の整備等については、県職員の派遣・応援により円滑に事業を進めている。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	関係法令や「環境マネジメントシステム」の遵守による経営を基本としており、マニュアル、職場内研修等によるコンプライアンスの周知のほか公認会計士や社会保険労務士による財務や労務管理に係る指導を受けており、リスクマネジメントが確保された状況になっている。
所管部局	リスクマネジメントについては、対応マニュアルや管理体制が整備されており、訓練も実施されている。コンプライアンス対策については、職場内研修等の実施により徹底されていると認められる。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	廃棄物受入期間中において整備資金借入金を完済する見込みになるとともに埋立終了後における水処理施設等の維持管理に係る資金が確保されることにより、現施設において廃止に至るまで適切な運営が図られる見通しである。
所管部局	次期最終処分場整備分を除く長期借入金について令和3年度中に完済する見込みであるとともに、維持管理積立金を順調に積み立てており、廃止に向けた維持管理も適切に行うことができる見込みであることから、法人の評価は適切であると認められる。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	人的関与について、県の「産業廃棄物処理モデル施設整備事業」として、中立な立場の者が、公益的な視点により、事業団の運営状況を監視し、もって県の施策に資すること、次期処分場の整備は県が誘因したこと等から、県は職員を派遣し、派遣法第6条第2項の趣旨に沿い、県が給与を支給している。財政的関与について、次期処分場の整備は県の誘因したこと等により、支援の項目（基本計画の策定、環境影響評価、建設工事経費等）に応じて補助及び有利子、無利子の貸付を行っている。
------	---

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について

法人	ホームページを開設し、施設概要、利用案内、事業概要等の情報提供を行っている。また、産業廃棄物についての解説や環境測定結果のほか、入札情報や県の支援状況等についても随時追加し充実を図っている。
所管部局	産業廃棄物処理モデル施設として、インターネットサイトにより、各種情報の公開を行っているほか、住民説明会を開催し、積極的に情報公開を行っていること認められる。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人1	・事業目標として設定している「廃棄物の適正処理（埋立基準・排水基準の遵守）」及び「自県内処理推進への貢献（管理型産業廃棄物の受入）」について、法人として日々経営努力を行っていることは推察されますが、取組内容欄に記載されている内容は、法人が行っている事業の概要の説明に終始しており、令和2年度に法人が目標達成のために取り組んだ具体的な実績の確認が困難となっています。取組内容欄に記載する内容は、PDCAサイクルのD（実行）の内容に該当し、適正なC（評価）が実施されるために重要な情報となるものです。そうした趣旨を踏まえて、取組内容欄に記載する必要があります。
法人2	・経営改善目標についても、上記と同様、評価対象年度に法人が目標達成のために取り組んだ実績が具体的に確認できるような記載内容とする必要があります。
所管部局1	・法人では、令和6年度までの竣工に向けて、いわてクリーンセンターの後継となる次期最終処分場の整備を推進しています。これに関して、事業目標として設定している「いわてクリーンセンターの後継となる最終処分場の整備（建設工事に向けた作業の推進）」についてですが、現状では、県民には目標の達成度合いの測定が困難な目標値が設定されているものと見受けられます。目標値の設定はPDCAサイクルの起点として重要です。中期経営計画策定の際に、計画期間における毎年度の目標進捗率を目標値として設定する等、目標値設定の改善を行う必要があります。
所管部局2	・法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和元年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 ① 今後の県内で排出される産業廃棄物の最終処分量の動向を踏まえ、引き続き長期収支計画を着実に推進し、収支の均衡を図っていく必要があります。	実施済	① 平成31年3月に策定した長期収支計画（いわてクリーンセンターに係る中・長期整備、維持管理及び次期最終処分場整備、運営経費を考慮）を確実に推進している。また、月毎の運転資金について予算表を作成し、適切な資金管理を行っている。	R2.3
	2 ② 公共関与型産業廃棄物最終処分場の整備について、引き続き、資金収支に留意のうえ、計画的に実行する必要があります。	取組中	② 次期最終処分場の整備に当たり、長期収支計画を確実に推進するとともに、適切な資金管理を行っている。また、事業用地については、引き続き用地交渉等の手続きを進めて、令和2年度内の取得を目指す。	R2.8
所管部局	1 公共関与型産業廃棄物最終処分場の整備について、引き続き、法人の資金収支に留意して適切な指導監督を行う必要があります。	実施済	次期最終処分場整備を踏まえた長期収支計画を策定したうえで、短期貸付によらず運転資金を確保し、長期借入金の償還を計画どおり行った。	R2.3

【令和2年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 適切な廃棄物処理を推進するため、廃棄物受入れ量が減少傾向にある中であっても収支の均衡を図りつつ、長期借入金の残高縮減と公共関与型産業廃棄物最終処分場の整備について、引き続き、計画的に実行する必要があります。	取組中	長期借入金は、安定的な事業収入のもと、計画どおりの償還を進めており、令和3年度で償還が終了する。公共関与型産業廃棄物最終処分場の整備については、R3.3.12に土木施設建設工事の契約を締結し、令和3年度当初からの本格的な工事（伐木、土工、仮設調整池の整備）に向け、着実に進捗している。	R6.10
所管部局	1 公共関与型産業廃棄物最終処分場の着実な整備に向けて、引き続き、法人の資金収支に留意して適切な指導監督を行いつつ、職員派遣等の必要な支援を行う必要があります。	取組中	公共関与型産業廃棄物最終処分場の整備を、令和3年度以降も進めていく必要があることから、5名の職員を引き続き派遣し、支援体制を継続していきます。	R6.10

出所：令和3年度岩手県出資等法人運営評価レポート個別法人編（令和3年9月 総務部）

添付資料 9. 事業団の長期収支計画

(一財)クリーンいわて事業団 長期収支計画(全体)

1 損益計画

単位:百万円

期間	ICC	2019~2023年度	2024~2034年度				計
	次期処分場	整備工事	第Ⅰ期 (2023~2037)	第Ⅱ期 (2038~2052)	第Ⅲ期 (2053~2067)	埋立終了後 (2068~2078)	
A 収益計		9,699	18,608	16,450	15,210	2,835	62,802
事業収益		4,413	15,210	15,210	15,210	0	50,043
維持管理積立金取崩収入		0	2,255	0	0	2,835	5,090
補助金等収入		5,286	1,143	1,240			7,669
B 費用計		4,673	18,332	16,335	17,508	5,041	61,889
事業費、管理費		2,104	7,709	6,650	7,100	2,388	25,951
減価償却費		1,569	9,678	8,740	9,463	2,653	32,103
維持管理積立金		1,000	945	945	945	0	3,835
C 法人税等		191	36	0	0	0	227
D 正味財産増減額		4,835	240	115	▲ 2,298	▲ 2,206	686

2 資金収支計画

期間	ICC	2019~2023年度	2024~2034年度				計
	次期処分場	整備工事	第Ⅰ期 (2023~2037)	第Ⅱ期 (2038~2052)	第Ⅲ期 (2053~2067)	埋立終了後 (2068~2078)	
A 税引き後フリーキャッシュ		6,403	10,255	9,166	7,503	447	33,774
B 借入金収入		9,898	4,571	4,962	0	0	19,431
C 設備投資等支出		16,568	6,830	7,730	1,475	447	33,050
D 借入金返済支出		459	6,179	7,138	6,101	0	19,877
E 資金収支差額(A+B-C-D)		▲ 726	1,817	▲ 740	▲ 73	0	278
F 次期繰越収支差額		736	2,553	1,813	1,740	1,740	

3 処分場整備事業

期間	第Ⅰ期整備期間	第Ⅱ期整備期間	第Ⅲ期整備期間	計
建設工事費	15,184	5,714	6,202	27,100
財源 交付金(国)補助金(県)	5,286	1,143	1,240	7,669
財源 借入金	9,898	4,571	4,962	19,431

内訳

1 いわてクリーンセンター(ICC)収支見込

(1) 損益計画

期間	2019~2023年度	2024~2034年度	計
	埋立中	埋立終了後	
A 収益計	4,413	2,255	6,668
事業収益	4,413	0	4,413
維持管理積立金取崩収入	0	2,255	2,255
B 費用計	4,562	3,838	8,400
事業費、管理費	1,993	2,155	4,148
減価償却費	1,569	1,683	3,252
維持管理積立金	1,000	0	1,000
C 法人税等	191	0	191
D 正味財産増減額	▲ 340	▲ 1,583	▲ 1,923

(2) 資金計画

期間	2019~2023年度	2024~2034年度	計
A 税引き後フリーキャッシュ	1,229	100	1,329
B 設備投資等支出	1,384	838	2,222
C 借入金返済支出	446	0	446
D 資金収支差額(A-B-C)	▲ 601	▲ 738	▲ 1,339
E 次期繰越収支差額	1,462	861	123

2 次期最終処分場(八幡平市)収支見込

(1) 損益計画

期間	整備工事	第Ⅰ期 (2023~2037)	第Ⅱ期 (2038~2052)	第Ⅲ期 (2053~2067)	埋立終了後 (2068~2078)	計
A 収益計	5,286	16,353	16,450	15,210	2,835	56,134
事業収益	0	15,210	15,210	15,210	0	45,630
維持管理積立金取崩収入	0	0	0	0	2,835	2,835
補助金等収入	5,286	1,143	1,240			7,669
B 費用計	111	14,494	16,335	17,508	5,041	53,489
事業費、管理費	111	5,554	6,650	7,100	2,388	21,803
減価償却費	0	7,995	8,740	9,463	2,653	28,851
維持管理積立金	0	945	945	945	0	2,835
C 法人税等	0	36	0	0	0	36
D 正味財産増減額	5,175	1,823	115	▲ 2,298	▲ 2,206	2,609

(2) 資金計画

期間	整備工事	第Ⅰ期 (2023~2037)	第Ⅱ期 (2038~2052)	第Ⅲ期 (2053~2067)	埋立終了後 (2068~2078)	計
A 税引き後フリーキャッシュ	5,174	10,155	9,166	7,503	447	32,445
B 借入金収入	9,898	4,571	4,962	0	0	19,431
C 設備投資等支出	15,184	5,992	7,730	1,475	447	30,828
D 借入金返済支出	13	6,179	7,138	6,101	0	19,431
E 資金収支差額(A+B-C-D)	▲ 125	2,555	▲ 740	▲ 73	0	1,617
F 次期繰越収支差額	▲ 125	2,430	1,690	1,617	1,617	

出所: 事業団作成資料

添付資料 10. 令和 2 年度包括外部監査結果の措置計画

令和 2 年度包括外部監査の結果に係る措置計画

(包括外部監査における「指摘」、「意見」への対応について)

岩手県総務部行政経営推進課

令和 3 年 8 月 1 日時点

特定のテーマ：スポーツ振興に係る財務事務の執行について

1 監査の結果（指摘）関連

No.	指摘等事項	所管 部局	措置計画（令和 3 年 8 月 1 日現在）	
			区分	概要
1	<p>■実績報告と業務従事実態の整合性 事業団が指定管理者の県営スポーツ施設において、配置人員と人件費の対象人数に差異が生じているものがある。事業団の業務報告の適切性の観点から、当該差異の妥当性が問題となる。この点につき、県の説明によると、事業団において総務課の共通人件費を配賦する際に人件費が多い施設に 1 名ずつ計上したものである、とのことであるが、「総務課 1 名」は各施設に配置された人員ではないため、施設管理の実態に基づく人件費の実績報告が行われているとは認められない。</p>	文化・スポーツ部	措置済	事業団に対し、施設管理の実態に応じた実績報告となるよう、合理的な基準で人件費の会計処理を行うよう指導し、業務委託の完了確認の際、会計処理の状況を確認することとした。
2	<p>■協定書間の整合性 盛岡南公園野球場（仮称）整備事業に係る設計・施工協定と PFI 契約書を比較すると、双方に記載されている建設費に差異が生じており、設計・施工協定と比較して PFI 契約書の建設費の金額が大きいことから、当該差異の適切性が問題となる。支出時期が令和 5 年度以降であっても、経費負担協定（及び PFI 契約書）と設計・施工協定には齟齬が生じていると考えられる。経費負担協定では建設費のうち 4 割が県負担とされており、割賦手数料相当額は建設費に準じた取扱いとすることが合理的と考えられるため、設計・施工協定に記載されている県負担額が 23,630,439 円（差異 59,076,099 円×県負担率 40%）過小になっていると考えられる。</p>	文化・スポーツ部	措置予定	盛岡市と協議し、割賦手数料の支払時期を記載するため、協定書を変更する覚書を、令和 3 年度中に締結する方向で検討することとしている。
3	<p>■収益事業に対する補助 補助事業者である公益財団法人岩手県体育協会の会計処理上、補助金収入のうち 1,095,000 円が収益事業に充当されているため、補助対象に公益上の必要性が認められるかどうかの問題となる。県体育協会において一定の会館施設賃貸事業収益（令和元年度は 805 千円）があるため、収益事業分の改修費用を収益事業で賄えないといえるか疑問である。収益事業に見合う会館改修工事は収益事業の財源で賄う性質のものと考えられるため、収益事業に対する補助に公益上の必要性は認められず、補助金の交付として不適切である。</p>	文化・スポーツ部	措置予定	会計事務所や公益法人指導担当課と調整し、岩手県体育協会において、収益事業会計を除く会計（公益目的事業会計、法人会計）へ補助金の配分を見直すこととする。
4	<p>■補助金審査の十分性【旅費に係る源泉徴収誤り】 県では「いわて競技力向上事業費補助金交付要綱」を定めているほか、県体育協会において「2019 年度版 選手強化事業費補助金事務マニュアル」を作成しているが、補助金交付事業のサンプル調査を行ったところ、宿泊費の領収書（写し）が競技団体宛てではなく指導者の個人宛てになっている事例が検出された。県の説明によると、実際には指導者が負担しているため、宿泊費も指導者に現金支給している、とのことであるが、実態と異なる実績報告がなされており、また、宿泊費に係る源泉徴収が行われていない。</p>	文化・スポーツ部	措置済	令和 3 年度に「補助金に係る事務取扱い」の一部改正を行い、宿泊費に係る源泉徴収の取扱い及び事業実施後に納税したことがわかる書類（国庫金納付書の写し）の添付を求めることとした。この内容を岩手県体育協会が作成する「補助金事務マニュアル」の改正に反映させるとともに、岩手県体育協会が競技団体の会計担当者を対象として開催した会議（R3.3 月）において、適正な手続きを行うよう周知徹底した。また、今後の補助金審査手続きの整理を行うとともに、昨年度の補助金支出に係る源泉徴収の可否を税理士に確認の上、整理することとした。
5	<p>■補助金審査の十分性【謝金に係る源泉徴収の未確認】 旅費・謝金の支出の実在性確認を支出先からの受領印によって現在の補助金審査の実施方法を考慮すると、源泉徴収に係る納付書等の確認は、旅費・謝金の支出の実在性確認を補完する有効な手段と考えられる。実績報告を求めながら、根拠資料を確認しないことは補助金審査として不十分である。</p>	文化・スポーツ部	措置済	令和 3 年度に「補助金に係る事務取扱い」の一部改正を行い、源泉徴収を行った場合、事業実施後に納税したことがわかる書類（国庫金納付書の写し）の添付を求めることとした。また、この内容を県体育協会が作成する「補助金事務マニュアル」の改正に反映させるとともに、令和 3 年 3 月 25 日に競技団体の会計担当者を対象に岩手県体育協会が開催した会議において周知・徹底を行った。

No.	指摘等事項	所管 部局	措置計画（令和3年8月1日現在）	
			区分	概要
6	<p>■補助金審査の十分性【経費明細の未確認】 補助金交付事業の中から、支出に係る確認資料は領収書のみで、経費明細を未確認の事案が検出された。これらは比較的多額の支出であり、経費明細を確認していないと以下のような補助対象経費の適格性を判断できないため、補助金審査として不十分である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二重請求の有無・取引条件等の妥当性 特に、同じ競技団体との取引が多い支出先は、取引条件等の妥当性に注意を要すると考えられる。 	文化・スポーツ部	措置済	令和3年度に「補助金に係る事務取扱い」の一部改正を行い、源泉徴収を行った場合、事業実施後に納税したことのわかる書類（国庫金納付書の写し）の添付を求めることとした。また、この内容を県体育協会が作成する「補助金事務マニュアル」の改正に反映させるとともに、令和3年3月25日に競技団体の会計担当者を対象に岩手県体育協会が開催した会議において周知徹底を行った。
7	<p>■補助金審査の十分性【補助対象範囲の逸脱】</p> <p>補助金交付事業の中から、競技団体宛てではなく、選手個人宛ての領収書の事案が検出された。補助金事務マニュアルでは「領収書の宛名は、各事業の補助金申請者の名前（各競技団体・指定クラブ名）と合致すること」としているため、選手個人宛ての領収書に係る経費まで補助対象に含めるのは不適切である。</p>	文化・スポーツ部	措置済	令和3年3月25日に岩手県体育協会が競技団体の会計担当者を対象として会議を開催し、補助金事務マニュアルに定めたとおり取り扱うよう周知徹底することを指示した。また、県においても、領収書のあて名等に誤りがないか、実績報告時の確認を徹底することとした。
8	<p>■指定管理者の区分経理</p> <p>県と指定管理者の間で締結している協定上、管理運営に関する会計処理については、指定管理者が行う他の事業と独立した区分経理としなければならないとされている。事業団の内部管理資料と県報告資料の間に差額が生じているため、事業団における指定管理者の区分経理の適切性が問題となるが、事業団の内部管理資料（財務会計システム帳票）と県報告資料（実績報告）の差額に関する記録が整備されていないこと、主な差額である法人共通経費の各施設への按分基準の根拠が不明確である点などを考慮すると、事業団における指定管理者の区分経理は不適切である。</p>	文化・スポーツ部、教育委員会事務局	措置済	事業団に対して管理運営に関する会計と、指定管理者に関する会計をより明確に区分して会計処理を行うよう指導し、事業団において、管理業務報告書と財務諸表間の差額について記録を整備することとした。
9	<p>■預り金の管理</p> <p>スポーツ振興事業団は、2団体の資金を保管しているが、事業団の財務諸表上、預り金として処理されていない。会計処理の適切性の観点から、事務局として事業団が各団体の資金を管理している以上、当該資金は事業団の「その他保管金」（事業団会計処理規程第30条（3））に該当すると考えられる。よって、当該保管金を事業団の預り金として処理していないことは事業団会計処理規程に反している。</p>	文化・スポーツ部	措置済	事業団が事務局を担っている任意団体の位置付けを整理し、事業団の会計と明確に区別することとした。
10	<p>■県と実行委員会との契約関係</p> <p>負担金は法令または契約等によって地方公共団体が負担するものであるが、今回の監査対象となった実行委員会に対する負担金に法令上の根拠がないため、県が実行委員会に支出する負担金の契約関係が問題となる。以下の点を考慮すると、県とRWC 実行委員会の間で契約書締結がないまま負担金を支出するのは不適切である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・RWC 実行委員会は、県以外の構成者（釜石市、各団体等）が存在するため、契約書作成を省略できる「官公署」に該当するか疑問であること ・県が負担する事業リスクの範囲が明らかでないこと 	文化・スポーツ部（総務部）	措置予定	RWC 実行委員会と同様の実行委員会への負担金支出に当たっては、監査人の意見を踏まえ、契約書等を作成する方向で準備を進めている。
11	<p>■団体の事務手続・処理【源泉徴収漏れ】</p> <p>RWC 実行委員会では、令和元年度に旅費・謝金等に係る源泉徴収対象取引（救護所での通訳謝金）が生じているが、源泉徴収が行われていなかった。通訳謝金が源泉徴収対象（所得税基本通達204-6）である点との整合性が明らかではないため、源泉徴収が必要であったと考えられる。</p>	文化・スポーツ部	措置済	謝金の支払相手方に連絡の上、依頼文書を6月1日付けで発出し、所得税等の修正申告手続きを行った。

2 監査の結果に添えて提出する意見関連

No.	指摘等事項	所管 部局	措置計画（令和3年8月1日現在）	
			区分	概要
1	<p>■競争条件の公平性</p> <p>現在、事業団が指定管理者として選定されている施設は1者応募になっており、指定管理者公募の競争条件の公平性が問題となる。以下の内容が1者応募になっている要因とも考えられるため、指定管理者公募の競争条件の公平性が確保されているか疑問である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者と競合する業務委託 ・職員派遣の必要性 ・派遣職員の人件費負担 	文化・スポーツ部	措置済	指摘があった業務委託、職員派遣及び派遣職員の人件費負担については、これまでも指定管理業務と区分し、公平性に配慮しながら行ってきたが、今後さらに事業の必要性を十分考慮し、公平性の確保に努めていくこととした。
2	<p>■施設老朽化への対応</p> <p>指定管理者のモニタリングの一環として、毎年度実施している管理運営状況評価シートには、指定管理者からの「県に対する要望、意見等」が記載されているが、指定管理者からの要望、意見等が3年前と変化のない内容が散見されるため、適切な維持管理や修繕、更新等を実施しているかどうかが問題となる。</p> <p>指定管理者から、3年前と同様の要望、意見が出されている内容から判断すると、改善措置が講じられていないため、県営スポーツ施設の適切な維持管理や修繕、更新等が実施されているとは言い難く、行政サービスの低下が懸念される。</p>	文化・スポーツ部	措置済	令和3年2月に策定した「岩手県文化スポーツ部所管公共施設個別施設計画」に基づき、指定管理者による施設点検等の状況や、利用者の安全性や利便性等により優先順位を定め、長期的な視点をもって計画的に改修等を行うこととした。
3	<p>■使用料減免理由の合理性</p> <p>スポーツ振興事業団の法人事務所は県営運動公園管理事務所内にあり、事業団は公園占用許可を受けている。使用許可を受けた者は所定の使用料を納付するのが原則（県立都市公園条例第12条）であるが、例外的に使用料の減免が認められている（県立都市公園条例第14条）。</p> <p>使用料の減免は例外的なものであるから、事業団の法人事務所に係る使用料の全部免除の適切性が問題となる。事業団が担う事業の大半は公募選定による指定管理者業務であり、民間が実施可能な業務なのであるから、県出資等法人であることが使用料を全部免除する合理的根拠といえるか疑問である。運動公園管理事務所としての使用のみならず、事業団の法人事務所としての使用を含むものであるから、使用料を全部免除する合理的根拠は希薄である。</p>	文化・スポーツ部	措置済	事業団の法人事務所における使用料の免除規定の適用については、これまでも、行政財産使用条例及び県立都市公園条例に基づいて、適正に減免の可否を判断してきたところ。今後とも、減免の可否判断を行う際には、合理的根拠を整理し、条例に基づいた適正な判断に努めていくこととした。
4	<p>■指定管理者と競合する業務委託</p> <p>生涯スポーツ振興事業に係る委託業務の大半が、事業団が指定管理者となっている施設で実施されているが、「民間活力の活用」という指定管理者制度の導入趣旨の観点から、本件業務を特命随意契約で事業団に委託する必要があるかどうか問題となり、以下の点を考慮すると、本件業務委託をあえて指定管理者業務と区分する合理的根拠は希薄である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績報告の内容を見る限り、指定管理者の自主事業と同様の事業内容である ・同一施設内で事業を実施している実態を踏まえると、施設管理と自主事業に加えて本件業務委託を同一事業者が担うことが効果的である。 ・本件業務は年間を通じて職員2名の人員配置を前提とした委託料積算となっており、実際の本件委託業務の従事状況と異なっている。 	文化・スポーツ部	措置済	<p>公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団が、岩手県内の体育、スポーツ・レクリエーション、教育の振興を図り、県民の心身の健康と明るく豊かな生活の実現に向けた事業を展開し、これまでに数多くの実績を残しており、本事業を総合的に受託できる県内唯一の事業者であるため、事業団に業務委託しているもの。</p> <p>当該委託事業は、業務の性質上、臨時指導職員や期限付臨時職員が現場で指導等を行う必要があり、さらに、諸準備や調整の事務を含めると、事業実施にあたり人件費が過半を占めることから、人件費を中心とした積算としていたが、令和3年度からは、事業費ごとに経費を計上するように見直した。</p>
5	<p>■予定価格の事前公表</p> <p>運動公園陸上競技場改修工事に係る条件付一般競争入札が落札率100%となっているため、予定価格の事前公表による弊害が生じていないかが問題となる。本件工事に係る予定価格の積算明細（県作成）と工事費内訳書（入札者作成）を比較すると、内訳別（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）では金額の差異が認められるため、事業者の積算精度向上が落札率100%の要因とは考え難く、予定価格の事前公表による弊害が生じていないか懸念される。</p>	出納局	措置済	県営建設工事の入札結果について、外部委員会の岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会において、予定価格の事前公表による弊害が生じていないか確認した。

No.	指摘等事項	所管 部局	措置計画（令和3年8月1日現在）	
			区分	概要
6	<p>■債務負担行為の設定 盛岡南公園野球場（仮称）整備事業に関連して、債務負担行為の設定がなされているところであるが、経費負担協定に定める負担率とPFI契約書をもとに、包括外部監査人が試算した県の将来負担額が債務負担行為の限度額を上回るため、当該差異の適切性が問題となる。以下の点を考慮すると、県が負担する事業費の支払方法が未定であっても、PFI契約締結に関連した県負担額は確定していると考えられるため、運営費に係る債務負担行為を設定しない理由に合理性が認められるか疑問である。・経費負担協定において建設費及び運営費に係る県負担率が明確になっている。・県はPFI契約締結の事務を盛岡市に委託しており（野球場の整備に係る事務の委託に関する協定書第1条第4号）、盛岡市が令和2年3月26日にPFI契約書を締結していること</p>	文化・スポーツ部	措置済	当該施設整備に係る運営費については、令和5年度から支出が発生するため、令和4年度に施設設置条例を制定した後、令和5年度の当初予算要求において債務負担行為を設定することとした。
7	<p>■施設稼働率の算定方法 ストック適正化ガイドラインでは、スポーツ施設の利用状況（利用人数、稼働率）を把握し、政策優先度の検討に活用するものとされている。県の利用率の算定は、利用可能枠ではなく開場（開館）日単位によるため、政策優先度の検討に資するものかどうか問題となる。 県の利用率の算定方法は、1日当たりの利用の有無で示した値であり、1日に1人の利用でも利用率100%となり得ることから、当該利用率の算定方法が施設の利用実態を反映しているといえるか疑問である。</p>	文化・スポーツ部	措置済	県の施設の利用率については、過去の利用状況や他の県施設との利用状況の比較のため、1日当たりの利用の有無で利用率を算定しているもの。必要に応じ、ストック適正化ガイドラインに示されている利用者数での稼働率の測定などの管理に努めることとした。
8	<p>■行政コスト情報の利活用 県では、行政経営プランに掲げる取組の1つに「県民に分かりやすい財政に関する情報の公表／地方公会計制度に対応した統一的な基準に基づく財務書類等の公表・活用」が掲げられており、工程表には「地方公会計制度に対応した統一的な基準に基づく財務書類等の公表・活用」が示されていることから、県がどのような「活用」を行っているかが問題となる。 県営スポーツ施設に係る以下の指標を分析・活用することにより、ストック適正化に向けた様々な課題の検討が可能であるため、行政コスト情報の利活用を進める必要があると考える。 ・利用者1人当たり行政コスト ・利用者1人当たり利用料金収入</p>	文化・スポーツ部（総務部）	措置済	ストック適正化に向け、令和3年2月に「岩手県文化スポーツ部所管公共施設個別施設計画」を策定したところであり、必要に応じ、利用者1人当たりのコストや収入などの行政コスト情報を参考とすることとした。
9	<p>■更新修繕費の見積 ストック適正化計画の策定に際して、各施設の現況評価を踏まえた検討が必要とされるが、県が示している更新修繕費に見積不足が懸念される事案が検出された。</p>	文化・スポーツ部	措置済	令和3年2月に策定した「岩手県文化スポーツ部所管公共施設個別施設計画」に基づき、指定管理者による施設点検等の状況、利用者の安全性や利便性等により優先順位を定め、計画的に改修等を行うこととした。
10	<p>■個別施設における検討課題 県営スポーツ施設のストック適正化に関して、あり方懇談会報告書に反映されていない各施設の課題が認められる。</p>	文化・スポーツ部	措置済	令和3年2月に策定した「岩手県文化スポーツ部所管公共施設個別施設計画」に基づき、指定管理者からの要望、利用者の安全性や利便性等により優先順位を定め、各施設の課題を整理した上で計画的に改修等を行うこととした。
11	<p>■補助金審査の十分性【交通費の経路未確認】 交通費について、交通費算出の前提となる経路が実際と一致しているかの確認が行われていない事例がある。補助金事務マニュアルでは、移動に要する経費として、鉄道賃等は実費額とされている。当該交通費については、代替の移動手段があるため、実際の経路に相違ないか確認が必要と考えられるが、これを未確認のまま補助金を支出するのは不適切である。</p>	文化・スポーツ部	措置済	県において、令和3年度に「補助金に係る事務取扱い」の一部改正を行い、競技団体から提出される計画書においては、競技団体が示した公共交通機関による移動手段の料金の妥当性等の確認を行っているが、自家用車利用等、実際の移動手段までは確認を行っていない。今後は実際の移動手段の確認を行うとともに、自家用車利用（県規定に準拠した料金）を補助対象とすることとした。また、この内容を県体育協会が作成する「補助金事務マニュアル」の改正に反映させるとともに、令和3年3月25日に競技団体の会計担当者を対象に岩手県体育協会が開催した会議において周知徹底を行った。

No.	指摘等事項	所管 部局	措置計画（令和3年8月1日現在）	
			区分	概要
12	<p>■職員派遣の必要性 県は事業団に多くの職員を派遣しているため、職員派遣の必要性が問題となるが、以下の点を考慮すると、県の基本方針である「適正化に配慮」がなされているとは言い難い。・事業団の主要事業である指定管理者業務はすべて公募選定によるものである。・指定管理者（公募）に対する県職員派遣は、県の2つの立場（公募事業者を公正に選定する立場と職員派遣先に対し一定の責任を負う立場）から公募選定上の利益相反の外観を有する。県からの受託業務の大半が指定管理施設で実施しているものであり、指定管理者の自主事業と同様の業務であるため、県が職員派遣してまで実施する必要性が不明確であること・青少年の家に1施設あたり県派遣職員4名を常駐させてまで委託業務を実施する必要性が不明確であること</p>	文化・スポーツ部教育委員会事務局	措置 済	<p>指定管理業務と受託業務を契約及び協定で明確に切り分けており、派遣職員が指定管理業務を行うことはない。また、受託業務において、派遣職員は青少年の健全育成を図るための各種事業の実施や学校等の研修利用に対する指導等を行っており、指定管理者の自主事業に派遣職員が携わっていない。各施設とも年間3万人程度の研修利用があり、研修準備や宿泊研修の直当等の業務量を考慮すると、現在の派遣職員数は適切であると考えているが、職員の派遣の検討に当たっては、今後、さらに事業の必要性を十分考慮し、派遣要否について慎重に判断していくこととする。なお、受託業務と指定管理業務との区分の一層の明確化を図るため、令和3年度から事業報告書等の様式を見直した。</p>
13	<p>■派遣職員の人件費負担 派遣元である県が派遣職員の人件費を負担するのは例外的取扱いであるから、県の人件費負担の適切性が問題となる。 個別検出事項「2（1）指定管理者と競合する業務委託」で記載したとおり、公募選定の指定管理者業務と委託業務をあえて区分する合理的根拠に乏しく、実質的には公募の指定管理者業務と大差ない、という事業団の業務実態が認められる。公募の指定管理者業務は民間事業者が実施可能な業務と考えられるため、このような事業団への派遣職員の人件費負担まで派遣法の例外規定に該当するといえるか疑問である。</p>	文化・スポーツ部教育委員会事務局	措置 済	<p>青少年の家への派遣職員（指導員）に係る人件費については、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下「派遣法」という。）第6条第2項に該当するものとして、県が負担することとしたところ。 派遣職員は、派遣先において、県からの受託業務に従事しているものであり、派遣法上適切に取り扱ってきたところであるが、今後、さらに派遣先における従事業務の実態に留意し、公平性を確保しながら、適切な範囲での人件費負担を行う。また、当該意見を受け、令和3年度から事業報告書の様式を見直し、受託事業と指定管理業務との区分の一層の明確化を図ったところであり、派遣契約締結に当たっては、上記改善点を踏まえ、職員派遣の必要性についての確認を適正に行っていくこととした。</p>
14	<p>■財政的関与の情報開示 出資法人の運営評価に係る「県の財政的関与の状況」欄に委託料や指定管理料は開示されているものの、職員派遣人件費の県負担額に関する情報開示が行われておらず、派遣職員の人件費負担の未開示は財政的関与に係る重要な情報開示不足と考えられるため、適切な情報開示が行われているとは言い難い。</p>	総務部	措置 済	<p>「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づく県出資等法人に対する県職員の派遣について、運営評価において、法人ごとの状況を盛り込むこととした。</p>
15	<p>■評議員の関与の十分性 評議員会の欠席の多い評議員が複数見受けられるため、評議員が実質的な機能を果たしているかどうか問題となる。評議員は、評議員会に出席し決議に参加することでその役割の遂行が可能になるものであることから、評議員会の欠席の多い評議員が実質的な機能を十分に果たしているといえるか疑問である。</p>	文化・スポーツ部	措置 済	<p>事業団に対し、評議員の選任にあたっては、候補者が仕事や健康上の理由などにより評議員会への出席が困難となる可能性がないか、十分に検討するよう指導した。</p>
16	<p>■ペイオフ対策の十分性 事業団は多額の預金を有しているため、資産管理の観点からペイオフ対策の十分性が問題となる。この点につき、事業団では分散預金により対策しているとはいえ、ペイオフの限度額（10,000千円）を超える多額の預金を有しているため、地元金融機関といえども預金先の安全性検討や評価をせず、預金先を決定することがペイオフ対策として十分といえるか疑問である。</p>	文化・スポーツ部	措置 済	<p>事業団に対し、県が取り組むペイオフ対策も参考に、安全な金融機関の選択、元本が保証される債権運用などの対策を実施していくよう指導した。</p>
17	<p>■経営課題の識別 県出資等法人では、計画的な法人運営を行うため、経営目標（事業目標及び経営改善目標）の設定を含む中期経営計画の策定、経営環境分析を行っているところであるが、中期経営計画書に掲げる対応策等が事業団の抱える経営課題を的確に識別したものとは言い難い。</p>	文化・スポーツ部	措置 済	<p>事業団に対して経営課題の再整理を行うよう指導し、経営課題に「指定管理業務の失注リスクへの対応策」や「組織運営体制の強化を考慮した職員採用」を追記するなど、中期経営計画の修正を行った。</p>
18	<p>■運営評価の妥当性 スポーツ振興事業団の事業は、公募選定の指定管理者業務、公益事業、収益事業、受託事業であるが、県出資等法人としての事業団の代替性の評価が問題となる。事業団の事業の大半が公募選定の指定管理者業務を占めていることは「添付資料6.事業団の事業別収支内訳」から明らかであり、代替性を有するのは事業団の事業の一部に過ぎないとする県の説明が合理的といえるか疑問である。県出資等法人の存在意義に関わる事業団の課題が認められるが、事業団の運営評価結果等に当該課題を示唆する記載がなされていないため、県が実施している事業団の運営評価の妥当性に疑問がある。</p>	文化・スポーツ部	措置 済	<p>令和3年度から「県出資等法人運営評価シート」が改訂され、所管部局において公的サービスを提供する事業主体としての適切性を検討の上、記載する項目が新設された。今後、監査人の意見も参考に、より一層合理的な運営評価に努めていくこととした。</p>

No.	指摘等事項	所管 部局	措置計画（令和3年8月1日現在）	
			区分	概要
19	<p>■県関与の適正化に係るモニタリング</p> <p>県と県体育協会との間に、多額の財政的関与や人的関与が認められるため、県関与の適正化に係るモニタリングの要否が問題となる。県体育協会に対して出資等がないとはいえ、以下の点を考慮すると、県関与の適正化に関するモニタリングが十分といえるか疑問である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は県体協に対し団体運営費補助や県職員派遣を行っており、県に対する財政依存度の高い団体と考えられること ・個別検出事項「4（1）収益事業に対する補助」や「4（2）補助金審査の十分性」のように、県体協に起因すると考えられる問題が検出されていること 	文化・スポーツ部（総務部）	措置済	<p>これまで実施している行政経営推進課による公益法人に関する立入検査に加え、スポーツ振興課においては、令和3年度に補助金に係る事務取扱いを一部改正し、県体育協会に対し、事業実施後の報告の際に提出を求めている領収書に加え、経費内容が分かる明細書の提出を求めることとしたところ。この内容を、県体育協会が作成する「補助金事務マニュアル」の改正に反映させ、補助金審査の適正化に向けた措置を行った。</p>
20	<p>■全庁的なモニタリング体制</p> <p>県では、個々の任意団体の設立、管理運営について、各所管室課の判断に委ねており、任意団体管理の全庁的なルールやモニタリングの仕組みを有していないため、全庁的な任意団体の実態が把握されていない。</p> <p>以下の点を考慮すると、現行の運用が内部統制上のリスクの評価と対応として適切といえるか疑問である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全庁的にみた場合、多くの任意団体の存在が推測されるため、重要性の高い会計事務の領域である可能性があること ・包括外部監査の対象とした任意団体の事業の執行において、後掲の個別検出事項に示した問題・課題が検出されていること 	総務部	措置予定	<p>任意団体の管理について、必要に応じ、内部統制のリスクとして認識し、対応を講じることとする。</p>
21	<p>■任意団体の事務手続・処理【準備期間の短い契約スケジュール】</p> <p>RWC 実行委員会において、以下の契約を公募型プロポーザル方式により実施しているが、応募事業者が1者となっている。所定の交通輸送実施計画や警備計画を踏まえた企画提案が必要であり、規模の大きいプロジェクト（設計額386,125千円）であるという本件業務委託の性質を鑑みれば、受託事業者としては事前調整に相当の準備期間を要すると推察されるため、公告から企画提案期限まで16日程度の期間では応募準備期間として短く考えられる。このことが1者応募の背景にあったと認められるため、競争性が確保された契約スケジュールであったとは考え難く、契約スケジュールとして不適切である。</p>	文化・スポーツ部	措置済	<p>本事案は、県の手続きに準拠し、一般的な入札と同じ準備期間を確保したところであるが、監査人の意見を踏まえ、今後の入札に際しては、競争性確保に向け、入札案件ごとに、必要十分な入札手続きスケジュールとなっているかを検討・確認した上で実施することとした。</p>
22	<p>■監事機能の十分性</p> <p>RWC 実行委員会では多額の事業費（令和元年度の支出額815百万円）が発生しており、監事監査が適切に実施されていたかどうか問題となる。</p> <p>以下の点を考慮すると、RWC 実行委員会の監事監査において、十分な監事機能が果たされていたといえるか疑問である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が作成した監査受検報告でRWC 実行委員会の監事監査の実施状況を確認したところ、監事2名が別日程でそれぞれ20～30分程度の監査時間となっており、十分な監査時間が確保されていたとは考え難いこと ・個別検出事項「6（3）任意団体の事務手続・処理」に記載したような問題が生じているが、監事監査において特に指摘事項等はなかったこと 	文化・スポーツ部	措置済	<p>引き続き、十分な監査時間の確保や資料の事前配布を行うなど、充実した監査の実施に向けて取り組むこととした。</p>
23	<p>■事業評価対象経費の範囲</p> <p>職員人件費や県営スポーツ施設の整備・維持管理が事務事業評価の対象に含まれていないため、その妥当性が問題となる。スポーツ振興の事業分野では職員人件費や県営スポーツ施設の整備・維持管理が経常的な事業費全体の過半を占めており、特にソフト事業では職員人件費の比重が大きいケースもあり得る。このような事業費が事務事業評価の対象外になっているため、スポーツ振興に係る事業費の有効性評価が困難である。</p>	文化・スポーツ部	措置済	<p>政策評価においては、監査人の所見にある人件費や管理費等を用いたB/Cの算出については、便益を金銭価値化できないため、このような手法では投入コストと比較しても適切に測ることができないと判断している。しかしながら、事業の有効性を高める観点から、維持管理費などの経常的経費の分析を行うなどし、引き続き、より一層の効果的な事業の実施に努めることとしている。</p>
24	<p>■成果指標と活動指標の区分</p> <p>県が掲げる「成果を重視する行政の推進」の観点から、評価対象事業に設定された成果指標の妥当性が問題となる。以下の事業に係る成果指標は、県民の視点に立った成果重視の行政運営を図るという事業評価の目的に資するものといえるか疑問である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超人スポーツワークショップ参加者数、超人スポーツオープンセミナー参加者数 ・指定選手の国内、海外遠征回数 ・スーパーキッズ事業、スペシャルスクール等参加児童・生徒数 ・強化事業参加人数 等 	文化・スポーツ部	措置済	<p>事務事業評価の指標（目標）設定は、制度所管課である政策企画課と調整の上で設定しており、適切な指標設定であると考えている。</p> <p>今後の指標設定においても、成果指標と活動内容指標の混同がないか精査の上、設定を行うこととした。</p>

No.	指摘等事項	所管 部局	措置計画（令和3年8月1日現在）	
			区分	概要
25	<p>■費用便益分析に係る情報開示</p> <p>「50年間にわたり年間来場者数166,164人」という独自の条件設定について、大規模事業評価に示されている事業目標（通年利用開始初年度（令和5年度）の施設年間利用者数151,000人）や人口減少見込との整合性が問題となる。</p> <p>大規模事業評価調書において、費用便益分析は大規模公園費用対効果分析手法マニュアルによるとの説明のみで、独自の条件設定に関する説明はなされていない。来場者数の推計は費用便益分析の重要な要素と考えられるため、本件大規模事業評価調書において十分な情報開示が行われていたとは言い難い。</p>	文化・スポーツ部	措置済	<p>新野球場の費用便益分析の内容については、岩手県大規模事業評価専門委員会に資料提出、説明を行い、その内容を踏まえて、十分に審議がなされたものであるほか、議事録についても公表されているところである。</p> <p>なお、独自の条件設定に関する大規模評価調書への明記については、今後必要に応じて、岩手県大規模事業評価専門委員会を所管している政策企画課とも調整しながら検討することとした。</p>
26	<p>■政策評価の説明</p> <p>県政の総合的な計画の課題等を検証し、その結果を次の政策等に適切に反映させることにより、効果的かつ効率的な行政を推進するとともに、県民の視点に立った成果重視の行政運営を図るという政策評価の目的の観点から、政策評価に記載されている説明に留意されたい。</p>	文化・スポーツ部	措置済	<p>監査人からの意見を踏まえ、政策評価に記載する説明内容について留意することとした。</p>
27	<p>■多様な主体との協働の考慮</p> <p>政策評価に掲げている以下の「具体的推進方策指標」に関して、多様な主体との協働を考慮した指標への見直し余地がないか留意されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合型地域スポーツクラブ会員数【I4 ライフステージに応じたスポーツを楽しむ機会の充実】 ・県内トップ・プロスポーツチームによるスポーツ教室等の参加者数【IV26 スポーツを生かした人的・経済的な交流の推進】 	文化・スポーツ部	措置済	<p>今後、指標設定の際には、監査人からの意見にも留意しながら、指標を設定することとした。</p>
28	<p>■政策優先度を明確にした事業推進</p> <p>岩手県は、県土の広大さもあり施設数が多数あるが、行財政環境も厳しく、設置から相当年数経過し、施設老朽化への対応が不十分なものも多くあることから、県行政サービスの低下が懸念される。</p> <p>また、社会環境も変化し、市町村や民間における施設もかつてに比べて充実しており、県有施設の廃止を含め、あり方を検討する必要がある。</p> <p>しかし、個別施設計画は策定中であり、今後の改善施策が明確になっていない。県のスポーツ振興事業全体を維持・発展させる観点から、市町村や関係団体などを含めた県の行政サービス水準等を検討の上、財源や人的資源の配分をハード（施設整備、維持管理）からソフト（特に地方創生分野）にシフトするなど、政策優先度を明確にした事業推進が必要と考える。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症については、監査対象年度における大きな影響は確認できなかったが、今後、感染防止のための「新しい生活様式」への対応が求められる。ICTの利活用によるスポーツへの参加機会の創出などの新たな取組も見られることから、県は、引き続き社会環境の変化を注視の上、事業推進に取り組まされたい。</p>	文化・スポーツ部	措置済	<p>令和3年2月に策定・公表した「岩手県文化スポーツ部所管公共施設個別施設計画」に基づき、施設の維持管理や修繕等を行い、最適化に向けて取り組むこととした。</p> <p>また、市町村及び関係団体等と連携し、より多くの県民のスポーツへの参画を目指し、新型コロナウイルス感染症等の社会環境の変化に対応した事業の推進を図っていくこととした。</p>
29	<p>■行政経営目標設定の実行性確保</p> <p>公共施設等総合管理計画の目的は中長期的なコストの縮減・財政負担の平準化であり、個別施設計画の策定はその手段と考えられる。よって、行政経営プランにおける公共施設の長寿命化対策に係る目標指標は、個別施設計画の策定割合より、長寿命化対策等の効果額とするのが合理的である。県民の視点に立つて成果を重視する行政経営に取り組むため、行政経営目標設定の実効性を確保する必要があると考える。</p>	総務部	措置済	<p>公共施設の長寿命化対策が図られるよう、次期行政経営プランの策定に当たっては、当該意見にも留意しながら検討を行うこととした。</p>
30	<p>■出資法人の在り方の見直し</p> <p>事業団は、事業活動の実態を十分に考慮した外部・内部環境分析を行った上で、経営課題を的確に把握し、課題の解決に向けた具体的かつ有効な取組を計画的に行うことが必要である。県としては、事業団の自律的な取組を尊重しつつ、実効性ある運営評価等の指導監督を通じて、事業団の取組を支援することが期待されている。</p> <p>一方で、県は、運営評価の結果等を踏まえながら、県施策推進上の役割や存在意義が変化していると認められる県出資等法人、抜本的な経営改革が必要なもの等に対して、有効な措置を果断に講じるよう求める。</p>	文化・スポーツ部	措置済	<p>県では、出資等法人改革の取組等により県施策推進上の役割や存在意義について見直しを行っているが、事業団は県内スポーツ関係団体の取りまとめ役として貴重な存在であり、県施策推進上重要な役割を担っている。今後も、県出資法人指導監督要綱に基づき、毎年度、事業実施状況及び経営状況について運営評価を行うこととした。</p>

出所：令和2年度包括外部監査の結果に係る措置計画（岩手県 令和3年8月1日時点）